平成 30 年度　全国統一研修会①

法人税調査における各勘定科目別ポイント

【日程・会場】

平成 30 年 7 月 9 日（月） なら 100 年会館　中ホール

平成 30 年 7 月 17 日(火） オリックス劇場

平成 30 年 7 月 23 日(月） ロームシアター京都　メインホール

【時　　間】10 時 30 分～16 時 30 分

【講　　師】税理士　**岸田　光正**　先生

日本税理士会連合会

ご意見･ご感想を募集しております

本会研修部では、今後の研修会の企画・実施の参考とさせていただきたく、本会主催研修会に対するご意見･ご感想を次の要領により承っています 。

■ご意見・ご感想の提出方法について

氏名並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載のうえ、下記のメールアドレスへご提出をお願いします。

電子メールアドレス：info_kensyu@kinzei.or.jp

■留意事項について

・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
・ご記入いただいた氏名、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・ご記入いただいた情報は本会の研修事業以外の用途には使用しません。

本冊子に記載しております内容全てにおきまして、作成者等の許可なく再配布、転送、複製等されませんようご配慮のほどお願い申しあげます。

タイムスケジュール

（時間）	内容	担当
10:30	開会アナウンス	（司会） 研修部員
10:32	講演1.	（講師） 税理士　岸田　光正　先生
12:00	（昼休憩）	
13:00	講演2.	（講師） 税理士　岸田　光正　先生
14:45	（休　憩）	
15:00	講演3.	（講師） 税理士　岸田　光正　先生
16:28	閉会アナウンス	（司会） 研修部員
16:30		

目　次

第 1 章　売上 ----------1

第 2 章　仕入 ----------5

第 3 章　棚卸資産 ----------7

第 4 章　売上割戻し ----------11

第 5 章　交際費等 ----------15

第 6 章　寄附金 ----------23

第 7 章　役員給与・人件費 ----------26

第 8 章　修繕費 ----------31

第 9 章　固定資産 ----------36

第 10 章　有価証券 ----------40

第 11 章　租税公課 ----------44

第 12 章　繰延資産 ----------48

第 13 章　ソフトウエア ----------53

第 14 章　会費・入会金 ----------56

第 15 章　短期前払費用 ----------60

大規模法人における税務上の要注意項目確認表 ----------61

◎　交際費等における 5,000 円基準の確認事例 10 題 ----------90

◎不正計算事例（オーナー企業以外の法人を中心に） ----------94

◎加算税の加重措置（平成 28 年度改正） ----------96

◎不服申立制度について ----------97

（付録）

・大規模法人における税務上の要注意項目確認表（原本）
・申告書確認表（原本）
・申告書確認表[留意事項]（原本）

第１章　売上

◎売上における調査ポイント

①　売上除外はないか
②　売上の計上漏れ（繰延べ）はないか
③　翌期に計上すべき赤字取引を当期に計上していないか
④　売上値引の計上時期は妥当か

売上勘定は、仕入勘定、棚卸商品勘定とともに、損益勘定を調査する上で最も重要な勘定科目であり、税務調査の際には必ず調査対象となる科目です。

1　売上勘定の調査方法

(1)　取引の流れ、作成帳簿等の把握

(2)　売上の計上時期の妥当性の検討

(3)　翌期の売上からの検討

(4)　他の費用項目からの検討

(5)　代金の決済状況等からの検討

(6)　資料せんとの突合による検討

(7)　現金有高調査による検討

(8)　領収書控からの検討

2　否認を受けないための対応

(1)　物の流れから検討する

(2)　翌期の売上計上分からの検討

(3)　対価が未確定なものも売上計上されているかの確認

(4)　売掛金残高の確認

(5)　前受金等負債項目の検討

(6)　厳格な現金管理

(7)　別表四での加算、消費税の調整

3　否認事例

(1)　納品書控えから

翌期の売上に係る納品書控えを検討したところ、納品日が調査対象事業年度であるものが見られた。

(2)　売掛金残高から

調査法人の売掛金残高と取引先の買掛金残高が不一致であることを端緒に、売上計上漏れの事実が判明した。

(3)　前受金残高から

前受金残高の内容を検討したところ、売上計上すべき入金であることが判明した。

(4)　資料せんの突合から

調査官が持参した資料せんと売上勘定を突合したところ、売上除外の事実が判明した。

(5)　個人預金の入金状況から

代表者の個人預金の入金状況を検討したところ、簿外売上代金が入金されていた。

(6)　代表者借入金から

簿外売上代金を、代表者借入金の入金として処理していた。

(7)　領収書控えから

会社が保管していた領収書控えと売上勘定を突合したところ、売上除外が判明した。

（8）　現金監査の実施から

飲食業につき、現金監査を実施したところ、実際現金有高が現金出納帳有高より多額であることが判明し、それを端緒に現金売上の除外が判明した。

4　誤りやすい事例

（1）　合理的な理由がないにもかかわらず、売上計上基準を出荷基準から検収基準へ変更していたもの

売上の計上基準としては、出荷基準、検収基準等がありますが、いったん一つの基準を採用したならば、継続適用が必要とされます（法基通 2-1-2)。

そして、売上計上基準の変更は、その理由が合理的であると認められる場合にのみ可能であると考えられます。

したがって、例えば、合理的な理由もなく、売上計上基準を出荷基準から検収基準に変更するような処理を行うと、利益調整のための変更であると認定され、その変更が認められない場合があります。

（2）　棚卸商品である土地等の販売において、その引渡しが完了しているにもかかわらず、代金の 50%相当額を受領していないという理由で売上計上していなかったもの

棚卸資産が土地等であり、その引渡しの日がいつであるかが明らかでない場合には、①代金の相当部分（おおむね 50%以上）を収受した日か、②所有権移転登記の申請（登記に必要な書類の交付を含む）をした日のいずれか早い日に引渡しがあったものとすることができます（法基通 2-1-2)。しかし、これはあくまでも、引渡しの日がいつであるかが明らかでない場合の取扱いについてです。明らかに引渡しが完了している場合には、代金の相当部分を受領していなくても、売上を計上する必要があります。

（3）　不動産賃貸業において、受取家賃のうち期末未入金分を未収計上していなかったもの、また、受入保証金のうち返還を要しない部分の収益計上をしていなかったもの

受取家賃については、前受金部分を除き、原則として、契約等によりその支払いを受けるべき日、すなわち「支払期日」に収益計上しなければなりません（法基通 2-1-29)。

また、保証金、敷金等として受け入れた金額のうち、期間の経過等、一定の事由の発生により返還しないこととなる部分の金額については、その返還しないこととなった日の属する事業年度に収益計上する必要があります（法基通 2-1-41)。

（4）　建設業等において、長期大規模工事に該当する工事であるにもかかわらず、工事進行基準を適用していなかったもの

工事進行基準とは、工事の請負に係る収益及び費用をその工事の進行に応じて計上する基準をいい、原則として任意適用ですが、次の①から③の要件を満たす工事（長期大規模工事）については工事進行基準が強制適用されます（法法 64①、法令 129①②）。

① その着手の日から契約で定められている目的物の引渡しの期日までの期間が 1 年以上であること
② その請負の対価の額が 10 億円以上の工事であること
③ その工事に係る契約において、その請負の対価の額の 2 分の 1 以上がその工事の目的物の引渡しの期日から 1 年を経過する日後に支払われることが定められていないこと
建設工事業等の場合、請け負った工事等が長期大規模工事に該当するかどうかを確認する必要があります。

第２章　仕入

◎仕入における調査ポイント

①　架空仕入はないか
②　仕入の繰上計上はないか
③　簿外仕入、簿外売上はないか
④　仕入値引、返品の処理は妥当か

仕入勘定の調査は、架空仕入はないか、仕入の繰上計上はないかなどという点を中心に行われます。

1　仕入勘定の調査方法

(1)　取引の流れ、作成帳簿等の把握

(2)　仕入の計上時期の妥当性の検討

(3)　仕入代金の決済状況等からの検討

(4)　取引態様からの検討

(5)　買掛金残高からの検討

(6)　証ひょう等からの検討

(7)　反面調査の実施

2　否認を受けないための対応

(1)　物の流れからの確認と整理

(2)　買掛金残高からの確認

(3)　翌期の仕入値引、戻し等からの検討

3　否認事例

(1)　現金取引、スポット取引から

現金取引、スポット取引を行っている仕入先に対し反面調査を行ったところ、架空の取引であったもの。

(2)　証ひょう書類から

市販の領収書、請求書を用いている取引先からの仕入が架空であったもの。

(3)　買掛金残高から

継続して多額の買掛金残高がある仕入先との取引内容を検討したところ、仕入の返品処理が記帳もれとなっていたもの。

(4)　仕入単価の変動状況から

利益調整のため、一方的に当期の仕入単価を過大にして計上し、翌期に仕入値引の形で訂正処理をしていたもの。

(5)　入荷記録から

倉庫における入荷記録がない仕入を検討したところ、架空であったもの。

(6)　工事原価の付替え

建設業において、未成工事に係る原材料費を完成工事原価に付け替えていたもの。

第 3 章　棚卸資産

◎棚卸資産における調査ポイント

①　棚卸除外はないか
②　棚卸資産の数量、評価が過少ではないか
③　評価損、廃棄損の計上は妥当か

商品、製品、原材料、仕掛品などの棚卸資産は、期末において、取引先等の外部への影響を考慮せず、会社の内部だけで容易にその計上額の調整が可能であること、また、調整を行っても翌期に戻し入れられるため、翌期にはその調整が治癒されることなどから、利益調整の手段として利用される可能性が高い勘定科目です。
また、棚卸資産はその額が多大になる場合が多く、期末棚卸高の多寡により、課税所得が直接的に大きく影響を受けます。
このようなことから、棚卸資産は、税務調査において売上、仕入とともに最も注意を要する科目の一つであるとされています。
売上高に対応する売上原価は、例えば、小売業や卸売業の場合、通常、次の算式で求められ、期末棚卸高が過少に計上されれば、当期の売上原価は過大に計上されることになります。

（売上原価）＝（期首棚卸高）＋（当期仕入高）－（期末棚卸高）

したがって、税務調査においては、期末棚卸計上高が過少となっていないか、すなわち、簿外の棚卸資産はないか、棚卸資産の過少評価はないかということがポイントとなります。

1　棚卸資産勘定の調査方法

(1)　期末棚卸高計上までのプロセスを聴取する

(2)　実地棚卸の際の原始記録を確認する

(3)　棚卸資産の保管状況を現場に臨場して確認する

(4)　期末前後の売上、仕入から期末数量の妥当性を検討する

(5)　調査日現在の商品有高から期末数量の妥当性を検討する

(6)　預け在庫等が計上漏れとなっていないか検討する

(7)　仕入単価などから期末評価の妥当性を検討する

(8)　評価損計上の妥当性を検討する

(9)　廃棄損計上の妥当性を検討する

2　否認を受けないための対応

(1)　棚卸原始記録の保管

(2)　期末前後における売上、仕入状況からの検討

(3)　社外における在庫の確認

(4)　評価方法及び計算プロセスの確認

(5)　棚卸資産の取得価額の確認

(6)　評価損計上根拠の確認

(7)　除却損計上の妥当性の確認

3　否認事例

(1)　棚卸しの際の原始記録より

保管されている期末棚卸しの際の原始記録を詳細に検討したところ、原始記録の一部を破棄していることが明らかになったもの。あるいは、原始記録に記載されている数量の一部を改ざんしていたもの。

(2)　期末棚卸表の集計状況より

期末棚卸表の集計プロセスにおいて故意に集計額を誤って計算し（集計違算)、期末棚卸高を過少に計上していたもの。

(3)　在庫の現物調査より

倉庫など棚卸資産の保管場所に臨場し、調査日現在の在庫の状況を確認したところ、調査対象事業年度に購入した商品が期末に計上漏れとなっていた事実が明らかになったもの。

(4)　倉庫保管料より

倉庫保管料の請求内容から検討を行ったところ、倉庫保管の棚卸商品の一部を除外していたことが明らかになったもの。

(5)　架空売上の計上

期末に仕入単価とほぼ同額の単価で架空の売上を計上する形で棚卸除外を行い、翌期に架空売上における単価より高い単価で簿外売上を行っていたもの。

(6)　付随費用の計上漏れ

引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等の費用を棚卸資産の取得価額に含めていなかったもの。

(7)　低い単価による仕入

最終仕入原価法を採用している法人が、期末直前に仕入先に依頼して、異常に低い仕入単価により仕入を行い、期末棚卸資産の単価を引き下げていたもの。なお、翌期首直後の仕入単価は、前期、単価を引き下げた見返りに高めに設定されていた。

(8)　未成工事支出金に係る工事原価の付け替え

未成工事に係る工事原価を、完成工事に係る原価に付け替えて期末の未成工事支出金を過少に計上していたもの。

(9)　廃棄損の計上時期誤り

廃棄したとされる商品の廃棄状況を、廃棄業者からの請求書等から検討したところ、期末までに廃棄処分が行われていなかったもの。

4　誤りやすい事例

(1)　引取運賃、運送保険料、購入手数料が少額であるという理由で、棚卸資産の取得価額に含めていなかったもの

棚卸資産の取得価額には、その購入に際して支出した付随費用も含まれます。付随費用は、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等の外部付随費用と、買入事務、検収、整理、選別、配送等に係る内部付随費用とに分類されます（法令 32①）。

このうち内部付随費用は、その費用の額が、その棚卸資産の購入代価のおおむね3%以内の少額なものである場合には、その棚卸資産の取得価額に含めないことができます（法基通5-1-1)。しかし、外部付随費用については、たとえ少額であってもその棚卸資産の取得価額に含めなければなりません。

(2)　代替性のある棚卸資産について個別法を適用していたもの

棚卸資産の評価方法の一つに個別法があります。個別法とは、個々の棚卸資産についてそれぞれの取得価額をひも付きで評価する方法です。

個別法を代替性のあるいわゆる規格商品について適用した場合、会社にとって都合のよい価額を恣意的に棚卸資産の価額や売上原価とするなど、利益調整に利用される可能性があります。そのため個別法は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ規格に応じて価額が定められている棚卸資産には適用できないこととされています（法令28③)。

(3)　2年前に変更した棚卸資産の評価方法を今回また変更しようとしていたもの

棚卸資産の評価方法を変更するためには、その事業年度開始前までに「棚卸資産の評価方法の変更承認申請書」を税務署長に提出し、その承認を受ける必要があります(法令30①)。

ただし、その承認申請があった場合でも、①現によっている評価の方法を採用してから「相当期間（3年)」を経過していない場合や、②変更後の評価方法によると所得計算が適正に行われないと認められる場合などは、原則としてその申請が認められません（法基通5-2-13)。

なお、3年以内の変更であっても、その変更が合併に伴うものであるなど、変更について特別な理由がある場合には、変更が承認される場合もあります。

(4)　物価変動、過剰生産、建値の変更等の理由により、棚卸資産の評価損を計上していたもの

棚卸資産について、破損、型崩れ、棚ざらし、品質低下、災害等による著しい損傷、著しい陳腐化が生じた場合などには、評価損の計上が認められます（法令68①一)。

ただし、棚卸資産の時価が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは評価損の計上は認められませんので、ご注意下さい（法基通9-1-6)。

第４章　売上割戻し

◎売上割戻しにおける調査ポイント

①　売上割戻しの計上時期は妥当か
②　交際費に該当する売上割戻しはないか
③　架空の売上割戻しはないか
④　取引先に対する不正加担はないか

売上割戻しとは、商習慣の一種で、得意先に対する払戻し、ないしは金銭支出のことをいいます。その額は、その会社の売上高や売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに、あるいは得意先の営業地域の特殊事情、協力度合等を勘案して決められます。売上割戻し勘定の調査は、その計上時期は妥当か、交際費に該当するものはないか、不正行為を行っていないか、などという点を中心に調査が行われます。

1　売上割戻し勘定の調査方法

(1)　算定基準等の把握

(2)　計上時期の妥当性の検討

・売上割戻しの計上基準

	売上割戻しの種類	計上時期
①	その算定基準が販売価額又は販売数量によっており、かつ、その算定基準が相手方に明示されている売上割戻し	割戻しの対象となる商品を販売した日か相手方に割戻額を通知又は支払った日
②	①以外の売上割戻し	割戻額を通知又は支払った日（注）

（注）　期末までに割戻金を支払うこと及びその算定基準が内部的に決定されており、確定申告書の提出期限までに相手方にその割戻額を通知した場合は、期末における割戻金の未払計上が継続適用を条件として認められる。

(3)　割戻額の妥当性の検討

(4)　交付状況等からの検討

2　否認を受けないための対応

(1)　契約内容等からの確認

(2)　相手方への支払い、通知、算定基準明示の有無の確認

(3)　物品等により売上割戻しを行っている場合における物品等の内容確認

(4)　支払相手先の確認

(5)　割戻金を留保している場合

3　売上割戻し勘定の否認事例

(1)　架空の売上割戻し計上

簿外資金を捻出するため、架空の売上割戻し契約書を作成し、現金で架空の割戻額を支出していたもの。

(2)　相手方との通謀

正規の割戻額に一定額を上乗せして割戻金を相手方に支払い、簿外で上乗せ分の返戻を受けていたもの。

(3)　契約日の改ざん

売上割戻し契約をバックデートして作成し、売上割戻しに仮装して相手先に対する利益供与を行っていたもの。

(4)　契約内容から

契約上の算定基準における割戻額より、実際に支払われた割戻額の方が過大であったもの。

(5)　支払相手先から

割戻金を得意先ではなく、得意先の従業員に支払っていたもの。

(6)　割戻額の通知状況から

確定申告書提出期限までに、相手方に対し割戻額を通知していないにもかかわらず、期末に売上割戻金を未払計上していたもの。

(7)　割戻金の留保状況から

割戻金の支払いを特約店契約解約時まで留保する旨の契約であるにもかかわらず、割戻しの対象となる商品を販売した都度、割戻しを計上していたもの。

4　売上割戻し勘定に係る誤りやすい事例

(1)　売上割戻額を商品券で交付しているにもかかわらず交際費等としていなかったもの

売上割戻しと同一の基準で物品を得意先等に交付する場合、その物品が少額物品（その購入単価がおおむね3,000円以下の物品）である場合には、その物品の交付に要する費用は交際費には該当しません（措通61の4(1)-4）。

この少額物品かどうかの判定の要素となる購入単価は、通常の取引単位ごとの金額によるものとされています。よく問題となるのが、ビール券や商品券のような商品引換券が少額物品にあたるかどうかですが、その判定は下図のように行うこととされています。

・　商品引換券における少額物品の判定

(1)　ビール券、図書券などのように、引き換えることができる物品が特定されているもの	その商品引換券の1枚の券面額、又はこれに相当する金額を基準として少額物品かどうかの判定を行う
(2)　商品券、お買物券などのように、引き換えることができる物品の種類が特定されていないもの	券面金額がいくらであるかにかかわらず少額物品には該当せず、交付に要した費用は交際費となる
(3)　旅行券、観劇券、食事券などのように、これと引換えに特定のサービスが提供されるもの	サービスは物品ではないので、(2)と同じく交付に要した費用は交際費となる

(2)　売上割戻しとしてゴルフクラブを交付しているにもかかわらず交際費等としていなかったもの

売上割戻しと同一の基準で物品を得意先等に交付する場合、その物品が事業用資産（相手方において棚卸資産又は固定資産として販売又は使用することが明らかな物品）である場合には、その物品の交付に要する費用は交際費に該当しないものとされます。

この場合、交付した物品が事業用資産に該当するかどうかは、その物品の性格に応じて判断し、それは、おおむね以下のような区分により判断されます（措通61の4(1)-4）。

<table>
<tr><td colspan="3">金銭</td><td rowspan="4">単純損金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">物品</td><td rowspan="2">事業用資産</td><td>棚卸資産</td></tr>
<tr><td>固定資産</td></tr>
<tr><td rowspan="2">それ以外</td><td>少額物品（おおむね3,000円以下）</td></tr>
<tr><td>それ以外</td><td rowspan="2">交際費等</td></tr>
<tr><td colspan="3">旅行観劇等</td></tr>
</table>

◎　事業用資産の具体例

(1)　事業用資産に該当するもの	①　商品陳列棚、レジスターなど事務用として確実に用いられると認められる器具備品 ②　商品運搬用の貨物自動車 ③　従業員の使用する作業服など
(2)　事業用資産に該当するとはいえないもの（注）	①　指輪、ブローチ、ネックレスなどの宝石や貴金属類 ②　絵画や彫刻、書画骨董などの美術品 ③　ゴルフクラブ、テニスラケット、テレビゲーム機などの娯楽、スポーツ用品 ④　鏡台、タンス、ベッドなどの家庭用家具 ⑤　電子レンジ、カラーテレビ、洗濯機などの家庭用電化製品

（注）　(2) に例示したものでも、得意先の業種、業態によってはこれを事業のために使用することが明らかな資産である場合もあり得るので、このような場合には、その得意先の事情により判断する場合も考えられる。

第5章　交際費等

◎交際費における調査ポイント

①　交際費に該当する費用を他の費用に仮装していないか
②　交際費以外の科目の中に交際費に該当するものが含まれていないか
③　いわゆる5,000円基準の適用に誤りはないか
④　固定資産、棚卸資産の取得価額の中に交際費に該当するものが含まれていないか
⑤　交際費の中に、個人的費用や使途秘匿金に該当するものが含まれていないか

交際費とは、租税特別措置法において、「交際費、接待費、機密費その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいうとされています（措法61の4③）。
したがってその範囲は広く、その支出の相手方は得意先、仕入先だけではなく、同業者、従業員、株主、地域住民などの事業関係者が含まれます。また、単なる飲食、贈答の費用だけではなく、謝礼金、リベート、情報提供料、談合金、地元対策費なども交際費に含まれる場合があり、その処理について誤りが多く見受けられます。
さらに、その否認額は売上の繰延べや経費の繰上計上、あるいは棚卸資産の計上漏れなどとは異なり、翌期以降認容（減算）とならず、社外流出となるため、その影響は大きいものとなります。
交際費の調査は、主に、帳簿に記載されているものにつき、その内容を検討するという方法で行われるため、調査官にとっても、調査が比較的容易な科目となります。
昨今の不況等で交際費に係る支出が減少傾向にあるとはいえ、交際費は税務調査の際、必ずといっていいほど調査の対象となる科目です。

1　交際費勘定の調査方法

(1)　社内におけるチェック体制の把握

(2)　元帳、経費帳、証憑類、契約書等からの検討

(3)　稟議書、社内決裁文書からの検討

(4)　交際費に係る予算、実績からの検討

(5)　業種、業態からの検討

(6)　反面調査の実施

2　否認を受けないための対応

(1)　会議費

5,000円基準の創設により以前より少なくなりましたが、会議費と交際費の区分について、税務調査において問題となる場合がよく見受けられます。

来客との商談、打合せなどに際して、社内又は通常会議を行うのにふさわしい場所において、昼食の程度を超えない飲食物の供与に要する費用は交際費には該当しないとされています（措通61の4(1)-21）。この「昼食の程度」には、食事の際における、お茶がわりのビール1～2本程度も含まれるとされており、アルコールを提供すれば即交際費になるというものではありません。

両者の区分については、

①　時間帯：昼か夜か、また会議中か会議後か

②　場所：会議を行うのにふさわしい場所か

③　単価：相手方の地位によりその金額が異なってくる場合もある

④　アルコールの程度：会議の後は不可、会議の途中であれば、当然、その食事後、会議が再開できる程度

などをもとに社内で基準をつくり、その基準に従って統一的に処理することが望ましいと思われます。また、税務調査の際にも調査官にこの基準を示し、処理の妥当性を確認してもらうことが必要です。

なお、5,000円基準は、交際費に該当する飲食費について適用されるものであり、その支出が交際費ではなく会議費に該当するものであれば、たとえ一人当たりの単価が5,000円超であったとしても交際費には該当しないものと思われます。

(2)　売上割戻し

得意先等に対し、売上高に比例して、あるいは売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しは、交際費に該当しません（措通61の4(1)-3）。しかし、割戻しを金銭ではなく物品等の交付で実施する場合、例えば指輪・宝石などの貴金属類、高級ゴルフクラブ、商品券、食事券など、事業用資産（棚卸資産や相手方が固定資産として販売又は使用することが明らかな物品）や少額物品（購入単価がおおむね3,000円以下の物品）以外のものを交付すると、交際費に該当することになります（措通61の4(1)-4）。

また、割戻金をその得意先等ではなく、得意先等の役員や担当者個人に支払った場合は、たとえ金銭で支出されたものであっても交際費となります。

(3)　販売促進費

一般顧客から新規顧客を紹介してもらったことに対する謝礼金などのように、情報提供を業としていない者に対する謝礼金については、次の三つの要件をすべて満たしていなければ交際費に該当することになりますので、注意が必要です（措通 61 の 4(1)-8)。

①　その金銭等の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること

②　提供を受ける役務の内容がその契約において具体的に明らかにされていること

③　交付した金品の価額が役務の内容に照らし相当と認められること

なお、①における「契約」についてですが、必ずしも契約書の形で作成されたものである必要はなく、チラシ・ポスター等により条件を広く周知させる方法でも差し支えありません。要は、謝礼金の額を支払う側の裁量で決めるのではなく、相手側の方からも「これこれの役務を提供したのだから、これこれの謝礼金を下さい」と請求できるような条件を事前に明示しておくことが必要ということです。

(4)　福利厚生費

交際費における接待等の相手方は、得意先や仕入先などはもとより、会社の役員、従業員、株主、地域住民等も含まれます（措法 61 の 4③)。したがって、例えば社内において、特定の優秀社員のみを酒食により慰労するような場合は、通常の福利厚生活動のように、全社員一律で、かつ社会通念上一般的に行われているものとは異なるため、特定の従業員に対して接待等を行ったものとされ、交際費とされる場合があります。

(5)　広告宣伝費

通常、広告宣伝活動は、不特定多数の一般消費者を対象として行われるものとされています。したがって、例えば製薬業者が医者等に対し、一定額以上の購入者の中から抽選で海外旅行に招待するといったようなキャンペーン費用は、医者という特定の得意先の歓心を買い、自社製品購入を期待するための費用とされ、交際費に該当します。

次のような者は一般消費者にはあたりませんので注意が必要です(措通 61 の 4(1)-9 注書)。

①　医薬品メーカー・販売業者における医師や病院

②　化粧品メーカーにおける美容院、理容院

③　建材メーカーにおける建築業者

④　肥料メーカーにおける農家など

なお、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭い等を配付する費用については、通常、交際費には該当しませんので、できるだけこのようなものを、広告宣伝活動に用いるのも一つの方法です（措令 37 の 5)。

(6)　旅費交通費

交際費には、得意先等を接待、供応するための費用がすべて含まれます。したがって、接待の際、得意先をタクシーなどで送迎する費用や、手土産なども交際費となります。
この接待時のタクシー代を、交際費に含めていない法人が多く見受けられます。

(7)　会費

親睦を目的とした同業者団体の会費やロータリークラブ、ライオンズクラブ等の入会金、通常会費などは原則として交際費に該当します（法基通 9-7-15、9-7-15 の 2)。同業者団体については、その会則などを必ず入手のうえ内容を確認し、交際費とすべき会費でないかどうかを確認する必要があります。

また、ゴルフクラブの会費やプレー代が交際費となるのはもちろんですが、名義書換料（新規に会員権を取得した場合を除く）やロッカー料も交際費となりますのでご注意下さい（法基通 9-7-13)。なお、新規に会員権を取得した場合に支出する名義書換料は、その会員権の取得価額に含める必要があります。

(8)　寄附金

事業に直接関係のない者に対して、金銭や物品などを「贈与」した場合は、原則として寄附金として取り扱われます。一方、得意先や仕入先など、事業に関連する者に対して金銭や物品などを交付した場合、税務調査においては、何らかの見返りを期待して行われる「贈答」とみなされ、交際費として認定される場合が多いようです。したがって、寄附金勘定の中に事業に関連する者に対する支出などが含まれている場合、それが交際費に該当するものでないかを十分検討しておく必要があります。

(9)　交際費

交際費の調査は、本来、交際費勘定以外の勘定科目について調査を行うものですが、交際費勘定そのものについて調査を行い、個人的費用の支出や使途秘匿金が含まれていないかを検討することがあります。

(10)　その他

その他、入札における談合金の支出や株主総会対策として、いわゆる総会屋に支払う費用についても交際費とされますが（措通 61 の 4(1)-15（六)、(十))、これらの支出は外注費、支払手数料、広告料、情報提供料などの科目に仮装して支出されることが多いようです。税務調査において、これらの支出が交際費であるとして否認された場合は、科目や支払う理由を仮装しているとして重加算税の対象となる場合がほとんどです。
これらの支出は、本来あってはならないものですが、仮に支出する場合は、当初の申告において的確に交際費として処理しておく必要があります。

3　否認事例

(1)　中元、歳暮の費用

中元、歳暮に係る費用のうち、その単価が 5,000 円以下のものを抽出し、少額であるという理由だけで交際費から除いていたもの。

(2)　社員慰労のための費用

特定の社員のみを対象とした、「慰労」という名目での高級クラブ等における飲食の費用を、福利厚生費として処理していたもの。

(3)　居酒屋での会議費

本来、会議を行うのにふさわしくない場所である居酒屋等での飲食費用を、打合せのための会議費として処理していたもの（一人当たり 5,000 円超のもの)。

(4)　会議が終わったあとの飲食費

得意先との社内における商談が終了した後、打ち上げのため料亭等で飲食した費用を、会議費として処理していたもの（一人当たり 5,000 円超のもの)。

(5)　得意先の役員に対する売上割戻し

本来、得意先に対して行うべき売上割戻しを、得意先に対してではなく、その得意先の役員や従業員個人に対して行っていたもの。

(6)　事業用資産でないものによって行われた売上割戻し

売上割戻しと同一の基準で得意先に物品を交付しているが、その物品が、指輪等の宝石・貴金属類、ゴルフクラブセット、ゲーム機など事業用資産に該当しないもので行われていたもの。

(7)　談合金の仮装計上

談合金の支出を明らかにするのを避けるため、談合金を外注費として計上し、帳簿等に架空の作業内容を記していたもの。

(8)　地元対策費の支出

工場建設の際に生じた地域住民の建設反対運動を阻止するため、地元の有力者に支払った工作活動費を設計料等に仮装計上していたもの。

(9)　情報提供料の支出

情報提供を行うことを業としていない者に対して情報提供料を支出した際、契約に基づいて支出しなければ交際費となってしまうため、後日、契約書をバックデートして作成していたもの。

(10)　5,000 円基準の不正適用

5,000 円基準を適用させるため、参加人数の水増し、請求書や領収証の分割などを行い、一人当たりの飲食費の単価を 5,000 円以下であるとしていたもの。

4　誤りやすい事例

(1)　接待に係るタクシー代を交際費としていなかったもの

得意先などを接待する際に支出したタクシー代も接待等に要した費用となり、交際費に含まれます。

その場合、具体的には、得意先を、接待を行う場所まで招くためのもの、得意先を自宅まで送り届けるためのもの、接待を行う自社の社員が接待を行う場所まで移動するためのもの、接待が終わって自社の社員が深夜に帰宅するためのものなどが、一般に該当すると思われます。

なお、社員が仕入先等から接待を受けるために、その会場までの交通費等を自ら支出した場合、その負担した交通費等は交際費には該当しません。

(2)　売上割戻しと同一の基準で商品券を交付しているにもかかわらず交際費として処理していなかったもの

商品券、お買物券など、引き換えることができる物品が特定されない商品引換券を得意先等に交付した場合、たとえそれが売上割戻しと同一の基準で交付していたとしても、その交付に要した費用は交際費に該当します。

また、旅行券、観劇チケット、お食事券等、これと引換えに特定のサービスが提供されるような商品引換券を交付した場合も同様です。

一　方、ビール券、図書券などのように引き換えることができる物品が特定されているものについて、売上割戻しと同一の基準で交付した場合、その券の 1 枚当たりの券面額がおおむね 3,000 円以下と少額であれば交際費には該当しません。

(3)　売上割戻しを売上高や売掛金回収高に比例して実施していなかったとして交際費処理していたもの

売上割戻しは、得意先等に対し、売上高や売掛金回収高に比例させたり、あるいは売上高の一定額ごとに行われるのが通常です。

しかし、そのような基準によらなくても、得意先がある営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出される費用については、交際費には該当しないとされています（措通 61 の 4(1)-3)。

(4)　スーパー等が新店舗を開設する際、地元商店街に支払った営業補償金を交際費としていなかったもの

スーパーと地元商店街とは、本来、自由な競争をすべき関係にあります。したがって、新店舗を開設する際の営業補償金は、地元商店街に金銭を与えることにより反対を押さえるという一種の工作費的な性格を持ち、交際費に該当します（措通 61 の 4(1)-15（八)）。

(5)　社長の長男である専務の結婚披露宴の費用を、その披露宴に得意先等を多数招いたとして交際費処理していたもの

結婚式や結婚披露宴は、社会通念上、個人的色彩が強い私的な行事であり、その費用は個人が負担すべきものです。

そのため、結婚披露宴の費用は、たとえ会社に関連ある得意先等を多数招いていたとしても、交際費ではなく専務に対する給与（役員賞与）として取り扱われます。

(6)　得意先等を接待するために新築したゲストハウスに係る減価償却費を交際費としていたもの

交際費とは、得意先等に対する接待、供応等の行為のために支出するものをいいます。ゲストハウスに係る減価償却費は、接待、供応等という行為のために具体的に支出したものではありませんので、交際費には該当しないことになります。

(7)　役員に対する渡し切り交際費を交際費として処理していたもの

役員等に対し、接待等のために使用するという名目で毎月定額を支給し、しかもその使途については報告を求めないという、いわゆる渡し切り交際費というものがありますが、この渡し切り交際費はその支給された者に対する給与となります。

このように、接待等に使用するために役員等に対して支給された費用が役員等の給与とされず、法人の支出した交際費であるとして処理するためには、次のような点に注意する必要があります。

①　必ず領収書等によりその費途を明確にしておく

②　渡し切りにせずに必ず精算を行う

③　領収書等がとれない支出については、交際費として処理せず役員給与や使途秘匿金として処理することを検討する

(8)　物品の贈答費用、旅行・観劇やゴルフ等の接待費用、いわゆる社内交際費について5,000円基準を適用していたもの

いわゆる5,000円基準は、原則として、得意先等を接待するための飲食費について適用されます。

したがって、飲食費に該当しない物品の贈答費用、旅行・観劇、ゴルフ等の接待費用等については、たとえ一人当たりの費用が5,000円以下であっても交際費の範囲から除くというような処理は認められません。

（参考）　各国税局における従来の交際費等に関する抽出基準（現在廃止）

局　名	支出内容	抽出基準金額
東京国税局（調査部）	茶菓の接待費用	抽出しない
	来客食事代	１人あたりおおむね 3,000 円程度
	得意先訪問等の手土産代	おおむね 3,000 円程度
	業務に伴う従業員の飲食費	１人あたりおおむね 3,000 円程度
	慰安のための従業員の飲食費 ①　忘年会、新年会、創立記念日等 ②　目標達成に際しての飲食	①抽出しない ②１人あたりおおむね 3,000 円程度
	広告宣伝用物品の贈答費	購入単価がおおむね 3,000 円程度(ただし、中元、歳暮の贈答に代えて支出した場合は交際費)
大阪国税局（調査部）	タクシー代	少なくとも１回の料金が 5,000 円を下回るものは否認しない
広島国税局(調査査察部)	すべての支出	１件当たりの支出額が 5,000 円以下
高松国税局(調査査察部)	東京国税局（調査部）に同じ	東京国税局（調査部）に同じ

〔「税務行政監察結果報告書」（平成12年11月総務庁行政監察局）より〕

第 6 章　寄附金

◎　寄附金における調査ポイント

①　寄附金の計上時期は妥当か
②　国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金については、その要件を満たしているか
③　個人的費用に該当するものはないか
④　繰延資産に該当するものはないか
⑤　親子会社、関連会社等グループ法人間取引において、その取引価額は妥当か
⑥　寄附金の架空、仮装計上はないか

寄附金は、企業会計上はその全額が費用となるべきものですが、法人税法上、一定の損金算入限度額が設けられています。寄附金勘定については、他科目との区分、及び親子会社間取引等が調査でよく問題となります。

1　寄附金勘定の調査方法

(1)　領収証など証ひょうからの検討

(2)　寄附を行った経緯からの検討

(3)　寄附を行った相手先からの検討

(4)　親子会社間等取引で寄附金に該当するものがないかの検討

(5)　不正計算の有無の検討

2　対応策

(1) 国等に対する寄附金の場合

①　採納の有無の確認

②　自己に便益が及ぶ寄附ではないかどうかの確認

③　個人的な寄附金ではないかどうかの確認

④　私道を国等に寄附した場合の注意事項

(2)　指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金の場合

①　指定寄附金、特定公益増進法人等に対する寄附金に該当するかどうかの確認

②　指定期間等の確認

(3)　その他の寄附金の場合

①　寄附金の支払日の確認

②　交際費等に該当するものはないかの確認

③　親子会社間取引につき、低額譲渡・高価買入の有無の確認

④　他科目に計上されている費用のうち寄附金に該当するものはないかどうかの確認

3　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　寄附金の計上時期誤り

領収証等を検討したところ、実際の支出日が翌事業年度であるものを当事業年度の寄附金として処理していたもの。

(2)　任意組合等を通じて支出した寄附金

任意組合等を通じて支出した寄附金を寄附金の額に含めないで損金算入限度額を計算していたもの。

(3)　指定告示期間外の寄附等

主務官庁の告示した指定期間の後に支出した寄附金を指定寄附金として処理していたもの。

また、特定公益増進法人の証明書類（当該寄附金を支出する以前2年以内に発行されたものに限る）の確認をしないで、以前のまま特定公益増進法人に対する寄附金としていたもの。

(4)　採納手続の有無の確認もれ

国等に対する寄附金として処理されているものの内容を検討したところ、正式な採納手続がなされていないことが明らかになったもの。

(5)　開発負担金の処理

開発行為の許可条件に従って支出した費用は、当該開発行為によって取得する資産の取得価額、又は公共的施設の設置費用として繰延資産の額とすべきであるのに、指定寄附金等としていたもの。

(6)　子会社から受け取る技術指導料の減額

子会社から受け取るべき技術指導料の額を、単に子会社が赤字決算になるという理由のみで、期末直前に期首に遡って引き下げていたもの。

(7)　国外関連者に対する寄附金

海外子会社など国外関連者に対する寄附金についてはその支出額全額が損金不算入となるにもかかわらず、その他の寄附金として損金算入限度額を計算していたもの。

(8)　政治団体に対する寄附

政治団体に対する寄附金を交際費又は会費として処理していたもの。

(9)　架空寄附金の計上

現金払いであり、しかも領収証が手書き、さらに寄附を行った経緯に対する説明も不十分である寄附金につき反面調査を実施したところ、その寄附は架空であり、会社の簿外資金として留保されていたことが明らかになったもの。

(10)　修正申告を行った際の限度額計算誤り

修正申告により所得金額が増加した場合には損金算入限度額が増加するのに、これを調整していなかったもの。

(11)　確定申告書への記載

指定寄附金等は、確定申告書にその明細の記載があり、証明書等を保存している場合に限り損金算入が認められるにもかかわらず、その記載がないまま、税務計算上、指定寄附金等に該当するものとして損金算入していたもの（ただし、ゆうじょ規定あり）。

第７章　役員給与・人件費

◎　役員給与・人件費における調査ポイント

①　架空人件費の計上はないか
②　役員等に対する個人的費用の負担はないか
③　過大な役員給与、退職金を支給していないか
④　みなし役員に対する賞与を申告加算しているか
⑤　役員報酬の額を期中で変動させていないか
⑥　使用人兼務役員に対する賞与の処理は妥当か
⑦　未払賞与の計上は妥当か
⑧　出向料に係る処理は妥当か
⑨　源泉所得税関係の処理は妥当か

税務調査においては、架空人件費の計上など不正計算はないか、また役員給与や人件費のうち損金不算入となるものにつき適正に処理されているかといった点が調査のポイントとなります。

人件費のうち、損金算入が認められないものとしては、(1) 損金不算入とされる役員給与、(2) 役員給与、退職金のうち過大部分、(3) 役員の親族など特殊関係使用人に対する給与、退職金のうち過大部分などがあり、このようなものが損金算入されていないかどうかが調査の中心となります。

また、役員給与、人件費の調査においては、法人税の調査だけではなく、源泉所得税の調査についても同時に行われます（調査部所管法人を除く。）。

1　役員給与、人件費の調査方法

(1)　架空人件費の有無についての検討

(2)　個人的費用の付け込みの有無の検討

(3)　経済的利益、現物給与の有無の検討

(4)　期中において役員給与の額を改定している場合の内容検討

(5)　過大な役員給与・退職金の有無の検討

(6)　過大な使用人給与・退職金の検討

(7)　みなし役員賞与の検討

（参考）次のイ～ハの持株要件をすべて満たしている者＋経営に従事している者

イ　持株割合が 50%超の株主グループに属している者（第 1 順位のグループのみでは 50%超に達しないが、第 2 順位、あるいは第 2、第 3 順位のグループの持株数を加えて初めて 50%超になる場合のそれぞれのグループも含まれます）⇒50%基準

ロ　持株割合が 10%超の株主グループに属している者⇒10%基準

ハ　その者（配偶者等を含む）の持株割合が 5%超である者⇒5%基準

(8)　使用人兼務役員賞与の検討

(9)　未払賞与の検討

(10)　出向料の検討

2　否認を受けないための対応

(1)　人件費関係書類等の整備

(2)　経済的利益や現物給与等の有無の確認

(3)　同族関係者に対する過大な給与、退職金はないか

(4)　株主総会の決議、定款により定められた役員給与の額の確認

(5)　未払賞与を計上する場合の留意事項

(6)　役員退職金を支給する場合の検討事項

3　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　架空の人件費を計上していたもの

架空人件費の計上の有無は、税務調査における最重点調査項目のひとつです。
架空人件費の計上が明らかになると、その人件費に係る損金処理が認められないだけではありません。架空人件費で捻出した資金を代表者の個人的費用として支出していた場合には、代表者個人に対する源泉所得税にも影響しますし、支出した相手先を明らかにできない工作費として支出していた場合には、使途秘匿金課税の問題が生じることになります。

(2)　代表者の自宅の家政婦に対する給与を法人の事務職員に対する給与に仮装して支給していたもの

法人が役員に対して与えた経済的利益について損金算入が認められるかどうかは、原則として、その利益が規則的、反復継続的に供与されているかどうかにより決定されます。代表者個人が負担すべき家政婦の給与は、毎月定額で法人から支給されていますので、本来ならば損金算入が認められる役員給与に該当するものです。

しかし、事実を隠蔽、仮装して経理することにより支給された役員給与については、例外として、損金不算入とされます（法法 34③)。

(3)　役員給与を日割計算して未払計上していたもの

従業員は会社とは雇用関係にあり、日々の労働に対し当然に給与を支払う義務が会社に生じます。したがって、例えば、その給与が 20 日締め 25 日払いであるような場合、期末において、最後の 10 日間分の給与を日割計算し未払計上を行う処理が認められます。

一方、役員と会社とは、雇用関係ではなく委任関係にあり、役員は会社の業務執行を包括的に委任され、その対価として給与が支払われるものであり、日割計算にはなじまないものとされています。したがって、役員給与の日割計上は認められません。

(4)　社長の長男である専務の結婚披露宴費用を交際費として処理していたもの

税務上、結婚式や結婚披露宴は、社会通念として個人的色彩の強い私的な行事であり、その費用は個人が負担すべきものであるとされています。したがって、そのような費用を会社が負担した場合は、たとえ出席者の中に取引先や同業者などが含まれていたとしても、交際費とは認められず、損金不算入となる役員給与として取り扱われます。

(5)　役員に対して歩合給を支出していたもの

役員に対して歩合給や能率給を支給した場合、その歩合給等については、たとえその支給基準が従業員と同一のものであったとしても、定期同額給与には該当せず損金不算入とされます。

ただし、使用人兼務役員に対し、その使用人としての職務に対する給与について歩合制などを採用している場合は、不相当に高額なものに該当しない限り、原則として、その歩合給等については損金算入が認められています。

(6)　非常勤役員である代表者の妻に対して高額の役員給与を支給していたもの

同族会社などにおいて、役員としての仕事を全くといっていいほど行っていない名目的な役員に対して、高額な役員給与を支給している場合がよくあります。そのような場合、税務調査において、過大役員給与部分が含まれているとして、役員給与の一部を否認されるケースがあります。

(7)　期中で理由もなく役員給与の額を増減させていたもの

期中において役員給与を増減させた場合には、その改定事由が、①期首から 3 ヵ月以内の改定、②臨時改定事由による改定、③業績悪化改定事由による改定によるものでなければ、原則として、損金不算入となる役員給与部分が生じることとなり注意が必要です。

(8)　事前確定届出給与を届出額どおりに支給していなかったもの

事前確定届出給与について、事前に届け出た金額と異なる額を支給した場合、その支給額全額が損金不算入となるだけではなく、その役員に対して支給された他の事前確定届出給与分についても、たとえその支給が届出額どおりにされていたとしても損金不算入とされますので注意が必要です。例えば、ある取締役に対し、7 月に 100 万円、12 月に 200 万円の給与を支給する旨の届出を行ったが、実際の支給額は 7 月が 110 万円、12 月が 200 万円であった場合、7 月分の 110 万円が損金不算入となるだけではなく、12 月分の 200 万円も損金不算入とされます（法基通 9-2-14）。

(9)　営業担当取締役に対する賞与を使用人兼務役員賞与として損金算入していたもの

使用人兼務役員は、取締役営業部長、取締役経理部長など、使用人としての職制上の地位を有する役員をいいます。

単に営業担当取締役、総務担当取締役というだけでは、原則として、使用人兼務役員には該当せず、そのような役員に対して支給された賞与はその全額が損金不算入となります（法基通 9-2-5）。

(10)　子会社に対し無償で親会社の使用人を出向させていたもの

子会社に対して無償で出向者を派遣したような場合、子会社に対する利益供与であるとして寄附金課税の問題が生じます。

ただし、その子会社の倒産を回避するため、やむを得ず合理的な再建計画に基づき無償の出向などが行われるような場合は、寄附金には該当しません（法基通 9-4-2）。

（11）　代表者に対する給与が半減したという理由のみで、その代表者に対して支給した役員退職金を損金算入としていたもの

役員の分掌変更等によりその役員に対する給与の額が激減する等、職務内容が激変し、実質的に退職したのと同様の事情が生じた場合には、現実に役員を退職していなくても役員退職金の計上が、税務上認められる場合があります（法基通 9-2-32)。

しかし、単に形式上、給与が激減しただけでは、退職給与として認められず、損金不算入となる役員給与であると認定される場合がありますのでご注意下さい。

第8章　修繕費

◎修繕費における調査ポイント

①　修繕費勘定の中に資本的支出に該当する支出はないか
②　修繕費の計上時期は妥当か
③　架空の修繕費の計上はないか

資本的支出と修繕費の区分は、税務調査においてよく問題となる事項であり、実際の否認事例もよく見受けられます。

また、調査官にとっては、帳簿等に記載されていない売上除外や棚卸除外を発見するのと異なり、会社が保管している帳簿、資料等をもとに検討を行うわけですから、比較的調査が容易な科目でもあります。

税務上、「資本的支出」とは、固定資産の修理改良等のために支出した費用のうち、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる部分の金額をいいます。一方、「修繕費」とは、固定資産の修理改良等のために支出した費用のうち、通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につき、その原状を回復するために要した部分の金額をいいます。しかし、このような定義規定を個々の具体例に当てはめてみても、両者の区分が明確でない場合が多く、税務調査の際も調査官との間に見解の相違が生じる場合もよくあります。税務調査において否認を受けないためには、修繕費として処理した根拠を、その裏付けとなる資料等とともに明らかにし、その妥当性を調査官に説明する必要があるでしょう。

1　修繕費勘定の調査方法

(1)　見積書、請求書等から修理・改良等の内容の把握

(2)　稟議書、予算書からの検討

(3)　現場担当者に対する質問

(4)　修理場所への臨場

(5)　修理完了日の確認

(6)　反面調査の実施

2　否認を受けないための対応

(1)　資本的支出と修繕費の区分の的確化

(2)　補修箇所の確認

(3)　修繕に係る資料、写真等の保管

(4)　形式基準の積極的な活用

(5)　修繕費に該当する工事費用の見積書、請求書等に「改良、補強、改造、強化」などの文言を用いない

3　否認事例、誤りやすい事例

(1)　架空の修繕費を計上して簿外資金を捻出し、工作費にあてていたもの
(2)　代表者の自宅改修に係る費用を、見積書、請求書等を改ざんすることにより、工場の修繕費用に仮装して処理していたもの
(3)　事業年度末には修繕工事が完了していないにもかかわらず、工事業者に依頼して修繕に係る工事検収書の日付を改ざんして、あたかも事業年度末に完了したかのごとく仮装し、当事業年度末に修繕費を計上していたもの

(1) から (3) の否認はいずれも、法人が仮装、隠ぺい行為を行っており、その否認額は重加算税の対象となります。税務調査においては、このような不正計算の有無の検討が、調査の最重点項目となります。

(4)　建物のスチールサッシをアルミサッシに取り替えたにもかかわらず、その取替費用全額を修繕費としていたもの

建物のスチールサッシをアルミサッシに取り替えたり、機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えたような場合には、その取替えに要した費用の額のうち、通常の取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額は資本的支出とされます（法基通 7-8-1(3)）。

例えば、アルミサッシに取り替えた場合の費用が 150 万円、仮に従前のスチールサッシと同品質のものと取り替えた場合に要する費用が 100 万円とすれば、

150 万円－100 万円＝50 万円

が資本的支出となります。

なお、取替費用 150 万円のうち 50 万円が資本的支出に該当したとしても、残額の 100 万円がそのまま修繕費とされるのではなく、100 万円部分は、資本的支出か修繕費かが明らかでない部分となり、別途区分が必要とされます。

(5)　中古建物を購入し、事業の用に供する際に行った雨漏り部分の補修、壁の塗り替え、傷んだ床面部分の補修に要した費用を修繕費として処理していたもの

このような補修工事は、その建物の価値を高めたり、耐用年数を延ばしたりするものではなく、通常は修繕費として処理されるものです。

しかし、購入した減価償却資産に対して、事業の用に供する前に行った補修の費用については、その資産を事業の用に供するための支出と認められ、その資産の取得価額に含める必要があります（法令 54)。

(6)　倉庫を事務室に改装した費用を修繕費として処理していたもの

建物等について、用途変更のための模様替え等を行い、その資産の機能や利用内容が変わる場合があります。このような模様替え等に直接要した費用の額は、その建物の価値等を高めるための支出とされ、資本的支出に該当します（法基通 7-8-1(2)）。

資本的支出に該当する模様替え等の費用の具体例としては、次のようなものがあります。

①　倉庫を事務室に改装する費用

②　喫茶店をバーに改装する費用

③　普通倉庫を冷凍倉庫に改装する費用

④　貨物船を客船に改装する費用

(7)　集中生産を行うための機械装置の移設費用を修繕費として処理していたもの

機械装置の移設費は、その機械装置自体の効用を高めるものではないとされ、通常は修繕費であるとされます。

しかし、その移設が集中生産を行うためとか、より良い立地条件で生産を行うために、ある工場の機械装置を他の工場に移設したような場合には、その移設に要した費用はその機械装置の取得価額に算入しなければなりません（法基通 7-3-12)。このような移設費用は、移設によって、機械装置をより効率的に動かすことを期待して支出されたものであるとされるためです。

(8)　中小企業者等が 20 万円以上 30 万円未満の資本的支出を修繕費として処理していたもの

平成 19 年度の税制改正により、資本的支出は、原則として、新たな減価償却資産を取得したものとして償却限度額の計算を行うこととされました（法法 31⑥、法令 55①)。

また、租税特別措置法上の中小企業者等（大規模法人の子会社等を除く資本金1億円以下の法人等）が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得したときは、年合計額300万円を限度として取得時の全額損金算入が認められています（措法67の5)。
これらの規定から､中小企業者等が20万円以上30万円未満の資本的支出を行った場合は、その資本的支出を新たな資産の取得とみて、支出時の全額損金算入が可能なように思われます。しかし、少額減価償却資産に対する全額損金算入の規定は、新たに取得、製作等をした減価償却資産についてのみ適用があり、すでに有する減価償却資産について行われた資本的支出については適用がありませんので注意が必要です（措通67の5-3)。
なお、支出額が20万円未満の資本的支出については、修繕費として損金処理をすることが認められています（法基通7-8-3)。

◎　資修区分フローチャート

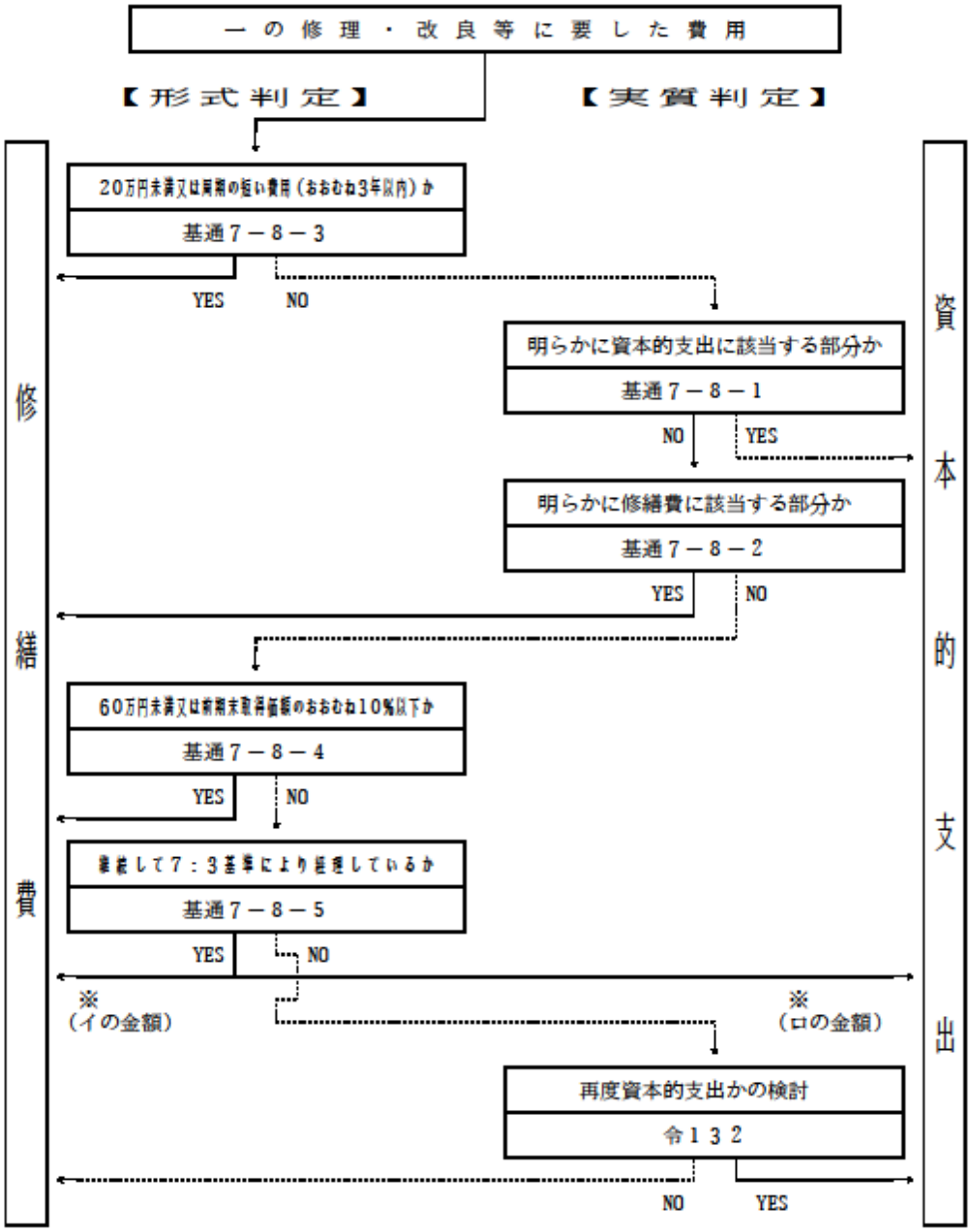

※（イの金額＝支出金額の３０％と前期末取得価額×１０％の少ない金額
　ロの金額＝支出金額－イの金額）

・岸田光正著「Ｑ＆Ａ実務減価償却」（大蔵財務協会）より

第９章　固定資産

◎固定資産における調査ポイント

①　固定資産の取得価額は適正か
②　耐用年数、償却方法は妥当か
③　非減価償却資産等について減価償却を行っていないか
④　固定資産売却損益に係る処理は妥当か
⑤　グループ法人や同族関係者との固定資産売買取引において、その取引価額は妥当か
⑥　除却損の計上時期は妥当か

1　固定資産関係の調査方法

(1)　固定資産取得に係る関係書類等の検討

(2)　耐用年数、償却方法の妥当性の検討

(3)　償却開始時期の妥当性の検討

(4)　少額減価償却資産に対する検討

(5)　特別償却制度適用の適否についての検討

(6)　除却損計上時期、計上額の妥当性の検討

2　否認を受けないための対応策

(1)　取得価額に含まれる費用の確認

(2)　償却開始時期の確認

(3)　耐用年数、償却方法の妥当性の確認

(4)　除却時期を証明できる資料等の把握

3　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　年の途中で取得した建物に係る固定資産税相当額の精算額を、租税公課として処理していたもの

この場合、前の所有者が負担した固定資産税のうち、譲渡後の期間に対応する固定資産税相当額を買主が負担するというケースがよく見受けられます。

しかし、固定資産税は、あくまでも１月１日現在の所有者に対し賦課決定されるものであり、年の途中で固定資産を取得した所有者には、納税義務は生じません。そのため、買主が負担した固定資産税相当額は、税務上、固定資産税そのものではなく、取得した固定資産につき、買主が固定資産税を納付することなく利用できる対価、すなわち、取得した固定資産の対価の一部であるという考え方をとっています。

したがって、売買価額とは別に固定資産税相当額を支払ったとしても、その固定資産税相当額は、固定資産の取得価額に含めなければならず、租税公課として損金処理することはできません。

(2)　建物付土地を取得し１年以内に建物を取り壊した場合、その建物の取得価額及び取壊費用を損金処理していたもの

通常、法人が建物を取り壊した場合、その建物の取得価額及び取壊費用については、その建物を取り壊した事業年度の損金として処理することが可能です。

しかし、建物付土地を取得し、その取得後おおむね１年以内にその建物の取壊しに着手するなど、「当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的でその物件を取得したこと」が明らかであると認められる場合には、その建物の取得価額及び取壊費用は、その土地の取得価額に含めなければなりません（法基通 7-3-6）。

(3)　自社製作のソフトウエアについて資産計上を行っていなかったもの

従来、ソフトウエアはノウハウに準ずるものとして繰延資産として取り扱うこととされていました。しかし、平成 12 年度の税制改正により平成 12 年４月１日以降取得したソフトウエアが無形減価償却資産として取り扱われることとなったことに伴い、従来、資産計上する必要がなかった自社製作のソフトウエアについても資産計上が必要とされています。

その場合におけるソフトウエアの取得価額は、そのソフトウエアを製作するために要した原材料費・労務費・経費、及びそのソフトウエアを事業の用に供するための費用とされています（法令 54①）。

(4)　稼働休止資産について減価償却を行っていたもの

事業の用に供されていない減価償却資産について減価償却費の計上が認められていないのと同様、稼働休止資産についても減価償却費の計上は原則として認められません。

なお、その稼働休止資産について必要なメンテナンス（維持補修）がなされており、いつでも稼働できる状態にあるような場合には、減価償却費の計上が認められています（法基通 7-1-3)。

(5)　平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物について定率法により償却計算を行っていたもの

平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物の減価償却方法については、定額法しか認められていません（法令 48①一)。

この規定が適用されるのは、建物についてであり、建物附属設備や構築物については、定額法と定率法、いずれの償却方法も認められています。

(6)　取得価額 10 万円未満の電話加入権を取得した際、少額であるという理由でその取得価額全額を損金処理していたもの

土地、電話加入権、書画骨とうなどのように、減価償却が認められていない資産については、たとえその資産の取得価額が少額であったとしても、減価償却資産において認められている少額な減価償却資産に係る取扱い（少額減価償却資産、一括償却資産）は適用できません。

ただし、書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等で、その取得価額が 1 点 20 万円未満（絵画にあっては号 2 万円未満）であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができ、少額な減価償却資産に係る取扱いが適用可能であるとされています（法基通 7-1-1)。

(7)　一括償却資産につき除却損を計上していたもの

取得価額が 20 万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産に対する規定の適用を受ける資産を除きます）を取得し、事業の用に供した場合には、それらの減価償却資産の全部又は一部を一括したもの（一括償却資産）の取得価額の合計額の 3 分の 1 ずつを、事業の用に供した事業年度から 3 年間にわたって損金処理することができます（法令 133 の 2)。

一括償却資産の損金算入限度額は、その事業年度中に事業の用に供された一括償却資産の合計額をもとに計算されるものであって、個々の資産ごとにそれぞれの限度額を算出するものではありません。また、その後の事業年度において、その資産を除却したり売却したとしても、その時点で、未償却残高を全額損金とせず、資産の有無にかかわらず、毎期 3 分の 1 ずつの償却計算を続けていく必要があります（法基通 7-1-13)。

(8)　平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について改正後の定額法や定率法により限度額計算を行っていたもの

平成 19 年度の税制改正により、平成 19 年 4 月 1 日以後取得された減価償却資産については、新しい定額法や定率法などにより償却限度額の計算を行うこととされています。一方、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、旧定額法や旧定率法など従来の償却方法により限度額計算を行う必要があります。

償却限度額の計算においては、その資産の取得日により、旧定額法や旧定率法を用いるか、新しい定額法や定率法を用いるのかが厳密に区分されていますので注意が必要です（法法 31⑥、法令 48①）。

第 10 章　有価証券

◎有価証券における調査ポイント

①　簿外の有価証券はないか
②　有価証券の取得価額は妥当か
③　有価証券の区分は適正になされているか
④　有価証券一単位当たりの帳簿価額の算出は妥当か
⑤　有価証券譲渡損益の計上時期は妥当か
⑥　有価証券評価損について、その計上根拠や計上額は妥当か

1　否認を受けないための対応

(1)　有価証券の取得価額の妥当性の検討

(2)　有価証券の区分の妥当性の検討

(3)　一単位当たりの帳簿価額の算出方法の検討

(4)　有価証券売却損益の計上時期の妥当性の検討

(5)　有価証券評価損について、その計上時期、計上額の妥当性の検討

2　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　有価証券の譲渡契約（約定）を期末までに行っているにもかかわらず、その有価証券の売却益を、その有価証券の引渡日である翌期に計上していたもの

有価証券の譲渡損益の計上時期は、証券会社を通じて行うものも、相対取引によるものも、企業会計と同じく、原則として売買等の契約（約定）の成立した日に行うこととされています（法法 61 の 2①）。

これは、有価証券受渡し不履行のリスクが極めて低いこと、時価の変動リスクや発行者の財産状態等に基づく信用リスク等が約定日から買手側に生じること等の理由によるものです。

(2)　クロス取引を行って含み損を実現させていたもの

利益調整等を目的として、保有している有価証券の含み損を実現させるために、その有価証券を売却して譲渡損を計上し、その後、直ちに売却先から売却した有価証券を買い戻すというクロス取引が行われる場合があります。

このような、いわゆる有価証券のクロス取引を行って譲渡損を計上したとしても、税務上、その取引はないものとして取り扱われますのでご注意下さい（法基通 2-1-23 の 4)。

(3)　上場有価証券の時価が単に取得価額の 2 分の 1 に下落したというだけで、その有価証券につき評価損を計上していたもの

上場有価証券について評価損の計上が認められる要件である、「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、

①　その有価証券の事業年度終了の時における価額が帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ、

②　近い将来その価額の回復が見込まれないことをいいます（法基通 9-1-7)。

したがって、期末においてその時価が、単に取得価額の 2 分の 1 に下落したという理由だけでは評価損の計上は認められず、回復の可能性をも検討する必要があります。

この、回復が見込まれないかどうかの判断は、過去の市場状況の推移、発行法人の業況等も踏まえて、その事業年度終了の時に行うこととされています。

(4)　債務超過の状態を改善するために増資払込みを行った有価証券につき、その増資直後に評価損を計上していたもの

債務超過の赤字会社に対して増資払込みを行った場合、その増資は、当面の業績の回復を期待して払込みが行われたものであるとされます。そのため、その有価証券に対する評価損の計上は認められていません（法基通 9-1-12)。

ただし、その増資から相当期間を経過した後（少なくとも 1～2 年を要すると考えられています）に改めて業績が悪化したような場合には、評価損の計上が認められる余地が生じます。

(5)　企業支配株式における企業支配対価部分についても評価損を計上していたもの

法人の有する企業支配株式等（その法人の発行済株式数の 20%以上を保有している株式等をいいます）の取得価額のうち、その株式の通常の価額を超えて取得した部分の金額、すなわち、企業支配の対価と認められる部分の金額については、その株式の保有を通じて企業支配の状態が存続している限り、その価値に変化はないものと考えられています。

したがって、その部分についての評価損は認められませんのでご注意下さい（法基通 9-1-15)。

（6）　有価証券につき低価法を適用し、評価損を計上していたもの

上場有価証券について認められていた低価法による評価は、平成 12 年度税制改正により廃止されています。

現在、有価証券の評価方法は、移動平均法又は総平均法による原価法しか認められていませんのでご注意下さい。

（7）　単に翌期に売却が予定されているというだけの理由で保有していた有価証券を売買目的有価証券であるとし、時価評価して評価損を計上していたもの

有価証券はその保有目的により、

①　売買目的有価証券

②　満期保有目的等有価証券

③　その他有価証券

に区分されますが、そのうち、①については、期末に時価評価が必要とされます。

売買目的有価証券とは、原則として、短期的な価格変動を利用して利益を得る目的で特定の取引勘定を設けて、専門部署にいる取引専担者が日常的に売買を行うために取得した有価証券などをいいます（法基通 2-3-26）。

したがって、単に翌期に売却が予定されているだけの有価証券は、「売買目的有価証券」には該当せず、このような有価証券につき期末に時価評価することは、原則として認められません。

（8）　売買目的有価証券が企業支配株式等に該当することとなった場合に、その有価証券を時価により評価替えしていなかったもの

有価証券につき次のような区分変更が行われた場合には、いったん変更前の区分の有価証券を時価（又は簿価）で譲渡し、区分変更後の有価証券を取得したとみなす処理（みなし譲渡）を行う必要があります（法令 119 の 11）。

①　売買目的有価証券が企業支配株式等（満期保有目的等有価証券）に該当することとなった場合

⇒　時価でその株式を譲渡し、満期保有目的等有価証券を取得したものとみなす

②　売買目的有価証券を保有している場合で、短期売買目的で有価証券の売買を行う業務の全部を廃止した場合

⇒　時価でその有価証券を譲渡し、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券を取得したものとみなす

③　企業支配株式等（満期保有目的等有価証券）が企業支配株式等に該当しないこととなった場合

⇒　簿価でその有価証券を譲渡し、売買目的有価証券又はその他有価証券を取得したものとみなす

④　その他有価証券が企業支配株式等に該当することとなった場合

⇒　簿価でその株式を譲渡し、満期保有目的等有価証券を取得したものとみなす

⑤　法令の規定に従って、新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い、その他有価証券を短期売買業務に使用することとなった場合

⇒　時価でその有価証券を譲渡し、売買目的有価証券を取得したものとみなす

第 11 章　租税公課

◎租税公課における調査ポイント

①　損金算入が認められていない租税公課を損金としていないか
②　租税公課の損金算入時期は妥当か
③　個人的に負担すべき租税公課等を法人が負担していないか

・損金算入が認められない租税公課

損金算入が認められない租税公課	損金算入が認められる租税公課
法人税	法人事業税
都道府県民税	印紙税
市町村民税	利子税
各種加算税	登録免許税
延滞税	固定資産税
延滞金（納期限の延長に係るものを除く）	都市計画税
印紙税の過怠税	不動産取得税
罰科金	自動車税
交通反則金	自動車取得税
	自動車重量税

・租税公課の損金算入時期

方式	内容	損金算入時期
申告納税方式	事業税 酒税 事業所税　等	・申告書が提出された日の属する事業年度 ・更正、決定のあった日の属する事業年度
賦課課税方式	固定資産税 不動産取得税 自動車税　等	・賦課決定のあった日の属する事業年度
特別徴収方式	ゴルフ場利用税 軽油引取税　等	・申告の日の属する事業年度 ・更正、決定のあった日の属する事業年度

1　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　法人の業務と関連しない行為により役員等に課された交通反則金を法人の損金としていたもの

法人が負担した交通反則金は損金不算入とされます。たたし、これは、商品配達中の交通違反など法人の業務と関連する行為により役員等に課されたものに限られ、法人の業務に関連しない行為等に対して課されたものについては、課されたその役員等に対する給与（賞与）として取り扱われます。

(2)　印紙税における過怠税の一部しか損金不算入としていなかったもの

損金不算入となる印紙税の過怠税の額は、納付しなかった印紙税額と納付しなかった印紙税額の 10%（又は 200%）相当額の合計額（すなわち印紙税額の 1.1 倍又は 3 倍）です。ところが、過怠税の範囲を誤り、納付しなかった印紙税額の 10%（又は 200%）相当額のみが過怠税であるとして損金不算入額を計算する事例が見受けられますので、注意が必要です。

(3)　裁判手続を経て外国で課された罰科金等を損金算入していたもの

外国で課された加算税や罰科金等については、わが国の加算税と類似するものであっても損金算入が認められています。

その理由としては、必ずしもその内容が明らかでないことや、他国におけるペナルティの効果を損金処理により減殺させても国内における適正な申告を求めることへの妨げにはならないこと等が挙げられます。

ただし、外国やその地方公共団体が課する罰金や科料に相当するもので裁判手続（刑事訴訟手続）を経て課されたものや、いわゆる司法取引により支払われたものについては損金算入が認められないこととされています（法基通 9-5-9）。

(4)　法人税の還付金に係る還付加算金を益金不算入としていたもの

法人税の還付金そのものは、納付した法人税が損金不算入であるのと対応して益金不算入とされています。

しかし、還付加算金は預金利子と同様の性格を持つものですから、益金不算入とはされません。

還付金と還付加算金は合計されて振込入金があるので、経理処理の際、還付通知書等により両者を区分しておく必要があります。

(5)　製造原価を構成しない事業所税につき申告がされていないにもかかわらず未払計上し損金処理していたもの

事業所税は、東京都や大阪市など一定の大規模な都市（政令指定都市等）において、法人や個人の行う事業に対し、その事業所の床面積や従業員給与総額を課税標準として課される租税です。その主旨は、都市環境の整備に要する費用に充てるためとされています。事業所税は損金算入が認められる申告納税方式の租税であり、原則として、事業所税の申告書が提出された日を含む事業年度において損金算入が認められることになります。

したがって、申告がなされていない事業所税について、未払計上することは認められません。

ただし、事業所税のうち、工場に係るものなど、製造原価を構成する事業所税については例外的に、申告期限が未到来であっても、法人が損金経理により未払計上した金額についてはその処理を認めることとされています（法基通 9-5-1(1)イ）。

これは、販売費及び一般管理費として計上される租税と異なり、製造原価に含まれる租税については、売上との対応を重視する必要があること、製造活動に係る事業所税を製造原価等に含めることは、広く一般に行われていることなどの理由によるものです。

(6)　不動産購入時に支払った「前所有者が負担した固定資産税の精算分」を損金処理していたもの

固定資産税は、毎年１月１日現在の固定資産の所有者に対して賦課されます。したがって、年の途中で固定資産を取得した場合、前の所有者が負担した固定資産税のうち譲渡後の期間に対応する固定資産税相当額を、買主が負担するというケースがよく見受けられます。

しかし、固定資産税は、あくまでも、毎年１月１日現在の所有者に対し賦課決定されるものであり、年の途中で固定資産を取得した所有者には、納税義務は生じません。
そこで、法人税においては、買主が負担した固定資産税相当額は、固定資産税そのものではなく、取得した固定資産につき、固定資産税を納付することなく利用できる対価、すなわち、取得した固定資産の対価であるという考え方をしています。

また、買主は固定資産税相当額を売主に支払わなければ、その固定資産を取得できない契約であるとすれば、固定資産税相当額の支出額は、いわば、固定資産を取得するために要する費用であるという考え方もできます。

したがって、固定資産税相当額を売買価額とは別に支払ったとしても、その固定資産税相当額は、固定資産の取得価額に含めなければならず、租税公課として損金処理はできないということになります。

一方、売主側も、この固定資産税相当額は、売主が負担した固定資産税の控除額としてではなく、固定資産の譲渡対価に含めるべきものとして取り扱わなければならないということになります。したがって、消費税においても、建物取得に係るこの固定資産税相当額については消費税における課税取引に該当します。

(7)　社会保険料滞納により納付した延滞金を損金不算入としていたもの

法人税法においては、損金不算入となる租税公課を限定列挙して定めています。具体的には、次頁の表に掲げる租税公課が損金不算入になるとされています（法法 38)。
社会保険料や労働保険料の滞納にかかる延滞金は、これら列挙されている租税公課には含まれていませんので損金算入が可能となります。

〔表〕

	損金不算入となる租税公課
(1)	法人税（延滞税、加算税を含み退職年金等積立金に対する法人税を除く）
(2)	公益法人に課される贈与税、相続税
(3)	法人税以外の国税に係る延滞税、加算税、印紙税の過怠税
(4)	都道府県民税、市町村民税（都民税を含み退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く）
(5)	地方税法の規定による延滞金（納期限の延長に係る分を除く）、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金
(6)	罰金、科料、過料
(7)	国民生活安定緊急措置法の規定による課徴金、延滞金
(8)	独占禁止法、公正取引法の規定による課徴金、延滞金
(9)	第二次納税義務に係る納付税額
(10)	法人税額から控除、還付される所得税額、外国税額
(11)	消費税等に係る延滞税、加算税

第 12 章　繰延資産

◎繰延資産における調査ポイント

①　繰延資産として計上すべきものを損金算入していないか
②　繰延資産の償却において、その償却期間は適正か
③　繰延資産の償却開始時期は適正か

繰延資産とは、法人が支出する費用のうち、その支出の効果が 1 年以上に及ぶものとされていますが、会社法や企業会計と税法ではその範囲に若干の違いがあります。
会社法や企業会計における繰延資産としては、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費などがあります。一方、税法上の繰延資産には、これらの繰延資産のほか、「支出の効果が 1 年以上に及ぶ」一定のものが含まれており、その範囲は、会社法や企業会計上の繰延資産よりも広くなっています。
税務調査においては、例えば公共的施設の負担金など、税法固有の繰延資産が、特によく問題とされ、調査の対象となります。

1　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　国等に対して支出した、自己の必要に基づいて行う道路、堤防、その他の施設等の公共的施設の設置、改良等のために支出する費用を、国等に対する寄附金であるとして損金処理していたもの

国等に対する寄附金であっても、寄附した者に特別の利益が及ぶような寄附については、税務上、国等に対する寄附金に該当しないものとされています（法法 37④一）。

さらに、その寄附金が、自己の必要に基づいて行う道路、堤防、その他の施設等の公共的施設の設置、改良等のために支出する費用であれば、その費用は繰延資産として計上する必要があります（法令 14①六イ）。

なお、その場合の償却期間は、負担者が専ら使用する施設等であれば、その施設等の法定耐用年数の 10 分の 7、それ以外の施設であれば 10 分の 4 となります（法基通 8-2-3）。
国等に対する寄附金であっても、税務上そのすべてが全額損金算入となるとは限らない、ということに留意しておくべきです。

(2)　商店街組合の会館建設のための負担金を繰延資産として計上していなかったもの

税務上の繰延資産には、「自己が便益を受ける共同的施設の設置又は改良のために支出する費用」というものがあります（法令 14①六イ）。

具体的には、法人が所属する協会、組合、商店街などの行う共同的施設の建設又は改良に要する費用の負担金がこれにあたります。

ここでいう「共同的施設」とは、共同展示場、共同宿泊所、所属する協会等の会館のほか、商店街における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯などが該当します。

なお、これらの繰延資産の償却期間は、その施設等が負担者等の共同の用に供されるものや協会等の本来の用に供されるものについてはその施設等の法定耐用年数の 10 分の 7 とされていますが、そのようにして求めた年数が 10 年を超える場合には、10 年を償却期間として償却限度額を計算することとされています(土地部分については45年)(法基通8-2-3)。

また、共同のアーケード、日よけ等負担者の共同の用と一般公衆の用の両者に供されるものの償却期間については 5 年（その施設の法定耐用年数が 5 年より短い場合には、その耐用年数）とされています。

これらの償却開始時期は、その会館の建設に着手した時点とされています。

なお、その施設の相当部分が貸室に供されるなど、負担者にその支出の効果が反映されないようなときは、その部分に係る負担金は、組合等に対する寄附金となりますのでご注意下さい（法基通 8-1-4)。

(3)　大型店の新規出店に際し、地元商店街に対し支出した営業補償金（商店街の売上げ減少分を填補するための損害賠償金）を繰延資産として計上していたもの

このような営業補償金は、新規出店のために支出されるものであり、その効果が 1 年以上に及ぶため、繰延資産として計上すべきであるとも考えられます。

しかし、地元商店街とは、本来、自由な競争をすべき関係にあり、このような営業補償金は、必ず支払わなくてはならない性格のものではありません。また、ビルの建設による日照妨害や電波障害等に対して支払われる損害賠償金的な補償金とも内容が異なります。

このように考えていきますと、この種の営業補償金は、地元商店街に金銭を与えることにより、地域内の軋轢など、新規店舗の営業活動に対する阻害要因を抑えるという一種の賄賂的な性格を持ち、交際費に該当すると考えられます（措通 61 の 4(1)－15(8)）。

(4)　地方公共団体に支払った開発負担金を一時の損金として処理していたもの

前記（3）の事例と類似したものとして、法人が固定資産として使用する土地、建物等の造成、建設等の許可を受けるために、地方公共団体に対して開発負担金等を支払わなければならない場合があります。

この負担金については、建物建設等に際しての条件としてあらかじめ約束されているものであり、支払先も地方公共団体であって公共性の高いものであるという理由から、交際費には該当しないものとされています。

このような負担金等を支出した場合、その性質により、支出した額を、その固定資産の取得価額に含めなければならない場合や、無形減価償却資産、繰延資産として計上しなけ

ればならない場合がありますので、支出した負担金の性質を確認する必要があります（法基通 7-3-11 の 2)。

このような開発負担金の取扱いの詳細については、197 頁の〔Column12-1〕「宅地開発等に際して支出する開発負担金」をご参照下さい。

(5)　建物を賃借する際に支払った敷金のうち返還されない部分についても全額損金処理していたもの

建物を賃借するために支出した権利金や敷金のうち返還されない部分については、繰延資産として計上し、5 年（賃借期間が 5 年未満である場合で、更新時に再び権利金を支払わなければならないものについては、その賃借期間）で償却を行う必要があります（法基通 8-2-3)。

なお、建物を賃借する際に支出した仲介手数料については、厳密に考えれば権利金等と同様、建物を賃借するための費用であり、繰延資産として計上すべきであるという考え方もあります。しかし、一般的にこのような仲介手数料は、宅建業法の規定により、家賃の 1 か月分と定められており、このような少額なものまで繰延資産計上を強制するのは酷であるという重要性の観点から、支出時の損金として処理することが認められています。

また、似たような支出である土地を賃借するために支出する仲介手数料については、繰延資産ではなく借地権の取得価額に含まれますのでご注意下さい。

(6)　フランチャイズ・チェーンの加盟一時金を繰延資産としていなかったもの

フランチャイズ・チェーンの加盟店になれば、本部からさまざまな経営上のノウハウの提供を受けたり、材料の一括仕入れなどによる経費節減、本部が加盟店の広告宣伝を行ってくれるなど、さまざまなメリットを受けることが可能になります。

このようなメリットの対価として、加盟店は本部に対し、加盟時に加盟一時金を支払います。この加盟一時金は、加盟後さまざまなメリットを受けるために支出する権利金的なものと考えられており、その契約期間も 1 年を超える場合が通常ですので、繰延資産として計上する必要があります。

その償却期間については、ノウハウの設定契約に際して支出する一時金の償却期間が 5 年（契約期間が 5 年未満である場合で、更新時に再び一時金を支払わなければならないものについては、その契約期間）と定められていることから（法基通 8-2-3)、加盟一時金もこれに準ずるものとして同様の取扱いがなされています。

また、これに類似したものとして、自社の製品をスーパーマーケットなどの店頭に並べてもらうためにスーパーに対して支出する一時金（フェース料などと呼ばれている場合が多いようです）があります。この一時金についても、その効果の及ぶ期間が 1 年以上あれば、加盟一時金と同様、繰延資産として計上する必要があると思われます。

（7）　広告宣伝用資産の贈与費用を広告宣伝費として処理し、繰延資産としていなかったもの

法人が、自己の製品などの広告宣伝のため、特約店などにその法人名や製品名などが表示された看板、陳列ケース、自動車などの広告宣伝用資産を贈与した場合には、その広告宣伝の効果が1年以上に及ぶため、その贈与に係る費用は繰延資産として計上しなければなりません（法令14①六ニ）。

このような広告宣伝用資産を贈与した場合の繰延資産の償却期間は、その贈与した資産の耐用年数の10分の7に相当する期間とされています（法基通8-2-3）。

（8）　長期分割払いの繰延資産について、その総額につき未払金計上し、償却をしていたもの

法人が税務上の繰延資産に該当する費用を分割して支払う場合には、原則として、たとえその総額が確定しているときであっても、その総額を未払金に計上して償却することはできないこととされています（法基通8-3-3）。

例えば、繰延資産（償却期間5年）として処理すべき費用100万円を5年間にわたり毎期首に20万円ずつ分割払いしたような場合、それぞれの期における償却限度額は下の表のようになります。

ただし、その分割期間が短期間（おおむね3年以内）である場合には、その総額を未払金計上して償却することが可能です。

また、分割払いの際、それぞれの分割金の額が20万円未満であったとしても、支出時に全額を損金処理することは認められません。

少額な繰延資産に該当するかどうかの判定は、あくまでもその繰延資産に対して支出する総額によることとなりますので、この点もご注意下さい。

	支出累計額	償却限度額	償却累計額
第1期	20万円	20×1／5＝4万円	4万円
第2期	40万円	40×1／5＝8万円	12万円
第3期	60万円	60×1／5＝12万円	24万円
第4期	80万円	80×1／5＝16万円	40万円
第5期	100万円	100×1／5＝20万円	60万円
第6期	100万円	100×1／5＝20万円	80万円
第7期	100万円	残額＝20万円	100万円

なお、繰延資産となる公共的施設や共同的施設の設置などに係る負担金を分割払いした場合、次の要件をすべて満たしているものについては、支出のつど、その支出金全額を損金算入することが認められています（法基通8-3-4）。

① 負担金の額が、その負担金に係る繰延資産の償却期間以上の期間にわたり分割して支払われるものであること。
② 分割して支払われる負担金の額がおおむね均等額であること。
③ 負担金の支払いが、おおむねその支出に係る施設の工事の着工後に開始されること。

第 13 章　ソフトウエア

◎ソフトウエアにおける調査ポイント

①　ソフトウエアとして資産計上すべき費用を損金算入していないか
②　ソフトウエアの減価償却において、その償却期間は適正か
③　ソフトウエアの償却開始時期は適正か
④　取得したソフトウエアを特別償却の対象とした場合、その処理は妥当か

ソフトウエアは、従来は、ノウハウに準ずるものとして税務上、繰延資産として取り扱われていました。

しかし、ソフトウエアには、以下のような性質があり、繰延資産よりむしろ減価償却資産として取り扱うことが相当と考えられています。

(1) 自己が所有し利用できる

(2) 他に譲渡や賃貸ができる

(3) 既存のものに新たな価値を付加することにより機能の拡充、向上等を図ることができる

(4) その使用による物理的減耗はないが、開発競争等が激しく、時の経過とともに陳腐化する

そこで、平成 12 年度の税法改正により、ソフトウエアは減価償却資産である無形減価償却資産として処理することとされました（法令 13 八リ）。

ソフトウエアの調査ポイント及び調査の進め方としては次のようなものが考えられ、調査を受ける法人側もこのような調査ポイントに対応した事前チェックが必要となります。

1　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　自社製作のソフトウエアに係る費用を資産計上していなかったもの

従来、ソフトウエアはノウハウに準ずるものとして、税務上、繰延資産として取り扱われていました。そのため、他から購入したソフトウエアのみが資産計上の対象となり、自社製作のソフトウエアについては資産計上の必要がありませんでした。

しかし、平成 12 年度の税制改正により、ソフトウエアは繰延資産ではなく無形減価償却資産として取り扱われることとなったため、平成 12 年 4 月 1 日以降取得された自社製作のソフトウエアについても、一般的な自社製作減価償却資産と同様、その製作に要した費用（原材料費、労務費、経費）及びそのソフトウエアを事業の用に供するために直接要した費用につき資産計上をする必要があります（法令 54①二）。

ただし、製作等のために要した間接費、付随費用等の合計額がその製作原価のおおむね3%以内のものは、そのソフトウエアの取得価額に算入しないことができることとされています（法基通 7-3-15 の 3)。

(2)　購入したソフトウエアのインストール費用を、そのソフトウエアの取得価額に含めていなかったもの

前述のようにソフトウエアも減価償却資産に含まれますので、その取得価額には、購入代価、購入手数料等の購入のために要した費用及びそのソフトウエアを事業の用に供するための費用も含まれます。

したがって、購入あるいは外注製作したソフトウエアをコンピュータにインストールするための費用も、そのソフトウエアを事業の用に供するための費用として、そのソフトウエアの取得価額に含まれることになります。

また、他から購入したソフトウエアについて、その導入の際に必要とされる設定作業や、自社の仕様に合わせるための付随的な修正作業のための費用も、そのソフトウエアの取得価額に含まれることになります。

(3)　ソフトウエアのバージョンアップのための費用を修繕費として処理していたもの

ソフトウエアについて、プログラムの修正、補修、改良等を行った場合の費用が、資本的支出に当たるか、あるいは修繕費に当たるかの判定基準は、原則として、他の減価償却資産と変わりありません。

すなわち、価値や機能を増加させるために支出した費用は資本的支出に該当し、通常の維持管理や現状回復のために支出した費用は修繕費に該当することになります。

ソフトウエアについての資本的支出と修繕費の区分基準は、おおむね以下のようになります（法基通 7-8-6 の 2)。

①　修繕費に該当する場合

法人が有するソフトウエアにつきプログラムの修正を行った場合において、その修正がプログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持などに該当するときは、その修正に要した費用は修繕費に該当します。

②　資本的支出に該当する場合

一方、その修正が新たな機能の追加、機能の向上など（いわゆるバージョンアップ）に該当するときは、その修正に要した費用は資本的支出に該当することになります。

③　ソフトウエアの取得価額となる場合

また、既に有するソフトウエアや購入したパッケージソフトウエアなどの仕様を大幅に変更して、新たなソフトウエアを製作するための費用は、原則としてソフトウエアの取得価額となります。

(4)　事業の用に供していないソフトウエアにつき減価償却を行っていたもの

無形減価償却資産の中には、漁業権や工業所有権のように、事業の用に供されているか否かにかかわらず、取得の日からその権利の存続期間により償却可能なものがあります。しかし、ソフトウエアについては、一般的な機械装置や器具備品などの減価償却資産と同じく、そのソフトウエアを事業の用に供した日以降でないと償却は認められません。

(5)　販売用ソフトウエアの償却を、見込総販売数量、当期実際販売数量に基づいて行っていたもの

企業会計（研究開発費等に係る会計基準）においては、販売用ソフトウエアの償却は、その「性格に応じて、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。」とされています。

しかし、税務の場合、企業会計の規定にかかわらず、税務上定められた法定耐用年数に基づいて限度額計算を行う必要があります。

税務上、販売用ソフトウエアの耐用年数は3年とされています（省令別表第三の「ソフトウエア」、「複写して販売するための原本」）。

第 14 章　会費・入会金

◎会費・入会金における調査ポイント

①　個人的な費用に該当するものはないか
②　交際費に該当するものはないか
③　寄附金に該当するものはないか
④　資産計上すべきものはないか
⑤　翌事業年度以降の費用とすべきものはないか

法人は、その事業活動に役立てるため、様々な団体、すなわち同業者団体、ゴルフクラブ、レジャークラブ、社交団体、従業員福利厚生団体等に加入します。
税務調査においては、そのような団体に対して、法人が支払う会費・入会金等に係る税務処理の妥当性につき検討が行われます。

調査を進めるにあたっては、経費帳、稟議書、出席報告書、領収書、請求書、加入している団体等の会則・規約、会報、会計報告等の資料を中心に検討が行われます。
調査を受ける法人側もこうした調査ポイントに対応した事前チェックが必要となります。

1　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　法人が支出したゴルフクラブの入会金を入会時に会費として損金処理していたもの

ゴルフクラブの入会金や他から購入したゴルフクラブ会員権の実質は、ゴルフ場施設利用権（一種の無形固定資産）であるといわれています。その施設利用権は、次のような性質を有しており、税務上は、無形の非減価償却資産であるということができます。

①　永久利用権としての性格を有しており、ゴルフ場がプレー可能である限りその利用権の価値は減少しない
②　会員権を他に譲渡することにより、投下資金を回収できる
③　水道施設利用権や電気通信施設利用権のように、税務上、償却が可能な無形減価償却資産として列挙されていない

したがって、法人がその業務目的で支出したゴルフクラブ入会金や他から取得したゴルフクラブ会員権については、たとえ脱会時に入会金の返還を受けられない場合とか、権利を他人に譲渡できない場合であっても、入会時の損金処理は認められず、プレーが可能である限り資産計上する必要があり、その償却も認められないこととされます（法基通 9-7-11）。

そして、ゴルフクラブを脱会してもその返還を受けることができない場合におけるその入会金やその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じたその入会金に係る譲渡損失に

ついては、その脱会をし、又は譲渡をした日の属する事業年度において損金の額に算入することになります。

なお、他人の有するゴルフ会員権を購入した場合には、その購入代価にゴルフクラブに支払う名義書換手数料、ゴルフ会員権取扱い業者に支払う購入手数料を含めて資産に計上する必要があります。

(2)　代表者等が法人の業務と関係なく個人的に利用するためのゴルフクラブの入会金を法人の資産として計上していたもの

①　法人会員として入会する場合

法人会員として入会する場合、入会金は、原則として、資産として計上する必要があります。ただし、記名式の法人会員でも名義人である特定の役員や使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するため、これらの者が負担すべきものであると認められるときは、その入会金に相当する金額は、これらの者に対する給与（賞与）とされます。

②　個人会員として入会する場合

個人会員として入会する場合、その入会金は、原則として、個人会員である特定の役員や使用人に対する給与（賞与）とされます。

ただし、(イ）無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、(ロ）その入会金を法人が資産に計上した場合で、(ハ）その入会金が法人の業務の遂行上必要であるため法人の負担すべきものである場合には、その資産計上を認めることとされています（法基通 9-7-11)。

(3)　法人がすでに所有しているゴルフ会員権（法人会員記名式）の会員名義書換料を単純損金として処理していたもの

得意先の接待等のために法人がゴルフ会員権を取得する際に支出した名義書換料は、取得のために要する費用としてその会員権の取得価額に含める必要があります。

しかし、すでに法人が保有している会員権における会員の名義を書き換えるための費用は交際費に該当します（法基通 9-7-13)。

このような名義書換料は、ゴルフ場における接待等を継続するために必要とされる費用であり、プレー代の一部として支払われるものであるという考え方によるものです。

なお、脱会や会員権の譲渡により損失が生じた場合には、その損失については、交際費には該当しないものとされています（法基通 9-7-12)。

(4)　ゴルフ会員権の時価が大幅に下落しているという理由で評価損を計上していたもの

税務上、ゴルフ会員権は、金銭債権や有価証券ではなく、無形固定資産とされている水道施設利用権や電気通信施設利用権などと同様にゴルフ場の施設を利用できる権利（ゴル

フ場施設利用権）すなわちプレー権であるとされています。そして、そのプレー権は、永久利用権としての性格を有しており、ゴルフ場でプレー可能である限りその利用権の価値は減少しないものとされています。

そのため、水道施設利用権や電気通信施設利用権のように、税務上、償却が可能な無形減価償却資産としても列挙されていません。

したがって、市場におけるゴルフ会員権の相場が、その取得価額より大幅に下落したとしても、まだプレーが可能である限り、プレー権の価値は減少しておらず、その会員権についての評価損の計上は認められないということになります。

(5)　レジャークラブの入会金を資産計上せず支出時の損金として処理していたもの

レジャークラブ（宿泊施設、体育施設、遊技施設などを会員に利用させることを目的とするクラブ）の入会金についての取扱いは、原則として、ゴルフクラブの入会金の取扱いと同様とされています。

すなわち、法人会員として入会する場合、その入会金は資産計上する必要があり、その償却は認められていません。また、特定の役員等が個人的に利用する場合はその者に対する給与となります。

しかし、①その会員としての有効期間が定められており、かつ、②その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができない入会金については、その利用できる期間において費用化することが合理的であると考えられることから、繰延資産として計上し、償却することが認められています（法基通 9-7-13 の 2)。

(6)　社交団体の入会金や会費を交際費として処理せずに単純損金処理していたもの

税務上、社交団体（○○クラブ、○○会などの親睦団体）の入会金は他に譲渡できず、脱会の際にも返還されない場合が多いため、法人会員として入会する場合のその入会金は支出の日の属する事業年度の交際費とされます（法基通 9-7-15)。

また、個人会員として入会する場合、その会員である特定の役員又は使用人の給与とされます。

ただし、法人会員制度がないため個人会員として入会した場合で、その入会が法人の業務の遂行上必要があると認められるときは、その入会金は支出の日の属する事業年度の交際費とされます。

次に、経常会費については、その入会金が交際費に該当する場合には交際費とし、その入会金が給与に該当する場合には会員たる特定の役員又は使用人の給与とされます。

また、経常会費以外の費用については、その費用が法人の業務の遂行上必要があると認められる場合には交際費とし、会員たる特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められる場合にはその役員又は使用人の給与とされます（法基通 9-7-15)。

(7)　法人が支出したロータリークラブの会費を交際費とせず単純損金としていたもの

ロータリークラブやライオンズクラブは、産業別の法人の経営者や個人事業者が会員であり、その活動目的は社会連帯の高揚や社会奉仕とされていますが、一方において業界関係者である会員相互間の交流を深める会であるという側面もあるようです。

したがって、その会費等については税務上以下のように取り扱われています（法基通9-7-15の2)。

①　入会金又は経常会費については、その支出の日の属する事業年度の交際費とされます。

②　それ以外に負担した金額については、その支出の目的に応じて寄附金又は交際費とされます。

ただし、会員たる特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められる場合には、その役員又は使用人の給与とされます。

(8)　法人が支出した同業者団体の入会金を繰延資産とせず単純損金としていたもの

法人が同業者団体等の入会にあたり支出した入会金については、原則として、繰延資産として処理する必要があります（償却期間5年）（法基通8-1-11、8-2-3)。

これは、入会後、会員はその同業者団体等から、会員としてのさまざまなサービスの提供を受けることになるため、会員が支出した入会金の支出の効果は翌期以降にも及ぶという理由からです。

ただし、会員としての地位が他に譲渡できる場合には、その地位を他に譲渡したり、脱会したりするまで資産として計上することが必要とされています。

なお、通常会費（その構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生など、通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額）については、原則として、その支出した事業年度の費用となります。

ただし、同業者団体等の剰余金が不相当に多額に留保されている場合には、その剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、その剰余金が適正な額になるまでは前払費用として処理しなければなりません（法基通9-7-15の3(1))。

(9)　会館建設のために創立された同業団体に係る特別会費（会館建設のためのもの）を支出時の損金として処理していたもの

特定の目的のために同業団体等に支出する特別会費など次の費用の分担額は前払費用として処理し、その同業団体等がこれらを支出した日に、その費途に応じて繰延資産、交際費、寄附金等として取り扱うことになります（法基通9-7-15の3(2))。

①　会館その他特別な施設の取得又は改良⇒繰延資産

②　会員相互の共済⇒貸付金など

③　会員相互の業界の関係先等との懇親等⇒交際費

④　政治献金その他の寄附⇒寄附金

第 15 章　短期前払費用

◎短期前払費用における調査ポイント

①　一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用か
②　支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものか
③　販売費及び一般管理費に該当する費用か

前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。

前払費用は、原則として、支出した時に資産に計上し、役務の提供を受けた時に損金の額に算入すべきものです法人が、前払費用の額で、その支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、その支払時点で損金の額に算入することが認められます。

1　否認事例及び誤りやすい事例

(1)　2 年分の事務所家賃を期中に前払いした際、支出時から 1 年分の家賃を前払時の損金としていたもの。

短期前払費用の取扱いは、その支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係る費用について適用されます。(法基通 2－2－14)

1 年超の期間に係る家賃を前払いした場合は、適正な期間損益計算が必要となり、当事業年度に係る家賃しか損金として認められません。

(2)　期中に支払った 1 年分の雑誌講読料を支払った期の損金としていたもの。

短期前払費用の取扱いは、継続的に役務の提供を受けるために支出した費用について適用されます。

雑誌購読料のような、物品の購入費用については適用されません。

(3)　期中に支払った 1 年分の建物の支払家賃を支払った期の損金としていたもの。なお、当該建物は、他に賃貸しており、受取家賃を計上している。

短期前払費用の取扱いは、販売費及び一般管理費について適用されます。本事例のような営業収益に対応する営業費用については適用されません。

また、借入金を預金、有価証券などに運用する場合のその借入金に係る支払利子についても、支払時点で損金の額に算入することは認められません。

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

「国税庁においては、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者の皆様方に自発的な適正申告をしていただく取組を充実させていくこととしており、今般、調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成しましたので、その内容を調査課所管法人の皆様にご案内いたします。(平成 27 年３月：国税庁・国税局)

国税庁においては、皆様から提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp （ホーム＞申告・納税手続＞法人税＞申告手続に係る各種参考情報)】に掲載しました。

「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書を作成される前の決算 調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表をご活用いただければ、皆様の申告誤りの未然防止とともに、税務調 査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えております。確認表については、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、申告書に添付していただく必要はありません。

なお、ご活用いただいた際には、税務調査などでお伺いした機会に、どれだけ役立ったかなどについてご意見を頂戴するとともに、活用の状況を確認させていただくことを予定しています。つきましては、国税当局が活用された法人を把握するために、申告書と併せてご提出 いただく「会社事業概況書」に新たに設ける「活用の有無」欄へのチェックをお願いいたします。」

1　売上げ

1　売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上されている売上げはありませんか。

【解　説】

棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。

また、請負に係る収益は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。

【参考法令等】
法法第 22 条
法基通２－１－１
法基通２－１－２
法基通２－１－５
法基通２－１－６

２　売上げの計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。

【解　説】
売上げの計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容等に応じて合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。
売上げの計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。

【参考法令等】
法基通２－１－２
法基通２－１－６

３　当事業年度に計上すべき売上げについて当事業年度終了の日までに金額が確定していないときは、合理的に見積もった金額を計上していますか。

【解　説】
引渡しの完了した棚卸資産の販売代金又は完成して引渡しを了した建設工事等の工事代金が当事業年度終了の日までに確定していない場合には、その販売代金等を同日の現況により合理的に見積もる必要があります。

なお、見積計上した売上金額とその後確定した売上金額に差額が生じたときは、確定した日の属する事業年度において、その差額を益金又は損金の額に算入することになります。

【参考法令等】
法基通２－１－４
法基通２－１－７

２　売上原価

４　翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。

【解　説】
当事業年度の損金となる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価は、当事業年度の売上げに対応するものであるため、翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等は当事業年度の損金とはなりません。

【参考法令等】
法法第 22 条

５　売上原価等が当事業年度終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。 また、単なる事後的費用を見積計上していませんか。

【解　説】
当事業年度に計上した売上げに対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。
なお、当該売上げに関連して発生する費用であっても、単なる事後的費用の性格を有するもの（例えば、販売を完了した機械設備等に係る補修、点検、整備等に要する費用など）は、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。

【参考法令等】
法基通２－２－１

３　売上割戻し

６　棚卸資産を販売した際の売上割戻しについて、その算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していないにもかかわらず、棚卸資産を販売した事業年度の損金としていませんか。

【解　説】

棚卸資産を販売した際の売上割戻しは、その算定基準が販売価額又は販売数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により相手方に明示されている場合には、原則として棚卸資産を販売した日の属する事業年度の損金となりますが、算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していない場合には、売上割戻しの金額の通知又は支払をした日の属する事業年度に損金とする必要があります。

なお、事業年度終了の日までに、売上割戻しを支払うべきこと及びその算定基準が内部的に決定されており、確定申告書の提出期限までに相手方に通知していれば、継続適用を条件として当事業年度で未払金計上して差し支えありません。

【参考法令等】

法基通２－５－１

４　仕入割戻し

７　棚卸資産を購入した際の仕入割戻しについて、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、算定基準が明示されているにもかかわらず、仕入割戻しの金額の通知を受けた事業年度の益金としていませんか。

【解　説】

棚卸資産を購入した際の仕入割戻しは、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度ではなく、棚卸資産を購入した日の属する事業年度の益金とする必要があります。

なお、仕入割戻しの算定基準が購入価額又は購入数量によっていない、または、割戻しの算定基準が明示されていない場合には、その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度の益金となります。

【参考法令等】
法基通２－５－４

５　役員給与

８　役員給与は、定款の定めや株主総会等の決議に基づき、適正に計算され支給されていますか。

【解　説】
役員給与の額が定款の規定又は株主総会、社員総会等の決議により定められた役員に支給することのできる給与の限度額を超える場合には、その超える部分の金額は、損金とはなりません。

【参考法令等】
法法第 34 条

９　役員の個人的費用を負担するなど、役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益の提供はありませんか。

【解　説】
役員への資産の贈与、役員に対する債権の放棄又は免除、役員への無利息貸付け、役員の個人的費用の負担など役員に対して給与を支給したものと同様の経済的効果をもたらすものは、役員給与に該当しますので、法法第 34 条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、損金とはなりません。

【参考法令等】
法法第 34 条
法基通９－２－９

６　給与・賞与

10　損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、事業年度終了の日の翌日から１月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。

【解　説】

決算賞与等の臨時の賞与については、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から１月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っており、かつ、その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理している場合に限り、未払であっても当事業年度の損金となります。

なお、支給日に在職している使用人にのみ賞与を支給することとして通知している場合には、未払賞与を計上した事業年度の損金とはなりません。

【参考法令等】

法令第 72 条の３

法基通９－２－43

７　減価償却費

11　稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。

（法基通７－１－３に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）

【解　説】

事業の用に供していない資産は減価償却資産に該当せず、当該資産に係る減価償却費は損金とはなりません。

例えば、購入後未稼働の資産や生産調整等のため稼働を休止している資産（必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものは除きます。）に係る減価償却費は、損金とはなりません。

また、法令第 133 条に規定する少額の減価償却資産及び法令第 133 条の２に規定する一括償却資産についても、事業の用に供していなければ、損金とすることはできません。

【参考法令等】
法令第 13 条
法令第 133 条
法令第 133 条の２
法基通７－１－３

12　法令第 133 条の２に規定する一括償却資産の損金算入を適用している場合において、一括償却資産を除却した際に、未償却額の全額を損金としていませんか。

【解　説】

法令第 133 条の２に規定する一括償却資産につき同条の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において滅失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度において損金とされる金額は、同条の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額であるため、当該損金算入限度額を超えて、未償却となっている取得価額全額を損金とすることはできません。

【参考法令等】
法令第 133 条の２
法基通７－１－13

８　交際費等

13　福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。

【解　説】

交際費等の支出の相手方には、直接貴法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に貴法人の利害に関係ある者及び貴法人の役員、従業員、株主等も含まれます。

【参考法令等】
措法第 61 条の４
措通 61 の４(1)－22

14　売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。

【解　説】
法人がその得意先に物品を交付するための費用やその得意先を旅行、観劇等に招待する費用は、その物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても、交際費等に該当します。
ただし、交付する物品が得意先において棚卸資産として販売することや固定資産として使用することが明らかな場合又はその物品の購入単価がおおむね 3,000 円以下であり、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するための費用は、交際費等に該当しないものとすることができます。

【参考法令等】
措法第 61 条の４
措通 61 の４(1)－３
措通 61 の４(1)－４

15　雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。

【解　説】
新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民やその関係者を旅行等に招待したり、これらの者に酒食を提供した場合には、そのために要した費用は交際費等に該当します。

【参考法令等】
措法第 61 条の４
措通 61 の４(1)－15

16　専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、１人当たり 5,000 円以下であるとして交際費等から除いていませんか。

【解　説】

接待等のために支出するものであっても、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、１人当たり 5,000 円以下のものは交際費等から除かれます（財務省令で定める書類を保存している場合に限ります。）が、専ら貴法人の役員、従業員及びその家族に対する接待等のために支出するものは、１人当たり 5,000 円以下であっても、交際費等に含める必要があります。

【参考法令等】

"措法第 61 条の４
措令第 37 条の５
措規第 21 条の 18 の４

17　棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。

【解　説】

棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれている場合には、支出の事実があった事業年度の交際費等に含める必要があります。

なお、当該交際費等の金額のうちに措法第 61 条の４第１項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額があるときは、（確定申告書において）当事業年度終了の時における棚卸資産等の取得価額を減額することができます。

【参考法令等】

措法第 61 条の４
措通 61 の４(1)－24
措通 61 の４(2)－７
措通 68 の 66(1)－27

９　寄附金

18　前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。
　また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。"

【解　説】

　寄附金は、実際にその支払がされたときに支出したものとして取り扱うため、前事業年度以前に支払った際に仮払金等として資産計上した寄附金については、当事業年度に仮払金等を消却し費用として計上していても損金とすることは認められません（支払った事業年度の損金となります。）。

　また、事業年度末時点において未払となっている寄附金については、実際にその支払がされるまでは損金とすることはできません。

【参考法令等】

法法第 37 条
法令第 78 条
法基通９－４－２の３

19　寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。

【解　説】

　法人が損金として支出した寄附金であっても、その寄附金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その役員等に対する給与として取り扱われます。

　このため、例えば、当該寄附金が支出額の全額が損金として取り扱われる「国等に対する寄附金」であっても、法法第 34 条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、その全額が損金とはなりません。"

【参考法令等】

法法第 34 条
法法第 37 条
法基通９－４－２の２

20　子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償もしくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていませんか。

【解　説】

子会社や取引先に対して金銭の無償若しくは通常より低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、例えば、業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等の経済的合理性を有していない場合には、寄附金として取り扱われます。

【参考法令等】

法法第 37 条

法基通９－４－２

10　使途秘匿金

21　相手方を明らかにできない金銭の支出や金銭以外の資産の贈与はありませんか。

【解　説】

金銭の支出で、相当の理由がないにもかかわらず、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していない場合には、その支出は使途秘匿金に該当し、支出額の 40%相当額が通常の法人税額に加算されます。

なお、ここでいう金銭の支出には、贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しも含まれます。

【参考法令等】

措法第 62 条

11　費用全般

22　事業年度末までに債務が確定していない費用（償却費は含みません。）を損金としていませんか。

【解　説】

事業年度終了の日までに債務が確定していない償却費以外の販売費、一般管理費その他の費用については、当事業年度の損金の額に算入されません。

なお、この債務の確定とは、原則として次の要件の全てに該当する場合をいいます。

①当事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。

②当事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。

③当事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

【参考法令等】

法法第 22 条

法基通２－２－12

12　移転価格

23　国外関連者に対する役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。

【解　説】

国外関連者に対して役務提供を行った場合の対価が、移転価格税制（措法第 66 条の４の規定（第３項を除きます（※１）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。

なお、役務提供が本来の業務に付随したもの（例えば、国外関連者の工場立上げ時の技術指導など）である場合は、当該役務提供に要した総原価の額（※２）を独立企業間価格として差し支えありません（ただし、①役務提供に要した費用が、貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占める場合や②役務提供を行う際に無形資産を使用する等当該役務提供の対価の額を当該役務提供の総原価とすることが相当ではないと認められる場合は除きます。）。

また、役務提供が本来の業務に付随したものではない場合で、以下の要件の全てを満た

しているときは、当該役務提供に要した総原価の額を独立企業間価格として差し支えありません。

①役務の内容が、予算の作成や管理、会計、税務、法務などの業務に該当すること。

②役務提供が貴法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。

③役務提供に要した費用が貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占めていないこと。

④役務提供を行う際に自己の無形資産を使用していないこと。

⑤役務提供に関連する直接費及び間接費の計算が、当該役務提供に係る従事者の従事割合等、合理的な配分割合によっていること。

※１ 国外関連者に対する無償又は低額な対価での役務提供が「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。

※２ 総原価には、直接費のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門の一部管理費等間接費まで含まれます。

【参考法令等】

措法第 66 条の４

移転価格事務運営要領３－９、３－10、３－19

別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例 23、25）

24　国外関連者から受けた役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。

【解　説】

国外関連者から受けた役務提供の対価が、移転価格税制（措法第 66 条の４の規定（第３項を除きます。））に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。

【参考法令等】

措法第 66 条の４

25　国外関連者に対する貸付けの利息は、独立企業間価格となっていますか。

【解　説】

国外関連者に対して貸付けを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第 66 条の４（第３項を除きます（※）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該貸付けは独立企業間価格で行われたものとみなされます。

なお、貴法人及び国外関連者が業として金銭の貸付けを行っていない場合には、以下の①～③で算定される利息を独立企業間価格として差し支えありません。

（①、①の適用ができない場合は②、②の適用ができない場合は③の順に検討することになります。）

①国外関連者が銀行等から調達する場合の利率による利息

②貴法人が銀行等から調達する場合の利率による利息

③国債等で運用した場合の利率による利息

※国外関連者に対する無利息又は低い利率での貸付けが「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。

【参考法令等】

措法第 66 条の４

移転価格事務運営要領３－６、３－７、３－19

別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例４）

26　国外関連者からの借入れの利息は、独立企業間価格となっていますか。

【解　説】

国外関連者から借入れを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第 66 条の４（第３項を除きます。）に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該借入れは独立企業間価格で行われたものとみなされます。

【参考法令等】

措法第 66 条の４

13　棚卸資産

27　事業年度終了の時において、預け在庫、未着品を棚卸しの対象としていますか。

【解　説】

事業年度終了の時において外注先や仕入先へ預けている商品等や購入した商品等のうち運送途中にある未着品についても、数量等を把握し、棚卸しの対象とする必要があります。

28　未使用の消耗品の取得に要した費用を当事業年度の損金としていませんか。

【解　説】

消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産に該当するため、その取得に要した費用は当該消耗品を消費した日の属する事業年度において損金とする必要があります。

ただし、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（毎事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費するものに限ります。）の取得に要した費用を継続してその取得した日の属する事業年度の損金としている場合には、取得時の損金として差し支えありません。

【参考法令等】

法令第 10 条

法基通２－２－15

29　引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など購入のために直接要した費用は棚卸資産の取得価額に含めていますか。

【解　説】

棚卸資産の購入に際して引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した直接付随費用がある場合には、その費用を棚卸資産の取得価額に含める必要があります。

なお、買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用や販売所から販売所への移管に要した費用などの棚卸資産の購入のために要した間接付随費用も棚卸資産の取得価額に含める必要があります（これらの間接付随費用の総額が棚卸資産の購入の対価のおおむね３％以内の金額であるときは、当該間接付随費用については、棚卸資産の取得価額に含めなくても差し支えありません。）。

【参考法令等】
法令第 32 条
法基通５－１－１

30　流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。

【解　説】
　棚卸資産が著しく陳腐化した場合には、評価損を計上することが認められますが、単に流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけでは、陳腐化には該当せず、例えば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかである場合や当該商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が販売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができなくなった等の事実が生じた場合がこれに該当します。
【参考法令等】
法法第 33 条
法令第 68 条
法基通９－１－４

14　繰延資産

31　資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が１年以上に及ぶ費用について、その全額を一時の損金としていませんか。

【解　説】
　以下の①～⑤の費用で支出の効果がその支出の日以後１年以上に及ぶものは、繰延資産に該当し、当該費用は、支出の効果の及ぶ期間を基礎として償却する必要があります。
①自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために要する費用
②資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
③役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
④製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
⑤①～④に掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

【参考法令等】
法法第２条
法法第 32 条
法令第 14 条
法基通８－１－３
法基通８－１－４
法基通８－１－５
法基通８－１－６
法基通８－１－８

15　固定資産

32　固定資産を事業の用に供するために要した費用を一時の損金としていませんか。

【解　説】
　固定資産の取得価額には、購入したもの、自己が建設等をしたものを問わず、事業の用に供するために直接要した費用（例えば、工業用機械の据付費、調整試運転費など）が含まれますので、そのような費用は一時の損金とはなりません。

【参考法令等】
法令第 54 条
法基通７－３－16 の２

33　建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。

【解　説】
　建物付土地を取得後、おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手するなど、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であると明らかに認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額は、当該土地の取得価額に含める必要があります。

【参考法令等】
法基通７－３－６

34　建物の建設に伴って支出が予定されている住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。（毎年支出することになる補償金は除きます。）

【解　説】
新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のように減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しなくても差し支えありませんが、工場、ビル、マンション等の建設に伴って支出する住民対策費、公害補償費等の費用（法基通７－３－11の２⑵及び⑶に該当するものを除きます。）の額で当初からその支出が予定されているもの（毎年支出することとなる補償金を除きます。）は、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、当該減価償却資産の取得価額に含める必要があります。
【参考法令等】
法令第54条
法基通７－３－７
法基通７－３－11の２

35　資本的支出を一時の損金としていませんか。

【解　説】
固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分は修繕費に該当し一時の損金となります。
他方、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出に該当し、その固定資産と種類及び耐用年数を同じくする固定資産を新たに取得したものとなります。ただし、一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等のために要した各事業年度ごとの費用の額が20万円に満たない場合又は修理、改良等がおおむね３年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合には、修繕費として一時の損金として差し支えありません。

【参考法令等】
法令第 55 条
法令第 132 条
法基通７－３－16 の２
法基通７－８－１
法基通７－８－２
法基通７－８－３

36　自社開発のソフトウエアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。

【解　説】
　自社開発のソフトウエアを製作するために要した原材料費、労務費及び経費並びに事業の用に供するために直接要した費用は、そのソフトウエアの取得価額に算入することとなるため、一時の損金とはなりません。
　この場合、その取得価額は適正な原価計算に基づき算定することになりますが、原価の集計、配賦等につき合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これが認められます。

【参考法令等】
法令第 54 条
法基通７－３－15 の２

37　ソフトウエアのバージョンアップのために要した費用を一時の損金としていませんか。

【解　説】
　ソフトウエアのプログラムの修正等を行った場合に、その修正等がプログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費として一時の損金となりますが、新たな機能の追加、機能の向上等のバージョンアップを行っている場合には、その修正等に要した費用は資本的支出に該当し、ソフトウエアの取得価額に算入する必要があります。

【参考法令等】
法令第 55 条
法令第 132 条
法基通７－８－６の２

16　前払費用

38　前払費用に該当する支出を損金としていませんか。（法基通２－２－14 又に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）

【解　説】

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）は、支払った日の属する事業年度の損金とは認められず、役務の提供を受けた事業年度の損金となります。

ただし、「短期の前払費用」（支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係る前払費用で、継続して支払った日の属する事業年度の損金としているもの）については、支払った日の属する事業年度の損金として差し支えありません。

【参考法令等】

法法第 22 条

法基通２－２－14

17　貸付金

39　役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。

【解　説】

経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります

【参考法令等】

法基通９－２－９

法基通９－４－２

18　有価証券

40　有価証券を取得するために要した費用を一時の損金としていませんか。

【解　説】

有価証券の取得価額には、当該有価証券の購入の代価等に加えて、購入のために要した費用が含まれます。

このため、購入手数料その他有価証券の購入のために要した費用は、有価証券の取得価額に算入され、一時の損金にはなりません。

なお、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料は有価証券の取得価額に算入せず、一時の損金として差し支えありません。

また、外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても同様に一時の損金として差し支えありません。

【参考法令等】

法令第 119 条

法基通２－３－５

19　前受金・仮受金・預り金・保証金

41　売上げ、雑収入等に計上すべきものはありませんか。

【解　説】

"　前受金、仮受金及び預り金が棚卸資産の販売、請負、固定資産の譲渡等の対価として収受したものである場合、その棚卸資産の販売等に係る収益計上基準に照らし、当事業年度の売上げ、雑収入等に計上すべきものが含まれているときは、当事業年度の益金とする必要があります。

また、当事業年度において資産の賃貸借契約等に基づき預った保証金等の一部又は全部について返還を要しないことが確定した場合、その返還しないことが確定した金額は、当事業年度の益金とする必要があります。

【参考法令等】
法法第 22 条
法基通２－１－41

《消費税等》

20　売上げ

42　課税期間末までに資産の譲渡等の対価の額が確定していない場合に、その対価の額を適正に見積もり、課税標準に含めていますか。

【解　説】
資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もり、その金額を資産の譲渡等の対価の額として、その課税期間の課税標準額を計算する必要があります。
なお、見積額と最終的に確定した額との間に差額が生じた場合には、その差額を最終的に対価の額が確定した日の属する課税期間の資産の譲渡等の対価の額に加算又は減算することになります。

【参考法令等】
消法第 28 条
消基通 10－１－20

43　外注先に対して有償支給した原材料等の対価を課税対象外としていませんか。（支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。）

【解　説】
外注先等に対して外注加工に係る原材料等を支給する場合において、その支給に係る対価を収受することとしている（いわゆる有償支給）ときは、その原材料等の支給は、対価を得て行う資産の譲渡に該当します。
ただし、有償支給の場合であっても、貴法人が支給した原材料等を自己の資産として管理しているときは、その原材料等の支給は、資産の譲渡に該当しません。

【参考法令等】
消基通５－２－16

21　売上原価

44　課税仕入れとした外注費等の中に給与に該当するものは含まれていませんか。

【解　説】
　個人に対して支出する労務提供の対価は、請負契約に基づくものであれば資産の譲渡等の対価に該当しますが、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく給与であれば資産の譲渡等の対価に該当しないため課税仕入れとはなりません。
　なお、その区分が明らかでない場合には、例えば、以下の①～④等の事項を総合勘案して判断することになります。
①その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を許容するか。
（許容する：請負、許容しない：雇用）
②役務の提供に当たり貴法人が指揮監督をしているか。
（指揮監督していない：請負、指揮監督している：雇用）
③まだ引渡しを受けていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、既に提供した役務に係る報酬の請求を貴法人が受けるか。
（受けない：請負、受ける：雇用）
④役務の提供に係る材料又は用具等を貴法人が供与しているか。
（供与していない：請負、供与している：雇用）

【参考法令等】
消法第２条
消基通１－１－１

45　未成工事支出金又は建設仮勘定に計上した支払について、資産の引渡しを受けていない又は役務の提供が完了していないにもかかわらず支払時の課税仕入れとしていませんか。

【解　説】
　建設工事や製造に係る目的物の完成前に行った課税仕入れに係る対価については、未成工事支出金又は建設仮勘定に計上することがありますが、その課税仕入れの時期は、原則

として、目的物の引渡しを受けたとき又は外注先等の役務の提供が完了したときになります。

そのため、目的物の引渡し又は役務の提供の完了を伴わずに支払われる中間金等は、その支払時においては課税仕入れとすることはできません。

なお、建設工事等に伴う未成工事支出金等のうち、元請業者（建設工事等を請け負った事業者）が下請業者（元請業者から建設工事等の全部または一部を請け負った他の事業者）の行った工事等の出来高に応じて支出したもので、元請業者が出来高検収書を作成し下請業者の確認を受けている場合には、その支払時において課税仕入れとすることができます。

【参考法令等】
消法第 30 条
消基通 11－３－５
消基通 11－３－６
消基通 11－６－６

46　三国間貿易（国外で購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡する取引）に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。

【解　説】

資産の譲渡等が国内で行われたか否かの判定については、資産の譲渡又は貸付けの場合は、原則として、譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定します。

したがって、国外で購入した資産を国内に搬入することなく他の事業者等に譲渡した場合における仕入れについては、その経理処理のいかんを問わず、その譲渡は国外取引に該当するため、課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】
消法第４条
消基通５－７－１

22　費用全般

47　出向社員等の給与負担金を課税仕入れとしていませんか。（経営指導料等の名義で支出している場合も含みます。）

【解　説】

貴法人への出向社員に対する給与を出向元事業者が支給しているため、貴法人が負担すべき金額を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金は、その出向社員に対する給与に該当するため、課税仕入れとすることはできません。

この取扱いは、実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合も同様です。

【参考法令等】

消基通５－５－10

48　贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】

商品券、ギフト券、旅行券等は物品切手等に該当するため、購入時には課税仕入れとすることは認められず、後日、その商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた際に課税仕入れとすることができます。

このため、商品券などを贈答した場合には、その商品券等を使って商品の購入等をしていませんので、課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】

消法第６条

消法別表第１

消基通６－４－３

消基通６－４－４

消基通９－１－22

消基通 11－３－７

49　クレジット手数料を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】

信販会社へ支払うクレジット手数料は、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る手数料又は賦払金のうち利子に相当する額であり、非課税となりますので、課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】
消法第６条
消法別表第１
消令第 10 条
消基通６－３－１

50　同業者団体等の通常会費や一般会費を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】
　同業者団体、組合等に対して支払った会費又は組合費等について、当該同業者団体、組合等において、通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させ、団体の存立を図るためのいわゆる通常会費や一般会費に該当するとして資産の譲渡等の対価に該当しないとしているときは、当該会費又は組合費等は課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】
消基通５－５－３
消基通 11－２－６

51　予約の取消し、契約変更等に伴って支払ったキャンセル料や解約損害金を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】
　予約の取消し、変更等に伴って支払うキャンセル料や解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、役務の提供の対価には該当しないことから、資産の譲渡等の対価には該当せず課税仕入れとすることはできません。
　なお、解約手数料、取消手数料などは資産の譲渡等に係る契約等の解約等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供の対価であることから、課税仕入れとすることができますが、損害賠償金としての性格を有する部分と手数料的性格を有する部分とを一括して支払っており、それぞれについて判然と区分できない場合については、全体として資産の譲渡等に該当しないものとして取り扱うことから課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】
消基通５－２－５
消基通５－５－２"

52　単身赴任者が帰省するための旅費など給与と認められる旅費を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】
従業員の出張等に伴い支出する出張旅費、宿泊費、日当は、貴法人が事業遂行のために必要な費用を、旅行をした者を通じて支出しているものですので、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価となります。
しかし、通常必要と認められる金額を超える部分や単身赴任者が帰省するために支給する旅費等の職務の遂行に必要な旅行の費用とは認められない旅費は、給与に該当する支出であることから課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】
消基通 11－２－１

53　海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等を課税仕入れとしていませんか。

【解　説】
海外出張に係る旅費、宿泊費及び日当等のうち輸出免税等に該当する取引、あるいは不課税取引に該当するものは、課税仕入れとすることはできません。
ただし、海外出張旅費等として一括支給する場合であっても、海外出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿泊費、支度金について、実費分として他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については、国内出張旅費等と同様に課税仕入れとして差し支えありません。
【参考法令等】
消基通 11－２－１

54　前払費用を支払時の課税仕入れとしていませんか。（法基通２－２－14 に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合を除きます。）

【解　説】

役務の提供に係る課税仕入れは、役務の提供が完了した日を含む課税期間に行われたこととなるため、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した課税仕入れに係る支払対価のうちその課税期間の末日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）については、支払時の課税仕入れとすることはできません。

ただし、法基通２－２－14 に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合には、その支払時点で課税仕入れとすることができます。

【参考法令等】

消基通 11－３－８

法基通２－２－14

55　クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社からの請求明細書のみを保存していませんか。

【解　説】

クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社が交付する請求明細書は、課税資産の譲渡等を行った事業者が貴法人に対して交付した書類ではないことから、消法第 30 条第７項及び第９項に規定する請求書等には該当しませんので、当該請求明細書のみの保存をもって、クレジットカードで決済した経費等を課税仕入れとすることはできません。

【参考法令等】

消法第 30 条

23 営業外収益

56　ゴルフ会員権を譲渡した場合に、その対価を非課税売上げとしていませんか。

【解　説】

株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権は、その譲渡が非課税とされる有価証券に類するものには該当しないことから、その譲渡は非課税とはなりません。

【参考法令等】

消法第６条

消法別表第１

消令第９条

消基通６－２－２

57　車両等の買換えを行った場合に、販売額から下取額を控除した金額を課税仕入れ(又は課税売上げ）としていませんか。

【解　説】

車両等の買換えにおいては、課税資産の譲渡等と課税仕入れの二つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引として取り扱う必要があります。

【参考法令等】

消法第２条

消基通 10－１－17"

◎　交際費等における 5,000 円基準の確認事例 10 題

⑴　サービス料と送迎費用

Ａ社は得意先を飲食店で接待しました。その接待に要した飲食代は１人当たり 4,800 円でしたが、その他にサービス料 480 円をその飲食店に支払っています。

また、接待後、その得意先を自宅までお送りしましたが、そのタクシー代 4,500 円を支払っています。

Ａ社は、この接待等に要した費用をいずれも交際費の範囲から除いて申告しています。

⇒×

⑵　飲食の際のお土産代ー

Ａ社は、得意先を中華料理店で接待しましたが、その飲食等に要した１人当たりの費用は以下のとおりでした。

・飲食代：４，０００円

・お土産代（月餅）：１，０００円（その飲食店で提供されているもの）

Ａ社はこれらの費用を交際費等から除いて申告しています。

⇒○

⑶　屋形船での接待

Ａ社は、屋形船を貸し切り、その屋形船に得意先を招き、飲食をによる接待を行っています。

その屋形船で１人当りの接待費用は以下とおりでした。

・飲食代：5,000 円

・屋形船乗船料：3,000 円

Ａ社はこれらの費用を交際費等から除いて申告しています。

⇒×

⑷　ゴルフ接待における昼食代－

Ａ社は得意先の購買部長等をゴルフ場に招き、ゴルフコンペを行いました。

プレー代などゴルフ場に支払った費用は、一人当たり 30,000 円でしたがその中には、プレーの途中で飲食した昼食代 4,000 円が含まれています。

Ａ社はゴルフ場に支払った費用のうち、昼食代 4,000 円を除く、26,000 円を交際費等として処理しています。

⇒×

⑸　２次会の費用

Ａ社は、得意先を料亭で接待し、その後、その得意先を連れて近くのカラオケバーで２次会を行いました。

料亭での飲食代は１人当たり 15,000 円、２次会での飲食代は１人当たり 5,000 円でした。

接待費用の総額は１人当り 20,000 円でしたが、Ａ社は、１次会の料亭での飲食代は交際費等として処理し、２次会での飲食代は１人当たり 5,000 円以下であるという理由で、交際費等から除いて申告を行っています。

⇒○

⑹　１人当たり 5,000 円以下の判断

Ａ社の営業部長は得意先の従業員を焼肉店で接待しましたが、その費用は以下のとおりでした。

・焼肉食べ放題飲み放題コース　男性：6,000 円　女性：5,000 円

参加人員は男性５人、女性２人で、総額 40,000 円（6,000 円×５人＋

5,000 円×２人）を飲食店に支払っています。

Ａ社は、この焼肉店に支払った飲食費のうち、女性２人分の 10,000 円について、１人当たり 5,000 円以下であるという理由で交際費等から除外して処理を行なっています。

⇒×

⑺　5,000 円超の部分の個人負担

Ａ社のＢ社長は、飲食店で得意先を接待しましたが、その費用は１人当たり７，０００円でした。

これでは、１人当たりの飲食費が５，０００円を超えてしまい、その全額が交際費として取り扱われることになってしまいます。そこで、飲食費のうち５，０００円を超える部分の金額１人当たり２，０００円については、Ｂ社長個人がポケットマネーから支払うことにし、Ａ社の負担額が、１人当たり５，０００円以下となるように調整しました。

Ａ社は、会社負担とした１人当たり５，０００円の飲食費を交際費等から除いて処理しています。

⇒×

⑻　パーティへの参加費用

Ａ社のＢ部長は、同業者団体主催の新春パーティに参加しました。

そのパーティは立食形式のもので、年に１度同業者が集まって飲食をしながら懇談・意見交換等を行うものです。

パーティの参加費用（実費相当額）は４，５００円であり、Ａ社からはＢ部長１人が参加しています。

Ａ社はこの参加費用を交際費等（いわゆる社内飲食費）として申告しています。

⇒×

⑼　１人当たり 5,000 円超の会議費

Ａ社は、このたび海外の取引先と代理店契約を締結することになりました。

そして、取引先の社長が来日し、当社の社長と取引条件について最後の詰めを行いました。

交渉は、ホテルの日本食レストランで昼食（酒類の提供はなし）をとりながら進められましたが、その際の昼食代は１人当たり６，０００円でした。

Ａ社は、この交渉に係る昼食代を会議費として処理しています。

⇒○

⑽　保存書類への記載事項

Ａ社は、得意先を飲食店に招き接待を行いました。参加者は得意先のＢ資材部長ほか８名と当社の営業社員３名でした。 接待に要した飲食費が１人当たり５，０００円以下でしたので、Ａ社は、この飲食費を交際費等から除いて申告をしています。 なお、この飲食費を交際費等から除くにあたり、Ａ社は、社内の書類（交際費使用報告書）に以下の記載を行っています。 ⑴飲食年月日、支払金額 ⑵使用した飲食店の名称、所在地 ⑶総参加人数 ⑷接待の相手方として「Ｃ社（得意先）Ｂ部長ほか８名」という記載 なお、接待した相手方全員の氏名、当社から参加した人の氏名は記載していません。

⇒○

◎　不正計算事例（オーナー企業以外の法人を中心に）

1　利益調整

⑴　来年度の売上げが大きく落ち込むことが予想されたため、売上平準化の目的で、当年度に計上すべき売上げに係る納品書（検収書）の日付を改ざんして、売上げを翌期に繰り延べていたもの。

⑵　今年度の目標売上高を確保するため、期末直前に関連会社に押込販売を行い翌期首に返品処理していたもの。なお、当該取引は赤字取引となっていた。

⑶　利益調整のため、期末棚卸しの際の原始記録の一部を破棄し、棚卸除外を行っていたもの。

2　予算消化

⑴　備品購入に係る予算が余ってしまったため、実際は翌期に注文、納品したパソコン（取得価額１０万円未満）を、相手方と通謀して、あたかも期末までに納品したように仮装し、消耗品費として処理していたもの。

⑵　宣伝用物品の在庫が多量に生じてしまったため、実際は倉庫に保管されている販促用物品を、架空の稟議書、倉庫の出庫記録の改ざんを行って、あたかも期末までに、得意先等に配付したように仮装し、広告宣伝費として処理していたもの。

3　受注工作、販売活動

⑴　受注謝礼にかかる物品（毛皮、貴金属等）を取引先担当者に贈答する際、百貨店に依頼して、納品書における品目を社内用事務用品に書き換えていたもの。

⑵　架空の支払手数料を計上し、その資金を受注工作費にあてていたもの。

⑶　受注謝礼を交際費とすべきところをとして工事原価（外注費）に仮装していたもの。

⑷　交際費課税を免れるため、飲食店の領収書における人数を水増しや領収書の分割を行っていたもの。

4　個人の不正蓄財等

⑴　会社でよく利用するホテルやレストランに依頼して会社に料金を水増し請求させ、その水増し分を担当者個人がホテル等から受領していたもの、あるいは簿外交際費として使用していたもの。

⑵　社内の人間のみで行ったゴルフコンペや宴会の費用をあたかも得意先を接待したかのごとく仮装して計上していたもの。

◎　加算税の加重措置（平成 28 年度改正）

⑴　調査通知後に修正申告を行った場合における加算税

税務調査の事前通知が行われた後、税務調査による増額更正・決定があることを予知（更正予知）する前に修正申告を行った場合、従来は過少申告加算税が賦課されなかった。

しかし、事前通知が行われた直後に修正申告を行うことで加算税を回避するケースが多く見受けられるため、「調査通知」以後、更正予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合を５％（期限後申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10％）とすることとされた。

なお「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の３項目をいう。

⑵　繰り返し無申告や仮装・隠蔽を行った場合における加算税の加重

意図的に無申告や仮装・隠蔽を繰り返す者を牽制するため、過去５年以内に無申告加算税（更正予知分に限る）や重加算税を賦課された者が、再び、調査により無申告や仮装・隠蔽に基づく期限後申告や修正申告を行った場合には、その無申告加算税の割合（原則 15％、納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 20％）や重加算税の割合（原則 35％、無申告に係るものについては 20％）がそれぞれ 10％加重されることになった。

なお、これら⑴⑵の改正は、平成 29 年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

◎不服申立制度について

1　修正申告と更正

Q　今回の調査において調査官に指摘された非違事項は、いずれも納得いくものであり、調査官の指摘事項について修正申告書を提出しようと思います。非違をなおす方法としては、その他に更正処分がありますが、両者はどのように違うのでしょうか。加算税の額などに違いがあるのでしょうか。

修正申告は、申告書に記載された税額等が過少であったときに納税者側が増額修正する方法であり、納税者側の自主的な税務行為です。

一方、更正処分は、申告書に記載された税額等が調査したところと異なるときに、その調査により申告に係る課税標準や税額を増額又は減額する処分であり、調査と密接に関連した行政処分であるといえます。修正申告でも更正処分でも、追加納税額、加算税・延滞税の額に違いはありません。

調査が終了し、非違事項があった場合、調査官は修正申告の勧奨を行いますが、この修正申告の勧奨には強制力はなく、応じるかどうかは納税者の自由です。

調査官の指摘が、納得いくものであるならば、修正申告に応じてもかまいませんが、調査官の指摘に納得がいかない場合、例えば、事実認定に誤りがあると思われる場合や、金額の計算根拠があいまいな場合は、修正申告に応じず、更正処分を受けるようにすべきです。

調査の結果に納得いかないにもかかわらず修正申告書を提出すれば、修正申告に対する再調査の請求等の不服申立ては一切できないことになっています。したがって、調査結果に納得いかない場合には、不服申立ての路を確保する意味で、更正の処理をしてもらうことです。

なお、以前は、法人が修正申告をした場合、修正申告後の年間所得金額が 4,000 万円を超えると所轄税務署の掲示板に公示されていました。公示されると、マスコミや興信所から問い合わせがある場合があり、公示を避けるために、更正処分をお願いした企業もあったようです。

２　更正の内容に不服があるとき

Ｑ　もし、税務署の行った更正処分の内容について、不服がある場合には、どのようにしたらよいのですか。

1 再調査の請求

税務署長等が行った更正などの課税処分や差押えなどの滞納処分に不服があるときは、これらの処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てることができます。これを「再調査の請求」といいます。

再調査の請求は、原則として処分の通知を受けた日の翌日から３か月以内に税務署長等に再調査の請求書を提出することにより行います。

再調査の請求書を受理した税務署長等は、その処分が正しかったかどうか調査・審理しその結果を再調査決定書謄本により納税者に通知します。

なお、この再調査の請求を経ずに、直接国税不服審判所長に対して審査請求を行うこともできます。

2 審査請求

税務署長等が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てることができます。これを「審査請求」といいます。

審査請求は、再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求に対する税務署長等の判断になお不服があるときにも行うことができます。

なお、審査請求は、原則として、再調査の請求を経ずに行う場合には処分の通知を受けた日の翌日から３か月以内に、再調査の請求を経てから行う場合には再調査決定書謄本の送達を受けた日の翌日から１か月以内に、審査請求書を国税不服審判所長に提出することにより行います。

審査請求書を受理した国税不服審判所長は、その処分が正しかったかどうかを調査・審理し、その結果を裁決書謄本により納税者に通知します。

3 訴訟

国税不服審判所長の判断になお不服がある場合には、裁判所に訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、原則として裁決書謄本の送達を受けた日の翌日から 6 か月以内に行う必要があります。

(通則法 75、77、115、行政事件訴訟法 14)

〔参考〕不服申立ての状況（平成 28 年度）（平成 29 年６月国税庁公表）

・再調査の請求：一部認容　５．５％　全部認容　１．３％

・審査請求　　：一部認容　９．８％　全部認容　２．５％

・訴訟(納税者側からみて)：一部勝訴　２．０％　全部勝訴　２．５％

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

確認対象事業年度		担当者	役職：
確認実施日			役職：

この確認表は、税務・決算処理について、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を作成される前の自主的な確認に御活用いただくことを目的として作成しております。
確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

税務に関する社内の体制・手続の整備状況		
・ 税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。	□適	□否
・ 経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。	□適	□否
・ 処理誤りが生じないようマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。	□適	□否

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
売上げ	1	売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上されている売上げはありませんか。	棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。 また、請負に係る収益は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。	法法第22条 法法第81条の３ 法基通２－１－１ 法基通２－１－２ 法基通２－１－５ 法基通２－１－６ 連基通２－１－１ 連基通２－１－２ 連基通２－１－５ 連基通２－１－６	□適	□否	□非該当	
	2	売上げの計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	売上げの計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容等に応じて合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。 売上げの計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。	法基通２－１－２ 法基通２－１－６ 連基通２－１－２ 連基通２－１－６	□適	□否	□非該当	
	3	当事業年度に計上すべき売上げについて当事業年度終了の日までに金額が確定していないときは、合理的に見積もった金額を計上していますか。	引渡しの完了した棚卸資産の販売代金又は完成して引渡しを了した建設工事等の工事代金が当事業年度終了の日までに確定していない場合には、その販売代金等を同日の現況により合理的に見積もる必要があります。 なお、見積計上した売上金額とその後確定した売上金額に差額が生じたときは、確定した日の属する事業年度において、その差額を益金又は損金の額に算入することになります。	法基通２－１－４ 法基通２－１－７ 連基通２－１－４ 連基通２－１－７	□適	□否	□非該当	
売上原価	4	翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。	当事業年度の損金となる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価は、当事業年度の売上げに対応するものであるため、翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等は当事業年度の損金とはなりません。	法法第22条 法法第81条の３	□適	□否	□非該当	
	5	売上原価等が当事業年度終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。 また、単なる事後的費用を見積計上していませんか。	当事業年度に計上した売上げに対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。 なお、当該売上げに関連して発生する費用であっても、単なる事後的費用の性格を有するもの（例えば、販売を完了した機械設備等に係る補修、点検、整備等に要する費用など）は、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。	法基通２－２－１ 連基通２－２－１	□適	□否	□非該当	
売上割戻し	6	棚卸資産を販売した際の売上割戻しについて、その算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していないにもかかわらず、棚卸資産を販売した事業年度の損金としていませんか。	棚卸資産を販売した際の売上割戻しは、その算定基準が販売価額又は販売数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により相手方に明示されている場合には、原則として棚卸資産を販売した日の属する事業年度の損金となりますが、算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していない場合には、売上割戻しの金額の通知又は支払をした日の属する事業年度に損金とする必要があります。 なお、事業年度終了の日までに、売上割戻しを支払うべきこと及びその算定基準が内部的に決定されており、確定申告書の提出期限までに相手方に通知していれば、継続適用を条件として当事業年度で未払金計上して差し支えありません。	法基通２－５－１ 連基通２－５－１	□適	□否	□非該当	
仕入割戻し	7	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しについて、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、算定基準が明示されているにもかかわらず、仕入割戻しの金額の通知を受けた事業年度の益金としていませんか。	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しは、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度ではなく、棚卸資産を購入した日の属する事業年度の益金とする必要があります。 なお、仕入割戻しの算定基準が購入価額又は購入数量によっていない、または、割戻しの算定基準が明示されていない場合には、その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度の益金となります。	法基通２－５－４ 連基通２－５－４	□適	□否	□非該当	
役員給与	8	役員給与は、定款の定めや株主総会等の決議に基づき、適正に計算され支給されていますか。	役員給与の額が定款の規定又は株主総会、社員総会等の決議により定められた役員に支給することのできる給与の限度額を超える場合には、その超える部分の金額は、損金とはなりません。	法法第34条 法令第70条	□適	□否	□非該当	
	9	役員の個人的費用を負担するなど、役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益の提供はありませんか。	役員への資産の贈与、役員に対する債権の放棄又は免除、役員への無利息貸付け、役員の個人的費用の負担など役員に対して給与を支給したものと同様の経済的効果をもたらすものは、役員給与に該当しますので、法法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、損金とはなりません。	法法第34条 法基通９－２－９ 連基通８－２－８	□適	□否	□非該当	
給与・賞与	10	損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、事業年度終了の日の翌日から１月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。	決算賞与等の臨時の賞与については、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から１月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っており、かつ、その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理している場合に限り、未払であっても当事業年度の損金となります。 なお、支給日に在職している使用人にのみ賞与を支給することとして通知している場合には、未払賞与を計上した事業年度の損金とはなりません。	法令第72条の３ 法基通９－２－43 連基通８－２－42	□適	□否	□非該当	
減価償却費	11	稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。 （法基通７－１－３又は連基通６－１－３に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）	事業の用に供していない資産は減価償却資産に該当せず、当該資産に係る減価償却費は損金とはなりません。 例えば、購入後未稼働の資産や生産調整等のため稼働を休止している資産（必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものは除きます。）に係る減価償却費は、損金とはなりません。 また、法令第133条に規定する少額の減価償却資産及び法令第133条の２に規定する一括償却資産についても、事業の用に供していなければ、損金とすることはできません。	法令第13条 法令第133条 法令第133条の２ 法基通７－１－３ 連基通６－１－３	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項　目	No.	確認内容	解　説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
	12	法令第133条の２に規定する一括償却資産の損金算入を適用している場合において、一括償却資産を除却した際に、未償却額の全額を損金としていませんか。	法令第133条の２に規定する一括償却資産につき同条の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度において損金とされる金額は、同条の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額であるため、当該損金算入限度額を超えて、未償却となっている取得価額全額を損金とすることはできません。	法令第133条の２ 法基通７－１－13 連基通６－１－16	□適	□否	□非該当	
交際費等	13	福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。	交際費等の支出の相手方には、直接貴法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に貴法人の利害に関係ある者及び貴法人の役員、従業員、株主等も含まれます。	措法第61条の４ 措法第68条の66 措通61の４(1)－22 措通68の66(1)－25	□適	□否	□非該当	
	14	売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。	法人がその得意先に物品を交付するための費用やその得意先を旅行、観劇等に招待する費用は、その物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても、交際費等に該当します。 ただし、交付する物品が得意先において棚卸資産として販売することや固定資産として使用することが明らかな場合又はその物品の購入単価がおおむね3,000円以下であり、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するための費用は、交際費等に該当しないものとすることができます。	措法第61条の４ 措法第68条の66 措通61の４(1)－３ 措通61の４(1)－４ 措通68の66(1)－３ 措通68の66(1)－４	□適	□否	□非該当	
	15	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。	新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民やその関係者を旅行等に招待したり、これらの者に酒食を提供した場合には、そのために要した費用は交際費等に該当します。	措法第61条の４ 措法第68条の66 措通61の４(1)－15 措通68の66(1)－18	□適	□否	□非該当	
	16	専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、１人当たり5,000円以下であるとして交際費等から除いていませんか。	接待等のために支出するものであっても、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、１人当たり5,000円以下のものは交際費等から除かれます（財務省令で定める書類を保存している場合に限ります。）が、専ら貴法人の役員、従業員及びその家族に対する接待等のために支出するものは、１人当たり5,000円以下であっても、交際費等に含める必要があります。	措法第61条の４ 措法第68条の66 措令第37条の５ 措令第39条の94 措則第21条の18の４ 措則第22条の61の４	□適	□否	□非該当	
	17	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれている場合には、支出の事実があった事業年度の交際費等に含める必要があります。 なお、当該交際費等の金額のうちに措法第61条の４第１項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額があるときは、当事業年度終了の時における棚卸資産等の取得価額を減額することができます。	措法第61条の４ 措法第68条の66 措通61の４(1)－24 措通61の４(2)－７ 措通68の66(1)－27 措通68の66(2)－６	□適	□否	□非該当	
寄附金	18	前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。 また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。	寄附金は、実際にその支払がされたときに支出したものとして取り扱うため、前事業年度以前に支払った際に仮払金等として資産計上した寄附金については、当事業年度に仮払金等を消却し費用として計上していても損金とすることは認められません（支払った事業年度の損金となります。）。 また、事業年度末時点において未払となっている寄附金については、実際にその支払がされるまでは損金とすることはできません。	法法第37条 法法第81条の６ 法令第78条 法令第155の15 法基通９－４－２の３ 連基通８－４－４	□適	□否	□非該当	
	19	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。	法人が損金として支出した寄附金であっても、その寄附金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その役員等に対する給与として取り扱われます。 このため、例えば、当該寄附金が支出額の全額が損金として取り扱われる「国等に対する寄附金」であっても、法法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、その全額が損金とはなりません。	法法第34条 法法第37条 法法第81条の６ 法基通９－４－２の２ 連基通８－４－３	□適	□否	□非該当	
	20	子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償もしくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていませんか。	子会社や取引先に対して金銭の無償若しくは通常より低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、例えば、業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等の経済的合理性を有していない場合には、寄附金として取り扱われます。	法法第37条 法法第81条の６ 法基通９－４－２ 連基通８－４－２	□適	□否	□非該当	
使途秘匿金	21	相手方を明らかにできない金銭の支出や金銭以外の資産の贈与はありませんか。	金銭の支出で、相当の理由がないにもかかわらず、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していない場合には、その支出は使途秘匿金に該当し、支出額の40%相当額が通常の法人税額に加算されます。 なお、ここでいう金銭の支出には、贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しも含まれます。	措法第62条 措法第68条の67	□適	□否	□非該当	
費用全般	22	事業年度末までに債務が確定していない費用（償却費は含みません。）を損金としていませんか。	事業年度終了の日までに債務が確定していない償却費以外の販売費、一般管理費その他の費用については、当事業年度の損金の額に算入されません。 なお、この債務の確定とは、原則として次の要件の全てに該当する場合をいいます。 ①当事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。 ②当事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。 ③当事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。	法法第22条 法法第81条の３ 法基通２－２－12 連基通２－２－12	□適	□否	□非該当	
移転価格	23	国外関連者に対する役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して役務提供を行った場合の対価が、移転価格税制（措法第66条の４の規定（第３項を除きます（※１）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。 なお、役務提供が本来の業務に付随したもの（例えば、国外関連者の工場立上げ時の技術指導など）である場合は、当該役務提供に要した総原価の額（※２）を独立企業間価格として差し支えありません（ただし、①役務提供に要した費用が、貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占める場合や②役務提供を行う際に無形資産を使用する等当該役務提供の対価の額を当該役務提供の総原価とすることが相当ではないと認められる場合は除きます。）。 また、役務提供が本来の業務に付随したものではない場合で、以下の要件の全てを満たしているときは、当該役務提供に要した総原価の額を独立企業間価格として差し支えありません。 ①役務の内容が、予算の作成や管理、会計、税務、法務などの業務に該当すること。 ②役務提供が貴法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。 ③役務提供に要した費用が貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占めていないこと。 ④役務提供を行う際に自己の無形資産を使用していないこと。 ⑤役務提供に関連する直接費及び間接費の計算が、当該役務提供に係る従事者の従事割合等、合理的な配分割合によっていること。 ※１国外関連者に対する無償又は低額な対価での役務提供が「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。 ※２総原価には、直接費のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門の一般管理費等間接費まで含まれます。	措法第66条の４ 措法第68条の88 移転価格事務運営要領３－９、３－10、３－19 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例23、25） 連結法人に係る移転価格事務運営要領３－９、３－10、３－19 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例23、25）	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
	24	国外関連者から受けた役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者から受けた役務提供の対価が、移転価格税制（措法第66条の４の規定（第３項を除きます。））に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。	措法第66条の４ 措法第68条の88				
	25	国外関連者に対する貸付けの利息は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して貸付けを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第66条の４（第３項を除きます（※）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該貸付けは独立企業間価格で行われたものとみなされます。 なお、貴法人及び国外関連者が業として金銭の貸付けを行っていない場合には、以下の①～③で算定される利息を独立企業間価格として差し支えありません。 （①、①の適用ができない場合は②、②の適用ができない場合は③の順に検討することになります。） ①国外関連者が銀行等から調達する場合の利率による利息 ②貴法人が銀行等から調達する場合の利率による利息 ③国債等で運用した場合の利率による利息 ※国外関連者に対する無利息又は低い利率での貸付けが「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。	措法第66条の４ 措法第68条の88 移転価格事務運営要領３－６、３－７、３－19 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例４） 連結法人に係る移転価格事務運営要領３－６、３－７、３－19 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例４）	□適	□否	□非該当	
	26	国外関連者からの借入れの利息は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者から借入れを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第66条の４（第３項を除きます。）に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該借入れは独立企業間価格で行われたものとみなされます。	措法第66条の４ 措法第68条の88				
棚卸資産	27	事業年度終了の時において、預け在庫、未着品を棚卸しの対象としていますか。	事業年度終了の時において外注先や仕入先へ預けている商品等や購入した商品等のうち運送途中にある未着品についても、数量等を把握し、棚卸しの対象とする必要があります。		□適	□否	□非該当	
	28	未使用の消耗品の取得に要した費用を当事業年度の損金としていませんか。	消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産に該当するため、その取得に要した費用は当該消耗品を消費した日の属する事業年度において損金とする必要があります。 ただし、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（毎事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費するものに限ります。）の取得に要した費用を継続してその取得した日の属する事業年度の損金としている場合には、取得時の損金として差し支えありません。	法令第10条 法基通２－２－15 連基通２－２－15	□適	□否	□非該当	
	29	引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など購入のために直接要した費用は棚卸資産の取得価額に含めていますか。	棚卸資産の購入に際して引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した直接付随費用がある場合には、その費用を棚卸資産の取得価額に含める必要があります。 なお、買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用や販売所から販売所への移管に要した費用などの棚卸資産の購入のために要した間接付随費用も棚卸資産の取得価額に含める必要があります（これらの間接付随費用の総額が棚卸資産の購入の対価のおおむね３％以内の金額であるときは、当該間接付随費用については、棚卸資産の取得価額に含めなくても差し支えありません。）。	法令第32条 法基通５－１－１ 連基通５－１－１	□適	□否	□非該当	
	30	流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。	棚卸資産が著しく陳腐化した場合には、評価損を計上することが認められますが、単に流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけでは、陳腐化には該当せず、例えば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかである場合や当該商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が販売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができなくなった等の事実が生じた場合がこれに該当します。	法法第33条 法令第68条 法基通９－１－４ 連基通８－１－４	□適	□否	□非該当	
繰延資産	31	資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が１年以上に及ぶ費用について、その全額を一時の損金としていませんか。	以下の①～⑤の費用で支出の効果がその支出の日以後１年以上に及ぶものは、繰延資産に該当し、当該費用は、支出の効果の及ぶ期間を基礎として償却する必要があります。 ①自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために要する費用 ②資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用 ③役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用 ④製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 ⑤①～④に掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用	法法第２条 法法第32条 法令第14条 法基通８－１－３ 法基通８－１－４ 法基通８－１－５ 法基通８－１－６ 法基通８－１－８ 連基通７－１－３ 連基通７－１－４ 連基通７－１－５ 連基通７－１－６ 連基通７－１－７	□適	□否	□非該当	
固定資産	32	固定資産を事業の用に供するために要した費用を一時の損金としていませんか。	固定資産の取得価額には、購入したもの、自己が建設等をしたものを問わず、事業の用に供するために直接要した費用（例えば、工業用機械の据付費、調整試運転費など）が含まれますので、そのような費用は一時の損金とはなりません。	法令第54条 法基通７－３－16の２ 連基通６－３－25	□適	□否	□非該当	
	33	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。	建物付土地を取得後、おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手するなど、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であると明らかに認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額は、当該土地の取得価額に含める必要があります。	法基通７－３－６ 連基通６－３－８	□適	□否	□非該当	
	34	建物の建設に伴って支出が予定されている住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。 （毎年支出することになる補償金は除きます。）	新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のように減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しなくても差し支えありませんが、工場、ビル、マンション等の建設に伴って支出する住民対策費、公害補償費等の費用（法基通７－３－11の２(2)及び(3)又は連基通６－３－14(2)及び(3)に該当するものを除きます。）の額で当初からその支出が予定されているもの（毎年支出することとなる補償金を除きます。）は、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、当該減価償却資産の取得価額に含める必要があります。	法令第54条 法基通７－３－７ 法基通７－３－11の２ 連基通６－３－９ 連基通６－３－14	□適	□否	□非該当	
	35	資本的支出を一時の損金としていませんか。	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分は修繕費に該当し一時の損金となります。 他方、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出に該当し、その固定資産と種類及び耐用年数を同じくする固定資産を新たに取得したものとなります。ただし、一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等のために要した各事業年度ごとの費用の額が20万円に満たない場合又は修理、改良等がおおむね３年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合には、修繕費として一時の損金として差し支えありません。	法令第55条 法令第132条 法基通７－３－16の２ 法基通７－８－１ 法基通７－８－２ 法基通７－８－３ 連基通６－３－25 連基通６－８－１ 連基通６－８－２ 連基通６－８－３	□適	□否	□非該当	
	36	自社開発のソフトウエアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。	自社開発のソフトウエアを製作するために要した原材料費、労務費及び経費並びに事業の用に供するために直接要した費用は、そのソフトウエアの取得価額に算入することとなるため、一時の損金とはなりません。 この場合、その取得価額は適正な原価計算に基づき算定することになりますが、原価の集計、配賦等につき合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これが認められます。	法令第54条 法基通７－３－15の２ 連基通６－３－22	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
	37	ソフトウエアのバージョンアップのために要した費用を一時の損金としていませんか。	ソフトウエアのプログラムの修正等を行った場合に、その修正等がプログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費として一時の損金となりますが、新たな機能の追加、機能の向上等のバージョンアップを行っている場合には、その修正等に要した費用は資本的支出に該当し、ソフトウエアの取得価額に算入する必要があります。	法令第55条 法令第132条 法基通７－８－６の２ 連基通６－８－７	□適	□否	□非該当	
前払費用	38	前払費用に該当する支出を損金としていませんか。 （法基通２－２－14又は連基通２－２－14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）	前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当事業年度終了の時においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）は、支払った日の属する事業年度の損金とは認められず、役務の提供を受けた事業年度の損金となります。 ただし、「短期の前払費用」（支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係る前払費用で、継続して支払った日の属する事業年度の損金としているもの）については、支払った日の属する事業年度の損金として差し支えありません。	法法第22条 法基通２－２－14 連基通２－２－14	□適	□否	□非該当	
貸付金	39	役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。	経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります。	法基通９－２－９ 法基通９－４－２ 連基通８－２－８ 連基通８－４－２	□適	□否	□非該当	
有価証券	40	有価証券を取得するために要した費用を一時の損金としていませんか。	有価証券の取得価額には、当該有価証券の購入の代価等に加えて、購入のために要した費用が含まれます。 このため、購入手数料その他有価証券の購入のために要した費用は、有価証券の取得価額に算入され、一時の損金にはなりません。 なお、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料は有価証券の取得価額に算入せず、一時の損金として差し支えありません。 また、外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても同様に一時の損金として差し支えありません。	法令第119条 法基通２－３－５ 連基通２－３－５	□適	□否	□非該当	
前受金・仮受金・預り金・保証金	41	売上げ、雑収入等に計上すべきものはありませんか。	前受金、仮受金及び預り金が棚卸資産の販売、請負、固定資産の譲渡等の対価として収受したものである場合、その棚卸資産の販売等に係る収益計上基準に照らし、当事業年度の売上げ、雑収入等に計上すべきものが含まれているときは、当事業年度の益金とする必要があります。 また、当事業年度において資産の賃貸借契約等に基づき預った保証金等の一部又は全部について返還を要しないことが確定した場合、その返還しないことが確定した金額は、当事業年度の益金とする必要があります。	法法第22条 法基通２－１－41 連基通２－１－44	□適	□否	□非該当	
消費税等 売上げ	42	課税期間末までに資産の譲渡等の対価の額が確定していない場合に、その対価の額を適正に見積もり、課税標準に含めていますか。	資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もり、その金額を資産の譲渡等の対価の額として、その課税期間の課税標準額を計算する必要があります。 なお、見積額と最終的に確定した額との間に差額が生じた場合には、その差額を最終的に対価の額が確定した日の属する課税期間の資産の譲渡等の対価の額に加算又は減算することになります。	消法第28条 消基通10－１－20	□適	□否	□非該当	
	43	外注先に対して有償支給した原材料等の対価を課税対象外としていませんか。 （支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。）	外注先等に対して外注加工に係る原材料等を支給する場合において、その支給に係る対価を収受することとしている（いわゆる有償支給）ときは、その原材料等の支給は、対価を得て行う資産の譲渡に該当します。 ただし、有償支給の場合であっても、貴法人が支給した原材料等を自己の資産として管理しているときは、その原材料等の支給は、資産の譲渡に該当しません。	消基通５－２－16	□適	□否	□非該当	
売上原価	44	課税仕入れとした外注費等の中に給与に該当するものは含まれていませんか。	個人に対して支出する労務提供の対価は、請負契約に基づくものであれば資産の譲渡等の対価に該当しますが、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく給与であれば資産の譲渡等の対価に該当しないため課税仕入れとはなりません。 なお、その区分が明らかでない場合には、例えば、以下の①～④等の事項を総合勘案して判断することになります。 ①その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を許容するか。 （許容する：請負、許容しない：雇用） ②役務の提供に当たり貴法人が指揮監督をしているか。 （指揮監督していない：請負、指揮監督している：雇用） ③まだ引渡しを受けていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、既に提供した役務に係る報酬の請求を貴法人が受けるか。 （受けない：請負、受ける：雇用） ④役務の提供に係る材料又は用具等を貴法人が供与しているか。 （供与していない：請負、供与している：雇用）	消法第２条 消基通１－１－１	□適	□否	□非該当	
	45	未成工事支出金又は建設仮勘定に計上した支払について、資産の引渡しを受けていない又は役務の提供が完了していないにもかかわらず支払時の課税仕入れとしていませんか。	建設工事や製造に係る目的物の完成前に行った課税仕入れに係る対価については、未成工事支出金又は建設仮勘定に計上することがありますが、その課税仕入れの時期は、原則として、目的物の引渡しを受けたとき又は外注先等の役務の提供が完了したときになります。 そのため、目的物の引渡し又は役務の提供の完了を伴わずに支払われる中間金等は、その支払時においては課税仕入れとすることはできません。 なお、建設工事等に伴う未成工事支出金等のうち、元請業者（建設工事等を請け負った事業者）が下請業者（元請業者から建設工事等の全部または一部を請け負った他の事業者）の行った工事等の出来高に応じて支出したもので、元請業者が出来高検収書を作成し下請業者の確認を受けている場合には、その支払時において課税仕入れとすることができます。	消法第30条 消基通11－３－５ 消基通11－３－６ 消基通11－６－６	□適	□否	□非該当	
	46	三国間貿易（国外で購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡する取引）に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。	資産の譲渡等が国内で行われたか否かの判定については、資産の譲渡又は貸付けの場合は、原則として、譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定します。 したがって、国外で購入した資産を国内に搬入することなく他の事業者等に譲渡した場合における仕入れについては、その経理処理のいかんを問わず、その譲渡は国外取引に該当するため、課税仕入れとすることはできません。	消法第４条 消基通５－７－１	□適	□否	□非該当	
費用全般	47	出向社員等の給与負担金を課税仕入れとしていませんか。 （経営指導料等の名義で支出している場合も含みます。）	貴法人への出向社員に対する給与を出向元事業者が支給しているため、貴法人が負担すべき金額を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金は、その出向社員に対する給与に該当するため、課税仕入れとすることはできません。 この取扱いは、実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合も同様です。	消基通５－５－10	□適	□否	□非該当	
	48	贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。	商品券、ギフト券、旅行券等は物品切手等に該当するため、購入時には課税仕入れとすることは認められず、後日、その商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた際に課税仕入れとすることができます。 このため、商品券などを贈答した場合には、その商品券等を使って商品の購入等をしていませんので、課税仕入れとすることはできません。	消法第６条 消法別表第１ 消基通６－４－３ 消基通６－４－４ 消基通９－１－22 消基通11－３－７	□適	□否	□非該当	
	49	クレジット手数料を課税仕入れとしていませんか。	信販会社へ支払うクレジット手数料は、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る手数料又は賦払金のうち利子に相当する額であり、非課税となりますので、課税仕入れとすることはできません。	消法第６条 消法別表第１ 消令第10条 消基通６－３－１	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応（申告調整の有無等）
	50	同業者団体等の通常会費や一般会費を課税仕入れとしていませんか。	同業者団体、組合等に対して支払った会費又は組合費等について、当該同業者団体、組合等において、通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させ、団体の存立を図るためのいわゆる通常会費や一般会費に該当するとして資産の譲渡等の対価に該当しないとしているときは、当該会費又は組合費等は課税仕入れとすることはできません。	消基通５－５－３ 消基通11－２－６	□適	□否	□非該当	
	51	予約の取消し、契約変更等に伴って支払ったキャンセル料や解約損害金を課税仕入れとしていませんか。	予約の取消し、変更等に伴って支払うキャンセル料や解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、役務の提供の対価には該当しないことから、資産の譲渡等の対価には該当せず課税仕入れとすることはできません。 なお、解約手数料、取消手数料などは資産の譲渡等に係る契約等の解約等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供の対価であることから、課税仕入れとすることができますが、損害賠償金としての性格を有する部分と手数料的性格を有する部分とを一括して支払っており、それぞれについて判然と区分できない場合については、全体として資産の譲渡等に該当しないものとして取り扱うことから課税仕入れとすることはできません。	消基通５－２－５ 消基通５－５－２	□適	□否	□非該当	
	52	単身赴任者が帰省するための旅費など給与と認められる旅費を課税仕入れとしていませんか。	従業員の出張等に伴い支出する出張旅費、宿泊費、日当は、貴法人が事業遂行のために必要な費用を、旅行をした者を通じて支出しているものですので、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価となります。 しかし、通常必要と認められる金額を超える部分や単身赴任者が帰省するために支給する旅費等の職務の遂行に必要な旅行の費用とは認められない旅費は、給与に該当する支出であることから課税仕入れとすることはできません。	消基通11－２－１	□適	□否	□非該当	
	53	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等を課税仕入れとしていませんか。	海外出張に係る旅費、宿泊費及び日当等のうち輸出免税等に該当する取引、あるいは不課税取引に該当するものは、課税仕入れとすることはできません。 ただし、海外出張旅費等として一括支給する場合であっても、海外出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿泊費、支度金について、実費分として他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については、国内出張旅費等と同様に課税仕入れとして差し支えありません。	消基通11－２－１	□適	□否	□非該当	
	54	前払費用を支払時の課税仕入れとしていませんか。 （法基通２－２－14又は連基通２－２－14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合を除きます。）	役務の提供に係る課税仕入れは、役務の提供が完了した日を含む課税期間に行われたこととなるため、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した課税仕入れに係る支払対価のうちその課税期間の末日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）については、支払時の課税仕入れとすることはできません。 ただし、法基通２－２－14又は連基通２－２－14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合には、その支払時点で課税仕入れとすることができます。	消基通11－３－８ 法基通２－２－14 連基通２－２－14	□適	□否	□非該当	
	55	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社からの請求明細書のみを保存していませんか。	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社が交付する請求明細書は、課税資産の譲渡等を行った事業者が貴法人に対して交付した書類ではないことから、消法第30条第７項及び第９項に規定する請求書等には該当しませんので、当該請求明細書のみの保存をもって、クレジットカードで決済した経費等を課税仕入れとすることはできません。	消法第30条	□適	□否	□非該当	
営業外収益	56	ゴルフ会員権を譲渡した場合に、その対価を非課税売上げとしていませんか。	株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権は、その譲渡が非課税とされる有価証券に類するものには該当しないことから、その譲渡は非課税とはなりません。	消法第６条 消法別表第１ 消令第９条 消基通６－２－２	□適	□否	□非該当	
	57	車両等の買換えを行った場合に、販売額から下取額を控除した金額を課税仕入れ(又は課税売上げ）としていませんか。	車両等の買換えにおいては、課税資産の譲渡等と課税仕入れの二つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引として取り扱う必要があります。	消法第２条 消基通10－１－17	□適	□否	□非該当	

1　表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法 ……	法人税法	措法 ……	租税特別措置法	連基通 ……	連結納税基本通達
法令 ……	法人税法施行令	措令 ……	租税特別措置法施行令	消基通 ……	消費税法基本通達
消法 ……	消費税法	措則 ……	租税特別措置法施行規則	措通 ……	租税特別措置法（法人税編）通達及び租税特別措置法（連結納税編）通達
消令 ……	消費税法施行令	法基通 ……	法人税基本通達		

2　平成28年６月28日現在の法令・通達によっています。

3　表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。

4　表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。

申告書確認表

平成29年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

確認対象事業年度		担当者	役職：
確認実施日			役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しております。
確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩　申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。
確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

項目	No.	確認内容	確認結果		
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	□適	□否	
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第３条参照）。 また、複数の法人税額の特別控除の適用を受けようとする場合に、別表六(二十七)を作成していますか。	□適	□否	□非該当
	4	組織再編成がある場合、組織再編成に係る契約書等の写し及び主要な事項に関する明細書を添付し、適格判定を行っていますか。	□適	□否	□非該当
法人税額及び地方法人税額の計算 **別表一(一)・一(一)次葉**	5	別表一(一)の14欄及び41欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	□適	□否	□非該当
	6	地方法人税額の計算につき、別表一(一)次葉の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一(一)の38欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	7	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	□適	□否	□非該当
同族会社等の判定 **別表二**	8	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	□適	□否	□非該当
	9	17欄が50％超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。	□適	□否	□非該当
	10	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を１欄の内書に記載し、その記載した数を３欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	□適	□否	□非該当
所得金額の計算 **別表四・五(一)**	11	別表四の１③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書記載の剰余金の配当の額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	12	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の48②欄　＋　別表五(一)の31①欄　－　別表五(一)の28～30の③欄の合計額　＝　別表五(一)の31④欄	□適	□否	□非該当
	13	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	□適	□否	□非該当
	14	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	15	組織再編成がある場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	□適	□否	□非該当
租税公課 **別表五(二)**	16	５、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の２欄、３欄及び５欄で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	17	５欄、10欄及び15欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	□適	□否	□非該当
	18	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	19	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	□適	□否	□非該当
	20	仮払経理により納付した税額の合計額及び41欄の金額は、それぞれ貸借対照表又は勘定科目内訳明細書の記載額と一致していますか。	□適	□否	□非該当

申告書確認表

項目	No.	確認内容	確認結果		
所得税額控除 別表六(一)	21	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	□適	□否	□非該当
	22	別表六(一)の12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 (例) 公社債の利子、特定目的信託の社債的受益権の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配、公社債等運用投資信託の収益の分配、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当	□適	□否	□非該当
外国税額控除 別表六(二)等	23	国外事業所等を通じて事業を行っている場合には、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。	□適	□否	□非該当
	24	別表六(二)の21欄及び別表六(二)付表一の５欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	□適	□否	□非該当
	25	別表六(二)の12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びそれ以外の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は０）を記載していますか。	□適	□否	□非該当
	26	国外事業所等帰属所得及びそれ以外の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	□適	□否	□非該当
	27	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社配当等に係る益金不算入額、別表十七(三)の特定外国子会社等に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）	□適	□否	□非該当
外国税額控除 別表六(三)	28	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	□適	□否	□非該当
外国税額控除 別表六(四)・ 六(四の二)・ 六(五)	29	外国法人税に該当しない税（中国の増値税等）を記載していませんか。	□適	□否	□非該当
	30	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、法法第23条の２第２項第１号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第３項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成していますか。	□適	□否	□非該当
	31	別表六(四)の４欄、別表六(四の二)の５欄及び別表六(五)の３欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	□適	□否	□非該当
	32	別表六(四)の８欄、別表六(四の二)の７欄及び別表六(五)の５欄は、租税条約の限度税率を超えていませんか。	□適	□否	□非該当
	33	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の９欄及び別表六(五)の７欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	□適	□否	□非該当
試験研究費に係る 法人税額の特別控除 別表六(六)～(十)	34	別表六(六)の１欄及び別表六(八)の１欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	□適	□否	□非該当
	35	別表六(九)の３欄～11欄が記載されていませんか。	□適	□否	□非該当
	36	次に掲げる事業年度において、別表六(九)の12欄～19欄が記載されていませんか。 ① 別表六(六)の当期税額基準額の計算において18欄の特例加算割合を適用している事業年度 ② 別表六(七)の当期税額基準額の計算において13欄又は14欄により計算された金額を適用している事業年度	□適	□否	□非該当
	37	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額が記載されていますか。	□適	□否	□非該当
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	38	別表七(一)の２欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の55/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ① 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法法第57条第11項第１号該当） ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第２号該当） ③ 設立の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第３号該当）	□適	□否	□非該当
	39	別表七(一)付表一の「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。 また、「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前５年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、別表七(一)付表一の５欄～７欄及び９欄～12欄を記載していますか。	□適	□否	□非該当

申告書確認表

項目	No.	確認内容	確認結果		
受取配当等の益金不算入 別表八(一)		(受取配当等の額)			
	40	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) 公社債の利子の額、MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。) 、不動産投資信託の収益の分配の額、オープン投資信託の特別分配金の額、外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	□適	□否	□非該当
	41	31欄の金額に、完全子法人株式等 (その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	□適	□否	□非該当
	42	32欄の金額に、関連法人株式等 (その保有割合が３分の１超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	□適	□否	□非該当
	43	35欄の金額に、その他株式等 (完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	□適	□否	□非該当
	44	41欄の金額に、非支配目的株式等 (その保有割合が５％以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	□適	□否	□非該当
		(負債利子等の額)			
	45	３欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息 (社債利息及び手形の割引料等を含みます。) の合計額 (別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合には、その調整後の金額) と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	46	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通３－２－５～３－２－７の調整をした後の金額となっていますか (その他有価証券に係る評価益等相当額の減算又は評価損等相当額の加算は要しません。) 。	□適	□否	□非該当
	47	30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等 (他の内国法人の発行済株式等の３分の１を超える数等を当期又は前期の期末日以前６月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。) の税務上の帳簿価額となっていますか。	□適	□否	□非該当
	48	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか (その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年４月１日に存在していますか。) 。	□適	□否	□非該当
外国子会社から受ける配当等の益金不算入 別表八(二)	49	５欄は、25% (租税条約で別途定めのある場合はその割合) 以上となっていますか。	□適	□否	□非該当
	50	７欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	□適	□否	□非該当
	51	８欄は、６月以上の期間となっていますか。	□適	□否	□非該当
	52	27欄の金額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	53	経過措置により、平成28年４月１日において保有する外国子会社の株式又は出資 (同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限ります。) に係る剰余金の配当等の額を受ける場合には、12欄～17欄への記載は不要であるにもかかわらず、記載していませんか。	□適	□否	□非該当
収用換地等の所得の特別控除及び圧縮記帳 別表十(五)・十三(四)	54	各別表の５欄の金額に収益補償金又は経費補償金等の対価補償金とならない金額を含めていませんか。	□適	□否	□非該当
	55	別表十(五)の３欄は、２欄に記載した日以後６月以内の日付となっていますか。	□適	□否	□非該当
	56	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の10欄及び十三(四)の８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	□適	□否	□非該当
	57	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳 (特別勘定を設けた場合を含みます。) を重複適用していませんか。	□適	□否	□非該当
	58	収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか (別表十(五)の16欄～18欄) 。	□適	□否	□非該当
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	59	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の７第１項各号の要件を満たしていますか。	□適	□否	□非該当
	60	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	□適	□否	□非該当
	61	買換資産が措法第65条の７第１項第７号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか (特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。) 。	□適	□否	□非該当
	62	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち４欄の５倍 (平成29年４月１日前に行った譲渡に係る資産が旧措法第65条の７第１項第２号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍) を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	□適	□否	□非該当
	63	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか (平成27年８月10日以後に行った地域再生法第５条第４項第５号に規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、震災特例法第19条から第21条までの適用を受ける場合の割合は1.0となります。) 。	□適	□否	□非該当

申告書確認表

項目	No.	確認内容	確認結果		
寄附金の損金算入額 別表十四(二)	64	10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額（マイナスの場合は０）を記載していますか。	□適	□否	□非該当
交際費等の損金算入額 別表十五	65	交際費等に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を９欄に含めていますか。	□適	□否	□非該当
	66	当事業年度終了の日における法人の資本金の額若しくは出資金の額が１億円超である、又は法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず、３欄の計算をしていませんか。	□適	□否	□非該当
減価償却費 別表十六(一)・十六(二)・ 特別償却の付表	67	平成19年４月１日から平成24年３月31日までに取得した資産、平成24年４月１日から平成28年３月31日までに取得した資産又は平成28年４月１日以後に取得した資産について、それぞれ適用すべき償却方法及び償却率によって計算していますか（平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法については定率法を選定できません。）。	□適	□否	□非該当
	68	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	□適	□否	□非該当
	69	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	□適	□否	□非該当
	70	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	□適	□否	□非該当
特定外国子会社等に係る課税対象金額等 別表十七(三)等	71	特定外国子会社等を有する場合、別表十七(三)等を添付し、会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用の有無について判定を行っていますか（適用除外となる場合であっても、特定外国子会社等の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。	□適	□否	□非該当
	72	別表十七(三)等の各欄は、添付した特定外国子会社等の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか（会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受ける場合であっても、適用対象金額があり、特定所得の金額があるときは、別表十七(三の二)を作成していますか。）。	□適	□否	□非該当
	73	別表十七(三)の31欄の金額は、６欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（６欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。	□適	□否	□非該当
	74	別表十七(三)の35欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合には継続適用していますか。）（措通66の６－14参照）。	□適	□否	□非該当
	75	別表十七(三)付表一の25～27の計欄及び合計欄には、間接保有分も含めていますか。	□適	□否	□非該当
特定外国子会社等に係る課税対象金額等 別表十七(三の三)・十七(三の四)	76	別表十七(三の三)の６欄の金額は、４欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	□適	□否	□非該当
	77	別表十七(三の三)の17欄及び18欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値によっている場合には継続適用していますか。）（措通66の６－21参照）。	□適	□否	□非該当
	78	別表十七(三の四)の５欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	□適	□否	□非該当
国外関連者に関する明細書 別表十七(四)	79	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。	□適	□否	□非該当
P／L・B／S・勘定科目の内訳明細書 評価損等	80	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当
P／L・B／S・勘定科目の内訳明細書 役員報酬手当等及び人件費	81	申告書に添付した役員報酬手当等及び人件費の内訳明細書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	□適	□否	□非該当
	82	利益連動給与又は業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社（業績連動給与については、非同族会社の100％子会社である同族会社を含みます。）に該当していますか。	□適	□否	□非該当
	83	役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与（又は業績連動給与）のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当
	84	税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	□適	□否	□非該当
	85	「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名担当業務」欄に記載していますか。	□適	□否	□非該当
P／L・B／S・勘定科目の内訳明細書 特別損失雑損失等	86	損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	□適	□否	□非該当

申告書確認表

項目		No.	確認内容	確認結果		
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	資産の譲渡等	87	申告書①欄の金額は、付表２①欄（又は付表２－⑵①Ｄ欄）の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。 なお、特定課税仕入れがある場合、申告書①欄の金額は、特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書①欄の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。	□適	□否	□非該当
		88	付表２⑥欄（又は付表２－⑵⑥Ｄ欄）の金額には、有価証券の譲渡対価の５％に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。	□適	□否	□非該当
	控除税額	89	課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	□適	□否	□非該当
		90	申告書⑥欄は、貸倒れに係る売掛金等（税込額）の6.3/108、4/105又は3/103相当額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	□適	□否	□非該当
		91	付表２⑨欄は、⑧欄の金額に6.3/108を乗じた金額を記載していますか（又は、付表２－⑵⑨のＡ欄、Ｂ欄、Ｃ欄は、⑧のＡ欄、Ｂ欄、Ｃ欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額を記載していますか。）。	□適	□否	□非該当
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	92	課税売上割合が95％未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付し、当該内訳書の③欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	□適	□否	□非該当
		93	上記の場合、付表２⑪欄は、⑩欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表２－⑵⑪Ｃ欄は、⑩Ｃ欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	□適	□否	□非該当
	税額の計算	94	申告書⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	□適	□否	□非該当
		95	申告書⑰欄又は⑱欄の金額は、それぞれ⑧欄又は⑨欄の金額と一致していますか（付表１を添付する場合、申告書⑰欄又は⑱欄の金額は付表１⑬Ｄ欄の金額と、申告書⑲欄又は⑳欄の金額は付表１⑯Ｄ欄の金額と一致していますか。）。	□適	□否	□非該当
	法人税申告書等との関係	96	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	□適	□否	□非該当
		97	申告書㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合には、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	□適	□否	□非該当
		98	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80％未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか。	□適	□否	□非該当

1　表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	…… 法人税法	震災特例法	…… 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
法令	…… 法人税法施行令		
法基通	…… 法人税基本通達	租特透明化法	…… 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
措法	…… 租税特別措置法		
措通	…… 租税特別措置法関係通達（法人税編）		

2　平成29年６月30日現在の法令・通達によっています。

申告書確認表【留意事項】

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項目	No.	確認内容	留意事項
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第３条参照）。 また、複数の法人税額の特別控除の適用を受けようとする場合に、別表六(二十七)を作成していますか。	法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させるもの等の適用を受けるためには、適用額明細書の添付又は提出が必要となります。
	4	組織再編成がある場合、組織再編成に係る契約書等の写し及び主要な事項に関する明細書を添付し、適格判定を行っていますか。	適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る多額の譲渡損益等の申告調整が必要となることがあります。
法人税額及び地方法人税額の計算別表一(一)・一(一)次葉	5	別表一(一)の14欄及び41欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	6	地方法人税額の計算につき、別表一(一)次葉の56欄～59欄により計算していますか。 また、別表一(一)の38欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。
同族会社等の判定別表二	8	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
	9	17欄が50％超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。	別表三(一)を作成していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	10	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を１欄の内書に記載し、その記載した数を３欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	自己株式数を分母から除いて割合を算出していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
所得金額の計算 別表四・ 五(一)	11	別表四の１③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書記載の剰余金の配当の額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	12	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の48②欄　＋　別表五(一)の31①欄　－　別表五(一)の28～30の③欄の合計額　＝　別表五(一)の31④欄	中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合、完全支配関係（連結完全支配関係を除きます。）がある法人の株式又は出資について寄附修正を行った場合等には、一致しないことがあります。
	13	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
	14	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	15	組織再編成がある場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていない場合には、特定同族会社の課税留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
租税公課 別表五(二)	16	５、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の２欄、３欄及び５欄で加算していますか。	No.16～No.20によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	17	５欄、10欄及び15欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	
	18	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	
	19	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	
	20	仮払経理により納付した税額の合計額及び41欄の金額は、それぞれ貸借対照表又は勘定科目内訳明細書の記載額と一致していますか。	
所得税額控除 別表六(一)	21	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	22	別表六(一)の12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 （例）公社債の利子、特定目的信託の社債的受益権の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配、公社債等運用投資信託の収益の分配、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。

申告書確認表【留意事項】

項　　目	No.	確　　認　　内　　容	留　　意　　事　　項
外国税額控除 **別表六(二)等**	23	国外事業所等を通じて事業を行っている場合には、国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得とに区分して計算していますか。 また、国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。	平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得とに区分して計算することとされました。
	24	別表六(二)の21欄及び別表六(二)付表一の５欄の金額は、税引後の金額としていますか。 また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	税引後の金額としていない場合には、国外所得金額が過大となる可能性があり、その結果、外国税額の控除額が過大となることがあります。
	25	別表六(二)の12欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びそれ以外の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は０）を記載していますか。	平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得とに区分して計算することとされました。
	26	国外事業所等帰属所得及びそれ以外の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	
	27	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 （例）別表八(二)の外国子会社配当等に係る益金不算入額、別表十七(三)の特定外国子会社等に係る課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）	別表四の加減算額を調整していない場合には、国外所得金額の計算が正しく行われていない可能性があり、その結果、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
外国税額控除 **別表六(三)**	28	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。 また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	充当の順序に誤りがあった場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
外国税額控除 **別表六(四)・** **六(四の二)・** **六(五)**	29	外国法人税に該当しない税（中国の増値税等）を記載していませんか。	法人の所得を課税標準として課される税ではない中国の増値税等は外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。 また、法人の所得を課税標準として課される税であっても、税を納付する者がその納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税等、法令第141条第３項各号に掲げる税についても外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。
	30	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、法法第23条の２第２項第１号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第３項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成していますか。	外国子会社配当益金不算入の対象となる剰余金の配当等に係る外国源泉税等は、当該配当等の額のうち法法第23条の２第２項の規定の適用を受ける部分の金額に係るものを除き、外国税額控除の対象となりません。
	31	別表六(四)の４欄、別表六(四の二)の５欄及び別表六(五)の３欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	外国税額控除の適用時期については、原則として、外国法人税を納付することとなる日の属する事業年度において適用することとなりますが、継続適用を条件に、その納付することが確定した外国法人税額を費用として計上した日の属する事業年度において外国税額控除を適用することもできます。 なお、これは、適用年度を任意に選択できるというものではなく、その費用計上時期が税務上も認められる合理的な基準による必要があります。

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
外国税額控除 別表六(四)・ 六(四の二)・ 六(五)	32	別表六(四)の８欄、別表六(四の二)の７欄及び別表六(五)の５欄は、租税条約の限度税率を超えていませんか。	租税条約の限度税率を超えている部分については、外国税額控除の対象にならず、損金の額に算入されることとなります。
	33	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の９欄及び別表六(五)の７欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	みなし外国税額控除は、租税条約において、外国法人税を納付したとみなされる旨を取り決めた国及び税目に限って適用されることから、当事業年度における適用関係を租税条約により確認する必要があります。
試験研究費に係る 法人税額の特別控除 別表六(六)～(十)	34	別表六(六)の１欄及び別表六(八)の１欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	35	別表六(九)の３欄～11欄が記載されていませんか。	平成29年度税制改正により、増加額に係る税額控除制度は廃止されています。
	36	次に掲げる事業年度において、別表六(九)の12欄～19欄が記載されていませんか。 ①　別表六(六)の当期税額基準額の計算において18欄の特例加算割合を適用している事業年度 ②　別表六(七)の当期税額基準額の計算において13欄又は14欄により計算された金額を適用している事業年度	特例加算割合等の適用を受ける場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受けることはできません。
	37	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額が記載されていますか。	売上金額について申告調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	38	別表七(一)の２欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の55/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ①　当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法法第57条第11項第１号該当） ②　更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第２号該当） ③　設立の日から同日以後７年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第３号該当）	平成28年度税制改正により、控除限度割合が55/100とされています。
	39	別表七(一)付表一の「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。 また、「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前５年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、別表七(一)付表一の５欄～７欄及び９欄～12欄を記載していますか。	適格合併等があった場合に、被合併法人等の繰越欠損金を引き継ぐためには、一定の要件（いわゆる「みなし共同事業要件」又は５年継続支配関係の要件）を満たしていなければならないことから、別表七(一)付表一を記載する場合には、改めてその要件について確認する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

項　　目	No.	確　　認　　内　　容	留　　意　　事　　項
受取配当等の益金不算入 別表八(一)	（受取配当等の額）		
	40	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 （例）公社債の利子の額、MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。）、不動産投資信託の収益の分配の額、オープン投資信託の特別分配金の額、外国法人・特定目的会社・投資法人から受ける配当等の額、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	左記の（例）以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	41	31欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式等に係る配当等の額の計算期間が最長で１年であるのに対し、関連法人株式等に係る配当等の額の計算期間は最長で６月となります。
	42	32欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が３分の１超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
	43	35欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ①　完全子法人株式等（株式等保有割合100%）…益金不算入割合100/100 ②　関連法人株式等（株式等保有割合１/３超）…益金不算入割合100/100 ③　その他の株式等（株式等保有割合５%超１/３以下）…益金不算入割合50/100 ④　非支配目的株式等（株式等保有割合５%以下）…益金不算入割合20/100 （保険業を行う法人（青色申告書を提出するものに限ります。）については、④の益金不算入割合が40/100となります。） なお、②の関連法人株式等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
	44	41欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が５%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
	（負債利子等の額）		
	45	３欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合には、その調整後の金額）と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。
	46	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通３－２－５～３－２－７の調整をした後の金額となっていますか（その他有価証券に係る評価益等相当額の減算又は評価損等相当額の加算は要しません。）。	貸借対照表の純資産の部の控除項目として表示されている自己株式については、総資産の帳簿価額に加算する必要はありません。
	47	30欄の金額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の３分の１を超える数等を当期又は前期の期末日以前６月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人等の株式等をいいます。）の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、別表五(一)に記載された株式の取得価額に算入すべきデューデリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。
	48	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか（その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年４月１日に存在していますか。）。	平成27年度税制改正により、簡便法の基準年度が平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始した各事業年度とされています。

申告書確認表【留意事項】

項　　目	No.	確　　認　　内　　容	留　　意　　事　　項
外国子会社から受ける配当等の益金不算入 別表八(二)	49	５欄は、25％（租税条約で別途定めのある場合はその割合）以上となっていますか。	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除いて判定することとなります。
	50	７欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。
	51	８欄は、６月以上の期間となっていますか。	配当等の額の支払義務が確定する日以前６月以上継続して株式等を保有しているものが、益金不算入の対象となります。
	52	27欄の金額を別表四で加算していますか。	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における国外所得金額の計算に含まれることとなります。
	53	経過措置により、平成28年４月１日において保有する外国子会社の株式又は出資（同日において外国子会社に該当する外国法人の株式又は出資に限ります。）に係る剰余金の配当等の額を受ける場合には、12欄～17欄への記載は不要であるにもかかわらず、記載していませんか。	12欄～17欄への記載を行っている場合には、益金不算入額が過少となることがあります。
収用換地等の所得の特別控除及び圧縮記帳 別表十(五)・十三(四)	54	各別表の５欄の金額に収益補償金又は経費補償金等の対価補償金とならない金額を含めていませんか。	収益補償金又は経費補償金等については、原則として、所得の特別控除及び圧縮記帳の対象となる対価補償金に該当しませんが、次のような補償金については、所得の特別控除及び圧縮記帳の対象とされる対価補償金として取り扱うことができる場合があります。 ①　建物の対価補償金が収用等をされた建物の再取得価額に満たないため、収益補償金のうち建物の対価補償金として計算した金額 ②　収用等に伴い事業の全てを廃止した場合等で、かつ、他に転用できない機械装置等がある場合のその売却損の補償金 ③　土地等の収用に伴い、その上に存する建物等を取り壊した場合のひき家又は移築の補償金 ④　土地等又は建物等の収用等に伴い、移設困難な機械装置を取り壊した場合の移設補償金 ⑤　建物の収用等に伴い、その使用を継続することが困難となったため、借家人が転居先の建物の賃借に要する権利金に充てるものとして交付される借家人補償金
	55	別表十(五)の３欄は、２欄に記載した日以後６月以内の日付となっていますか。	公共事業者から最初に買取り等の申出を受けた日から６月以内（土地収用法第46条の２第１項の規定等により補償金の支払請求をした場合等については、別途期間が設けられています。）に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 また、次の資産についても、同様に代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 ①　一の収用換地等に係る事業につき、収用換地等による資産の譲渡が２年以上にわたって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産 ②　最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人（一定の場合を除きます。）から譲渡された資産

申告書確認表【留意事項】

項　　目	No.	確　　認　　内　　容	留　　意　　事　　項
収用換地等の所得の特別控除及び圧縮記帳 **別表十(五)・十三(四)**	56	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の10欄及び十三(四)の８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、所得の特別控除額や圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	57	同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	同一事業年度内の同一の暦年に属する期間に収用換地等があった場合において、所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	58	収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（別表十(五)の16欄～18欄）。	同一暦年での所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その事業年度における所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。
特定資産の買換えの特例 **別表十三(五)**	59	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の７第１項各号の要件を満たしていますか。	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。
	60	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	61	買換資産が措法第65条の７第１項第７号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	62	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち４欄の５倍（平成29年４月１日前に行った譲渡に係る資産が旧措法第65条の７第１項第２号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍）を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の５倍（平成29年４月１日前に行った譲渡に係る資産が特定の農地である場合は10倍）を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	63	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか（平成27年８月10日以後に行った地域再生法第５条第４項第５号に規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、震災特例法第19条から第21条までの適用を受ける場合の割合は1.0となります。）。	圧縮限度額の計算は、圧縮基礎取得価額に差益割合及び一定の縮減率を乗じて計算することとされ、圧縮基礎取得価額は、買換資産の取得価額と譲渡に係る対価のうち買換資産の取得に充てられた額とのいずれか少ない金額とされています。 また、同一事業年度において、買換資産が２以上ある場合の譲渡対価の額は、これらの資産のうち一の買換資産の取得価額に達するまでその取得に充てられたものとし、次に、その残額について、他の買換資産の取得価額に達するまで順次充てられたものとして計算することとなります。
寄附金の損金算入額 **別表十四(二)**	64	10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額（マイナスの場合は０）を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる期末の資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
交際費等の損金算入額 別表十五	65	交際費等に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を９欄に含めていますか。	接待飲食費に係る控除対象外消費税額等については、接待飲食費の額に含まれることとなるため、その金額の50%に相当する金額が損金の額に算入されません。
	66	当事業年度終了の日における法人の資本金の額若しくは出資金の額が１億円超である、又は法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず、３欄の計算をしていませんか。	左記に該当するにもかかわらず、中小法人等に係る定額控除制度を適用している場合には、交際費等の損金算入限度額が過大となることがあります。
減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表	67	平成19年４月１日から平成24年３月31日までに取得した資産、平成24年４月１日から平成28年３月31日までに取得した資産又は平成28年４月１日以後に取得した資産について、それぞれ適用すべき償却方法及び償却率によって計算していますか（平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法については定率法を選定できません。）。	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を選定できないこととされています。
	68	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	資本金の額又は出資金の額が１億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
	69	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできますが、措法による圧縮記帳及び他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	70	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
特定外国子会社等に係る課税対象金額等 別表十七(三)等	71	特定外国子会社等を有する場合、別表十七(三)等を添付し、会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用の有無について判定を行っていますか（適用除外となる場合であっても、特定外国子会社等の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。	別表十七(三)を添付していない場合には、会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受けることはできません。 また、別表十七(三の二)を添付していない場合には、特定所得の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受けることはできません。
	72	別表十七(三)等の各欄は、添付した特定外国子会社等の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか（会社単位の合算課税制度に係る適用除外規定の適用を受ける場合であっても、適用対象金額があり、特定所得の金額があるときは、別表十七(三の二)を作成していますか。）。	
	73	別表十七(三)の31欄の金額は、６欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（６欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。	６欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	74	別表十七(三)の35欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合には継続適用していますか。）（措通66の６－14参照）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、２以上の特定外国子会社等を有するときは、その全ての特定外国子会社等につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	75	別表十七(三)付表一の25～27の計欄及び合計欄には、間接保有分も含めていますか。	間接保有分とは、外国法人を通じて間接的に保有するものをいい、内国法人を通じて間接的に保有するものは含まれません。

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
特定外国子会社等に係る課税対象金額等 別表十七(三の三)・十七(三の四)	76	別表十七(三の三)の６欄の金額は、４欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	対象事業年度以外の外国法人税額を記載した場合には、控除対象外国法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	77	別表十七(三の三)の17欄及び18欄の金額の換算レートは、特定外国子会社等の当事業年度終了の日の翌日から２月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値によっている場合には継続適用していますか。）（措通66の６－21参照）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、２以上の特定外国子会社等を有するときは、その全ての特定外国子会社等につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	78	別表十七(三の四)の５欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。
国外関連者に関する明細書 別表十七(四)	79	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
P／L・B／S・勘定科目の内訳明細書 評価損等	80	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
役員報酬手当等及び人件費	81	申告書に添付した役員報酬手当等及び人件費の内訳明細書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。	所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額の全額が損金の額に算入されません。
	82	利益連動給与又は業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社（業績連動給与については、非同族会社の100％子会社である同族会社を含みます。）に該当していますか。	平成29年度税制改正により、同族会社であっても、非同族会社の100％子会社が支給する一定の業績連動給与の額は、損金の額に算入されることとなりました。
	83	役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与（又は業績連動給与）のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	他社から出向者を受け入れ、当該出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出する当該役員に係る給与負担金の支出を自社における当該役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。
	84	税務上使用人兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用人としての職務に従事していないことから、使用人兼務役員になることはできません。
	85	「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名担当業務」欄に記載していますか。	総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用人兼務役員になることはできません。
特別損失 雑損失等	86	損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は科料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。

申告書確認表【留意事項】

項目		No.	確認内容	留意事項
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	資産の譲渡等	87	申告書①欄の金額は、付表２①欄（又は付表２－⑵①Ｄ欄）の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。 なお、特定課税仕入れがある場合、申告書①欄の金額は、特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書①欄の金額と一致していますか（申告書⑤欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額が加算されていますか。）。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		88	付表２⑥欄（又は付表２－⑵⑥Ｄ欄）の金額には、有価証券の譲渡対価の５％に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利息の金額を含めていますか。	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	89	課税売上高が５億円超又は課税売上割合が95％未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
		90	申告書⑥欄は、貸倒れに係る売掛金等（税込額）の6.3/108、4/105又は3/103相当額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（貸付金等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	貸倒れに係る売掛金等（税込額）の8/108又は5/105相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
		91	付表２⑨欄は、⑧欄の金額に6.3/108を乗じた金額を記載していますか（又は、付表２－⑵⑨のＡ欄、Ｂ欄、Ｃ欄は、⑧のＡ欄、Ｂ欄、Ｃ欄の金額に3/103、4/105、6.3/108を乗じた金額を記載していますか。）。	課税仕入れに係る支払対価の額（税込額）の8/108又は5/105相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、課税仕入れに係る消費税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	92	課税売上割合が95％未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付し、当該内訳書の③欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95％以上であっても、課税売上割合が95％未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
		93	上記の場合、付表２⑪欄は、⑩欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表２－⑵⑪Ｃ欄は、⑩Ｃ欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、6.3/100を乗じることとなります。

申告書確認表【留意事項】

項目		No.	確認内容	留意事項
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	税額の計算	94	申告書⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。
		95	申告書⑰欄又は⑱欄の金額は、それぞれ⑧欄又は⑨欄の金額と一致していますか（付表１を添付する場合、申告書⑰欄又は⑱欄の金額は付表１⑬Ｄ欄の金額と、申告書⑲欄又は⑳欄の金額は付表１⑯Ｄ欄の金額と一致していますか。）。	申告書⑧欄、⑰欄及び⑲欄については、100円未満を切り捨てる必要はありません。
	法人税申告書等との関係	96	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
		97	申告書㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合には、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書㉖欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。
		98	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80％未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか。	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1　表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	……	法人税法
法令	……	法人税法施行令
法基通	……	法人税基本通達
措法	……	租税特別措置法
措通	……	租税特別措置法関係通達（法人税編）
震災特例法	……	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
租特透明化法	……	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2　平成29年６月30日現在の法令・通達によっています。

【Ｍｅｍｏ】

研修制度のご案内

１．研修受講義務

税理士会員は、一事業年度（毎年４月１日～翌年３月 31 日）に、36 時間以上の研修を受講しなければなりません（研修規則第２条、第５条）。

ただし、事業年度の途中に新規登録した会員については、登録した月の翌月からの月数按分した時間数となります（研修規則第５条第２項）。

２．研修の受講、受講記録の確定から受講時間等の公表までの流れ

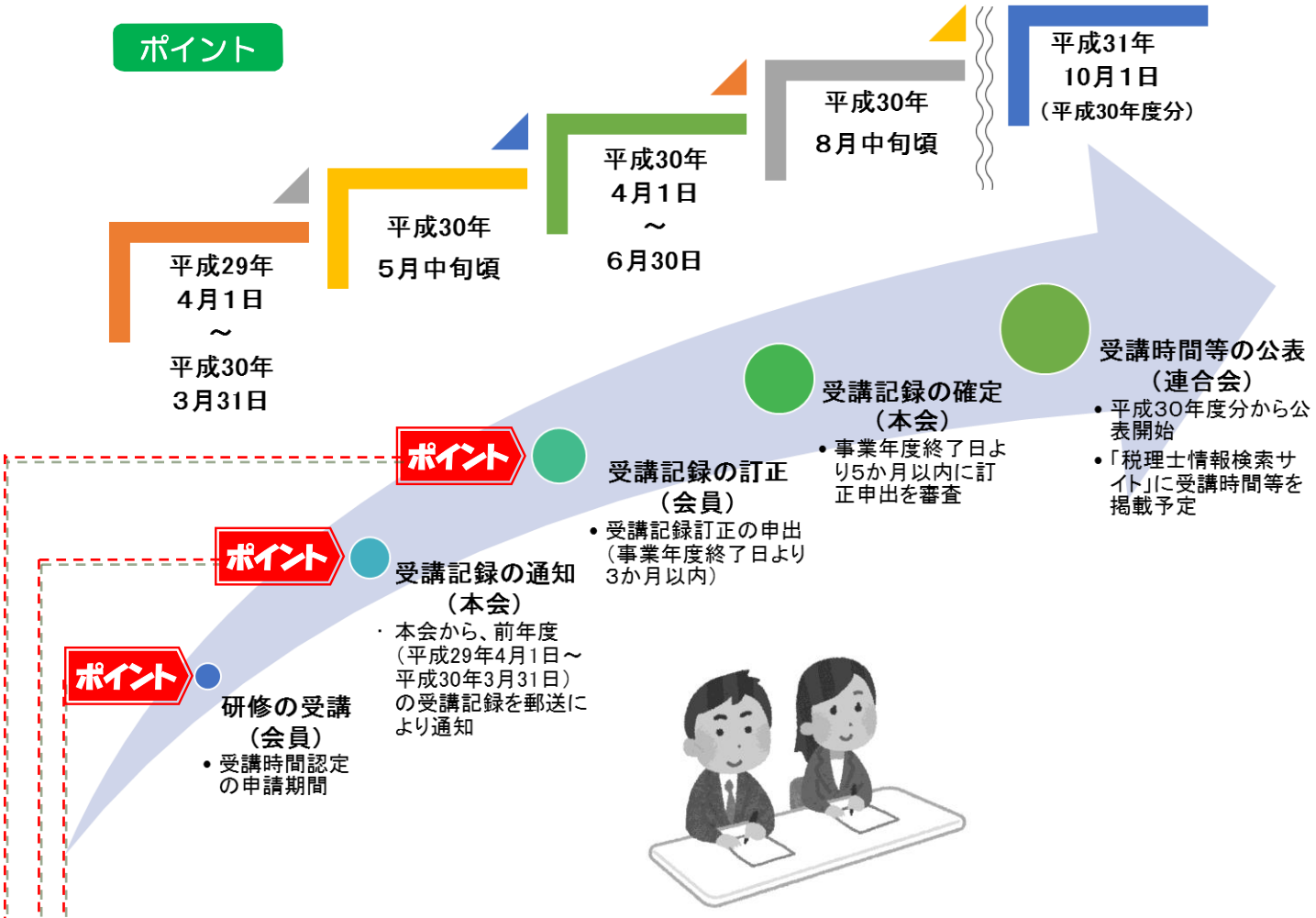

○　平成 29 年度（平成 29 年４月１日～平成 30 年３月 31 日）に 36 時間（研修の受講義務）以上の研修を受講しているか研修受講管理システムより必ず確認してください。

○　平成 30 年４月 15 日までを申請期限とする「その他の研修」及び「マルチメディア方式の研修」の受講時間認定の審査結果を反映した受講記録を平成 30 年５月中旬頃に郵送により通知します。

○　訂正の対象となるのは、税理士会や支部等が実施した研修に限られます。「その他の研修」及び「マルチメディア方式の研修」の受講時間認定の申請漏れは訂正の対象外です。

３．研修の種類及び受講時間算入制限

本会が実施する研修の種類及び受講時間算入制限は次のとおりです。

研修の種類	（副分類）	形態	算入の制限
(1)本会が主催、共催又は後援する研修		会場参加方式 マルチメディア方式	受講時間の算入の制限なし
(2)連合会が主催、共催又は後援する研修	・全国統一研修会		
	・登録時研修		
	・公開研究討論会		
	・その他研修		
(3)支部等が主催、共催又は後援する研修			
(4)他税理士会が主催する研修等			
(5)関連団体が主催、共催又は後援する研修			
(6)認定研修	・大学等が実施する研修で、本会が認定したもの	会場参加方式のみ	一事業年度につき18時間を限度
	・民間団体が実施する研修で、本会が特に認定したもの		
	・前号に規定する民間団体のうち、本会が特に認定した団体の実施するもの		
(7)その他の研修	・大学等及び民間団体が実施する研修で、本会の認定を受けていないもの		
	・士業団体が実施する研修（税理士業務に隣接するものに限る。）		
	・他会が認めた研修		

ポイント

ポイント

ポイント

※　研修の講師を務めた場合は研修時間の３倍の時間が③「その他の研修」の受講時間として（18時間を限度）。なお、４．に記載する受講時間認定の申請は、主催者が研修受講管理システムにより行うため、原則不要です。

ポイント

○　(1)～(5)「本会主催研修等」の日程等は、会報「近畿税理士界」に毎月同封しています。
　(1)～(5)「本会主催研修等」は、直接会場に行って受講する会場参加方式と本会及び連合会のホームページにて配信等されているマルチメディア方式の研修を受講する方法の２種類があります。

○　(1)～(5)「本会主催研修等」と(6)「認定研修」は受講時間算入の制限がありません。
　(7)「その他の研修」は、一事業年度18時間までを限度に受講時間として算入されます。

○　(6)「認定研修」と(7)「その他の研修」については、職業専門家として相応しい研修精度を保つため、一般納税者や経理担当者を主な受講対象者とする研修は除きます。
・税務署が主催する「年末調整」の研修会などの主に一般企業の経理担当者を対象とする研修会は、**受講時間に算入されません。**
・小学校等での租税教育の講師としての授業時間は、**受講時間には算入されません。**

４．受講時間認定の申請及び研修の科目

（１）受講時間認定の申請方法は次のとおりです。

申請方法	提出方法	申請期限	通知	
			認定の場合	否認の場合
【研修受講管理システム】 	研修受講管理システム	受講日の翌月 15 日までに	２か月以内に「研修受講管理システム」に受講記録を追加	２か月以内に「研修受講時間の審査結果」を郵送
【受講時間認定申請書（様式第６号）】 ＋ 開催案内など研修内容が確認できるものを添付	メール、ＦＡＸ、郵送等			

ポイント

○　(7)「その他の研修」または「マルチメディア方式の研修」を受講した場合は、各自で研修受講管理システム等により受講時間認定の申請をしてください。

（２）研修の科目の範囲は次のとおりです。

科目	備考
(1) 税理士法その他職業倫理に関するもの	税理士法、連合会会則、本会会則、支部規則、その他綱紀規則等に関する内容
(2) 租税法及び会計に関するもの	税理士業務等に資する内容
(3) 公益的業務に関するもの	成年後見制度、地方公共団体監査制度、公益社団法人等制度、ＮＰＯ法人制度、登録政治資金監査人制度等に関する内容
(4) 情報処理に関するもの	税理士業務に必要な、コンピューター、インターネット及び電子情報技術等に関する内容
(5) 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの	客観的な観点から認められる内容であること

ポイント

○　受講時間認定の申請は、上記科目の範囲内の研修内容であることが必要です。

５．受講義務免除の申請

税理士会員は、免除事由に該当する場合、本会に対し、一事業年度ごとに免除の申請をすることができます。申請方法は次のとおりです。

（１）対象となる事由及び提出書類は次のとおりです。

対象となる事由	提出書類	
	申請書	添付書類
負傷又は疾病による療養	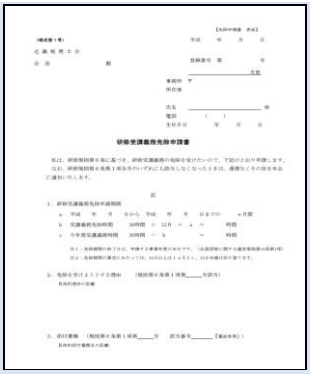	医師の診断書(もしくは申述書)
震災、風水害、火災などの災害		り災証明書（もしくは申述書）
出産		母子手帳の写し
育児		母子手帳の写し＋申述書
介護など	＋	介護認定書等＋申述書
報酬のある公職（法 43 条後段）	添付資料 （申述書）	勤務証明書等
国会議員又は地方公共団体の議会の議員		議員であることを証する書類

（２）申請期限及び提出書類は次のとおりです。

ポイント 申請期限	提出方法	提出先	通知
ポイント 事業年度終了日より３か月以内	郵送 ※「書留」、「簡易書留」推奨	本会	受理日から２か月以内に研修受講義務免除通知書を郵送

ポイント

○　平成 29 年度の受講義務免除の申請期限は平成 30 年６月 30 日までです。

○　免除申請書は、所属支部を経由せず、直接本会に提出してください。

６．各種申請書のご提出先／お問合わせ

近畿税理士会　事務局　制度研究課(担当：研修部)

〒540-0012　大阪市中央区谷町１丁目５番４号

TEL（06）6941-6886　FAX（06）6942-2182　e-mail：info_kensyu@kinzei.or.jp

研修受講管理システム利用マニュアル
（受講記録の確認・登録）

1-1.　受講記録の確認方法について

1．研修受講管理システムにアクセスする

（1）インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページ（http://www.kinzei.or.jp）にアクセスします。

検索サイト google 等で検索する。
近畿税理士会　検索

（2）「税理士の方へ」をクリックします。

（3）「近税パソネット 21 」をクリックします。

（4）「ユーザー名」と「パスワード」を入力します（会員以外には開示しないでください）。
ユーザー名　：　**go**
パスワード　：　**kinki**
入力が終わりましたら OK ボタンを押してください。

（5）「研修情報＞研修受講管理システム」をクリックします。

（6）「新受講管理システム」をクリックします。

1-2　受講記録の確認方法について

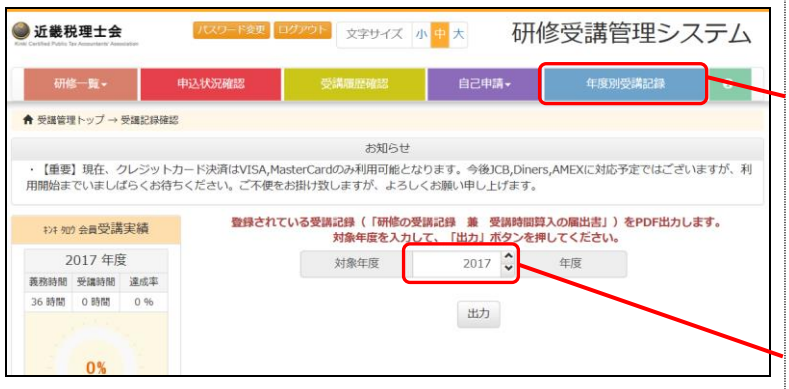

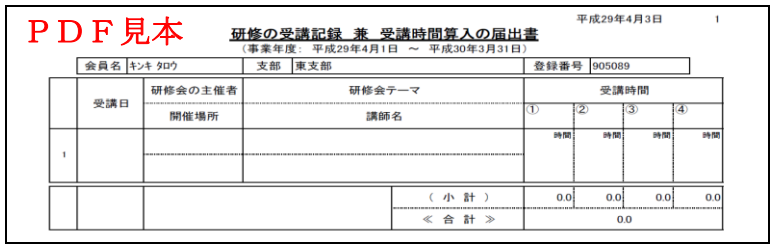

2．研修受講管理システムへのログイン

（1）研修受講管理システムに入る際には「登録番号」と「パスワード」が必要になります。入力が終わりましたらログインボタンをクリックします。

登録番号：登録番号（5桁 or6桁）を入力
ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ：初期ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ（生年月日）（8桁）
（例）19630223

※初回ログイン後に、パスワード設定画面に遷移します。
パスワード設定画面の「現在のパスワード」は初期パスワード（生年月日）です。

（2）ログイン完了後、トップページに移動します。
①画面左上に表示される自分のお名前（カタカナ）を確認願います。現時点での今年度研修受講総時間が表示されます。
②画面上部にメニュー項目が表示されます。それぞれの項目をクリックすると、各画面に移動することができます。
③新着の研修会情報として、研修会が最新のものから５件毎表示されます。

3．研修受講記録の確認

（1）画面上部メニューの「年度別受講記録」をクリックすると、一事業年度（4 月 1 日～3 月 31 日）に受講した研修会の受講記録を確認できます。

（2）確認したい事業年度（西暦）を入力し出力ボタンを押してください。
（例）平成 29 年度分を確認したい場合は「2017」と入力

（3）「はい」ボタンをクリックするとＰＤＦが出力されます。

2-1　受講時間の認定申請方法について

（1）「その他の研修」の場合

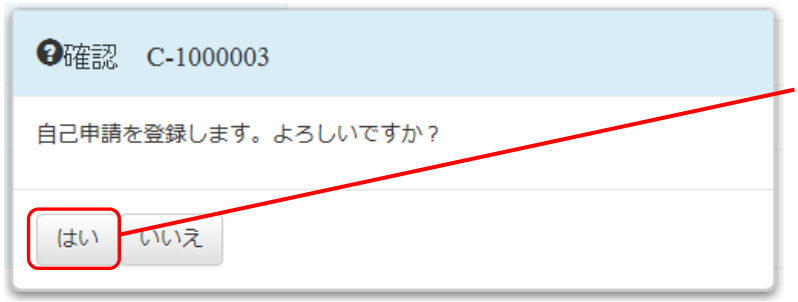

1．受講記録を登録する

（1）メニューの「自己申請」をクリックし、「「その他の研修」受講認定申請」をクリックします。

（2）必要事項を入力し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

＜必要事項＞

①実施団体名
　略称を使用せずに入力してください。

②日時

③会場

④講師名

⑤研修テーマ
　研修の科目がわかるよう詳しく入力してください。
　（例）正：相続税実務の留意点
　　誤：第５回研修会

⑥研修の概要
　内容がわかるよう詳しく入力してください。

⑦受講分類
　「受講者として」または「講師として」を選択してください。

⑧研修の種類

（3）入力内容を確認し、間違いがなければ「登録」ボタンをクリックしてください。

（4）確認メッセージ「自己申請を登録します。よろしいですか？」が表示されますので、「はい」をクリックしてください。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。

※登録完了後、本会にて審査いたします。審査にて認定後、受講時間に反映されます。

2-2　受講時間の認定申請方法について

（2）「マルチメディア方式の研修」の場合

1．受講記録を登録する

（1）メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

（2）ビデオ研修一覧が表示されますので視聴したビデオ研修の「申請」ボタンをクリックします。
※研修会タイトル等で検索もできます。

☆日税連主催研修会ビデオ（他会提供研修を含む）を視聴した場合は、配信覧の「日税連」を選択し、検索をクリックしてください。

（3）受講時間の登録画面に移動しますので受講日（視聴した日）を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。
※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の登録には、4桁の研修会確認コード（ビデオ終了時に画面上に表示されます）を入力する必要があります。

（4）確認メッセージ「自己申請を登録します。よろしいですか？」が表示されますので、「はい」をクリックしてください。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。
※登録完了後、本会にて審査いたします。審査にて認定後、受講時間に反映されます。

（留意事項）

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録登録はできません。

ご都合にあわせて受講できます！

マルチメディア研修のご案内

業務や会場定員等で研修会を受講できない会員のために、本会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオを「近税パソネット21＞研修情報＞マルチメディア研修／テキスト」に掲載していますので、ぜひご活用ください（講師都合により未収録の研修会を除く）。

なお、マルチメディア研修を受講された場合、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので「研修受講管理システム」で受講記録の登録をお願いします。

○研修会収録ビデオの視聴方法

（1）インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページ（http://www.kinzei.or.jp）にアクセスします。

検索サイト google 等で検索する。
近畿税理士会　検索

（2）「税理士の方へ」をクリックします。

（3）「近税パソネット 21 」をクリックします。

（4）「ユーザー名」と「パスワード」を入力します（会員以外には開示しないでください）。

ユーザー名　：　**go**

パスワード　：　**kinki**

入力が終わりましたら OK ボタンを押してください。

（5）「研修情報＞マルチメディア研修／テキスト」をクリックします。

（6）「近畿税理士会マルチメディア研修」バナーをクリックします。

☆日税連主催研修会（各税理士会提供研修を含む）は、「研修ホームページ」より視聴ができます。

ユーザー名　：　**taxnz**
パスワード　：　**taxnz**

※詳細は次葉参照願います。

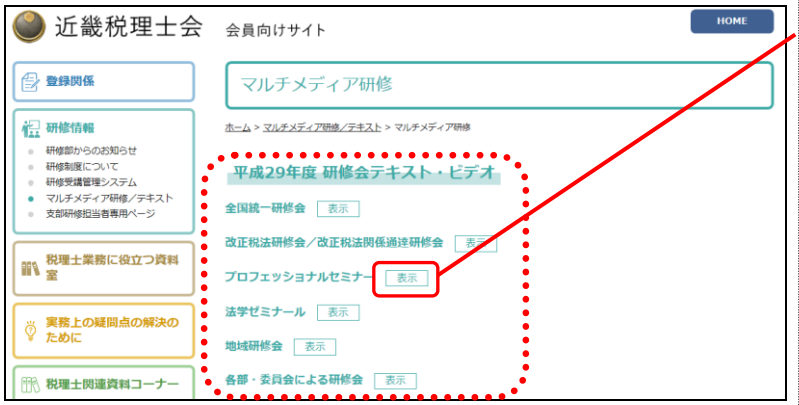

（7）ビデオを開催年度・研修会種別ごとに掲載していますので、受講したい研修会種別の表示ボタンをクリックします。

（8）選択した研修会種別のビデオタイトル一覧が表示されますので、スクロールして視聴したい研修会の「視聴」ボタンをクリックします。

日税連視聴サイト

「日税連視聴サイト」と表示されている研修会は日税連「研修ホームページ」へ移動します。移動後に再生ボタンをクリックし、ユーザー名・パスワードを入力すると視聴できます。

ユーザー名：　**taxnz**
パスワード：　**taxnz**

（9）視聴ページが表示されますので、「▶（再生）」ボタンをクリックします。

※視聴終了後に表示される「受講記録申請」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。

○日本税理士会連合会ビデオ研修のご案内

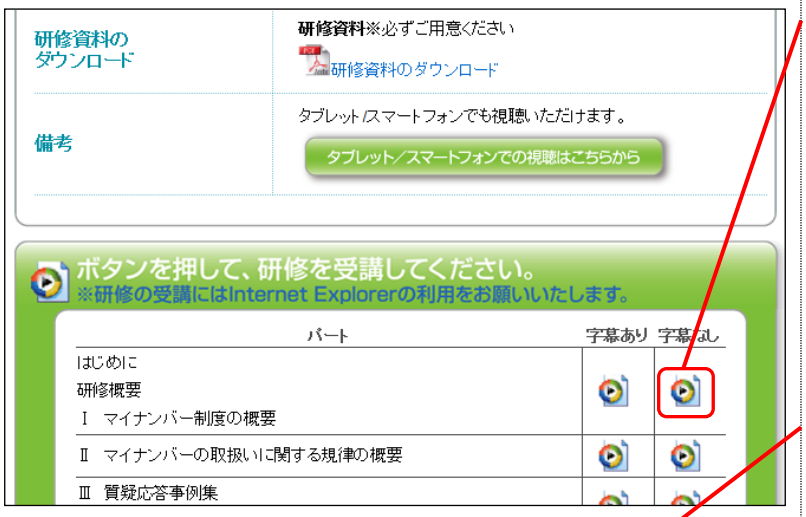

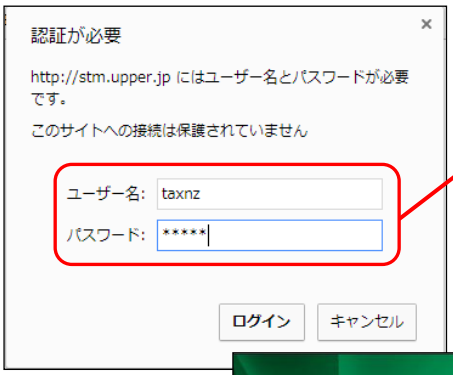

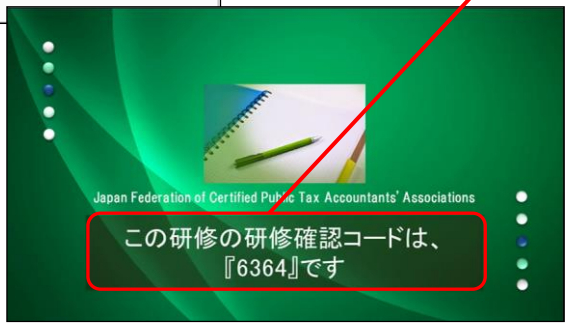

1．日本税理士会連合会研修ホームページにアクセスする

（1）「近畿税理士会ホームページ＞近税パソネット21＞研修情報＞マルチメディア研修／テキスト」アクセスし、「研修ホームページ」バナーをクリックし、研修ホームページに入ります。

2．研修会収録ビデオを視聴する

（1）研修ホームページが表示されますのでスクロールし、「現在配信中の研修」にリストアップされている各ビデオ研修の（視聴）ボタンをクリックします。

（2）ビデオ視聴ページが表示されますので、 ボタンをクリックします。

（3）「ユーザー名」と「パスワード」を入力します（会員以外には開示しないでください）。

ユーザー名　：　**taxnz**

パスワード　：　**taxnz**

OKボタンを押すとビデオが再生されます。

（4）動画内に4桁の研修確認コードが表示されますので、確認コードを控え、視聴後、受講記録の登録の際に入力してください。

※視聴終了後に「視聴が終了しました。受講記録を登録します。」と表示されますので、「はい」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。

○受講時間の認定申請方法について

1．受講記録を登録する

（1）メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

（2）ビデオ研修一覧が表示されますので視聴したビデオ研修の「申請」ボタンをクリックします。
※研修会タイトル等で検索もできます。

☆日税連主催研修会ビデオ（他会提供研修を含む）を視聴した場合は、配信覧の「日税連」を選択し、検索をクリックしてください。

（3）受講時間の登録画面に移動しますので受講日（視聴した日）を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。
※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の登録には、4桁の研修会確認コード（ビデオ終了時に画面上に表示されます）を入力する必要があります。

（4）確認メッセージ「自己申請を登録します。よろしいですか？」が表示されますので、「はい」をクリックしてください。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。
※登録完了後、本会にて審査いたします。審査にて認定後、受講時間に反映されます。

（留意事項）

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録登録はできません。

JTRI | JAPAN TAX RESEARCH INSTITUTE

賛助会員募集

創立30周年 新たな賛助会員制度を開始いたしました

平成26年4月1日より賛助会員制度を刷新し、新サービスを開始いたしました。
サービス向上に努め、大幅に特典が充実しております。
ぜひご入会ください。

会費（年額）

15,000円～

普通会員：15，000円
特別会員：20，000円
法人会員：30，000円
名誉会員：10万円以上

会員特典

◆租税ゼミナールの受講料割引
◆機関誌「税研」の無料配布
◆「税務事例研究」年度版 CD-ROM の無料配布
◆当センター刊行物の割引購入（2 割引）
◆当センター刊行物の電子書籍サービス
◆図書室蔵書の貸出利用
（貸出冊数：2 冊、貸出期間：2 週間）
◆コピーサービスの利用
◆日税研通信ゼミ審査料免除

＋

特別会員限定

◆研究紀要「日税研論集」の無料配布
◆当センター刊行物の割引購入（3 割引）
◆図書室蔵書の貸出利用
（貸出冊数：4 冊、貸出期間：4 週間）
◆コピー代金の月末締請求を利用可能
◆税務相談室の優先利用

詳しい情報は下記Webサイトより
アクセスしてご覧ください。

日税研　検索

http://www.jtri.or.jp

日本で最大の
税に関する
民間シンクタンク

「税」の未来はここからかわる

公益財団法人日本税務研究センター

公益財団法人日本税務研究センターは，租税制度，税務行政，税理士制度及び企業会計等に関する学術的な調査研究を行い，それらを広く一般に公開することによりわが国の申告納税制度の進歩発展とその普及啓蒙等に資することを目的に活動しています。
研究者、実務家、税理士をはじめ、広く一般国民に向け、税務に関する有益な情報を提供しております。

〒141-0032　東京都品川区大崎 1-11-8　日本税理士会館1階
お問い合わせ　03-5435-0912

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

近畿税理士会　制度研究課　行

FAX:06－6942－2182

記入日　　年　　月　　日

賛助会員入会申込書

会員種別	特別会員又は普通会員をお選びください。 ☐ 特別会員（年額 20，000円）　☐ 普通会員（年額 15，000円）			
フリガナ				
氏　名				
所属税理士会	税理士会			
所属支部	支部			
税理士登録番号				
住　所	〒			
電話番号	－　　－	FAX番号	－　　－	
E-Mail	@			メールマガジン ☐ 要 ☐ 不要

〔入会手続について〕

1．必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。
2．後日、当センターからお送りする正式の入会申込書（兼口座振替依頼書）に所要事項をご記入し、ご返送ください。初年度の会費は、上記申込書に同封の専用払込用紙により払い込みください。
3．当センターで確認後、会員証をお送りします。

日本税務研究センター使用欄